

# **長野県森林づくり県民税に関する基本方針**

**平成 29 年 11 月  
長 野 県**

# 目 次

- 1 長野県森林づくり県民税に関する基本方針 … 1
- 2 森林づくり県民税活用事業（別紙） …15
- 3 【資料編】 …27
- 4 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」  
への御意見について（別紙1） …59
- 5 【県民説明会】「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」  
への御意見について（別紙2） …81

# 長野県森林づくり県民税に関する基本方針

この基本方針は、「長野県森林づくり県民税」（以下「森林税」という。）の課税期限を迎えるに当たり、これまで様々な観点から出された意見等を踏まえ、改めてゼロベースで超過課税の必要性等を検討し、県の考え方をまとめた基本方針（案）（平成 29 年 9 月 21 日公表）を基に、県議会 9 月定例会やパブリックコメント、県民説明会等を経て、最終的にとりまとめたものである。

（1～4、「参考」は基本方針（案）どおり。5において「パブリックコメント及び県民説明会等の実施」について新たに記載。6において「結論」を新たに記載。6の「森林税を平成 30 年度以降に継続する場合の運用上の改善事項」は7へ。7の「今後の対応について」は項目ごと削除。）

## 1 これまでの成果と課題

森林<sup>※1</sup>の持つ多面的な機能<sup>※2</sup>を維持・増進させるため、これまでの財源では十分に対応できなかった里山における間伐等を集中的に推進するために森林税を導入し、平成 20 年度から事業を実施している。

※1 森林：森林法第2条第1項第1号及び第2号に定められている「木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹」「木竹の集団的な生育に供される土地」

※2 多面的な機能：県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう

### これまでの森林税の取組（10 年間の成果と課題）

- 里山の間伐については、今年度までの 10 年間で実施面積 32,210ha（当初目標の 84%）となる見込みであり、財源不足で従来取り組むことができなかった里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げることができた。

一方、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象とりにくくなったことに加え、所有者の不在化や境界の不明瞭化など、山離れが一層深刻化し、条件が困難な森林が未整備のまま残されている。

#### 【森林税を活用した間伐面積の推移】

単位：ha

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	(3,140)	(32,210)

（ ）は現時点の見込み

- 間伐材を搬出して地域で活用を推進するため、第 2 期（平成 25 年度から）から間伐材の搬出経費支援を新たに実施したが、対象を切捨て間伐後の間伐材に限定していたこと、間伐材の搬出に欠かせない路網の整備が支援対象外であったことなど、制度設計が現場の作業に十分適合していなかったことから搬出が進まなかった。なお、里山を含む民有林全体では切捨て間伐から搬出間伐へと着実にシフト（間伐材搬出実績：平成 19 年度 121 千 m<sup>3</sup>→平成 28 年度 182 千 m<sup>3</sup>（約 5 割増））している。

#### 【森林税を活用した搬出間伐の取組】

単位：m<sup>3</sup>

年度	H25	H26	H27	H28	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	14,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470	7,289

- 「森林づくり推進支援金」は、税収の 2 割相当額である 1.3 億円／年を市町村に配分し、地域の実情や課題に精通している市町村が、独自性と創意工夫を凝らして事業展開できるよう、きめ細やかな森林づくりの取組を支援してきた。

長野県地方税制研究会（以下「税制研究会」という。）からは、この支援金についても、県の超過課税を財源としていることから、その用途等について県民への説明責任を果たすべきとの指摘があり、第 2 期からは「長野県森林づくり指針」に掲げる 3 つの方針に関する事業に用途を限定するとともに、その成果を県下 10 地域の「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）で検証し、県ホームページで公表するよう改善した。その結果、県が掲げた方針に沿った地域の課題に対応した取組が進められているが、用途、達成目標、成果等について、より一層説明責任を果たすことが求められている。

- ・ 森林づくり県民税基金（以下「基金」という。）の基金残高は、間伐面積が目標に達していないことに加え、大北森林組合等補助金不適正受給事案を踏まえて、事業のより確実な執行を図るため予算を一時抑制したこともあり、平成 29 年度末で約 4.9 億円となる見込みである。

## 2 森林税に関する意見等(基本方針(案)公表(平成 29 年9月21日)までの整理)

### (1) 「みんなで支える森林づくり県民会議」(以下「県民会議」という。)

[長野県森林づくり県民税に関する提言(平成 29 年 9 月 4 日)]

- ・ 森林税の継続を強く要望。
- ・ その用途についても、これまでの枠組みに捉われない「長野県らしい森林づくりへの転換」を期待。

#### 抜本的な改善提案 10 項目(ポイントのみ記載)

##### 【用途に対する提案】

- ④ 里山整備の重点化
- ⑤ 「搬出間伐」を本格化
- ⑥ 長野県らしい暮らし方を実感できる「県産材の活用」
- ⑦ 里山の多様性を引き出せる「人材の育成」
- ⑧ 多様な県民ニーズに応えるよう、全県的な課題解決
- ⑨ 「森林づくり推進支援金」の継続と説明責任
- ⑩ 4.9 億円の基金残高は積極的に活用すべき

##### 【事業の仕組みに関する提案】

- ① 理解と関心を高める情報の発信
- ② コンプライアンスの確立
- ③ 情勢の変化に柔軟に対応

### (2) 「税制研究会」

[長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題(平成 29 年 9 月 4 日)]

- ・ 森林税の継続の是非について判断せず、継続する場合の克服すべき問題点等を指摘(税制研究会の指摘事項についての具体的な対応は後述「参考」。)

#### 第3期(継続する場合)に向けた注意点及び克服すべき問題点

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>①「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底</li> <li>②切捨間伐から搬出間伐への重点シフト(第2期の前提条件)の確実な履行</li> <li>③基金残高の「合理的な」解消と県民への説明<br/>～事業規模拡大と税率引き下げの2オプション～</li> <li>④国庫補助事業「裏負担」問題の解消:「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>⑤森林税の「既得権」化問題の打破:県庁組織とチェック機関の改善</li> <li>⑥森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善<br/>～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～</li> </ol> |
|--|---|

### (3) 森林税アンケート調査結果

- ・ 県民、企業、市町村、市町村議会を対象に、平成 29 年 6 月から 8 月にかけてアンケートを実施。
- ・ 7 割以上の県民・企業の皆様が継続に賛成。
- ・ 「新しい取組内容を加えて継続」という回答が全体の 4 割超。
- ・ 森林税を継続した場合、新たに税を活用すべき取組として、「地域で必要とされる幅広い森林整備への支援」、「県民にとって身近な場所の森や緑の整備」、「県民が地域の木に親しめるようにするための支援」など多様な期待が寄せられている。

## 平成 30 年度以降の森林税の継続の是非

(単位：%)

県民：調査期間 6/15～7/11、  
調査対象 3,000 人、回収率 33.2%  
企業：調査期間 6/9～7/26、  
調査対象 100 社、回収率 42.0%

区分	継続賛成			計	継続反対	分からない 無回答
	現行のまま継続	新しい取組内容を 加えて継続	全く新しい取組 として継続		継続すべきで はない	
県民	24.8	43.4	4.3	72.5	8.0	19.5
企業	28.6	45.2	4.8	78.6	0.0	21.4

※市町村・市町村議会は、市長会等から既に継続要望があったため、本項目については調査していない。

### (4) 市町村・市町村議会

- 市町村における森林づくりが促進されるよう、柔軟かつ効果的な活用を検討するとともに、継続することを要望。(平成 29 年 5 月市長会要望)
- 来年度以降も同制度(森林税)を継続し、地域の実態に即した事業を実施するとともに、町村固有の課題に対応した森林整備が柔軟に対応できる事業体系とすること。(平成 29 年 5 月町村会要望)
- 森林税を活用すべき取組として「観光地等の景観整備」、「木材の利用」、「県民にとって身近な場所の森や緑の整備」などに期待。市町村が森林に関する地域の様々な課題に対応する「森林づくり推進支援金」への期待も大きい。(平成 29 年 6～8 月市町村・市町村議会へのアンケート結果)

### (5) 県議会

[平成 29 年 6 月定例会農政林務委員会 委員長報告]

- これまでの取組による成果や課題等について県民への十分な説明や、必要性について理解を深めることが重要。
- 地域のニーズの高い事業に対応できるよう柔軟な用途の検討を求める。
- 多額の基金残高があることや国で検討を進めている森林環境税(仮称)との関係等から、来年度以降のあり方について慎重な検討を求める。

[長野県林業振興研究会※(平成 29 年 9 月)] ※複数の会派の県議会議員、長野県森林組合連合会、長野県木材協同組合連合会等で構成

- 手入れがされずに放置された森林が多く残されていることから、来年度以降も制度を継続すること。
- 基金残高も有効活用して、県民の多様な要請に応える森林整備を進めること。
- 森林資源を最大限活用するため、搬出間伐の推進、県産材の活用、将来を担う人材の育成が一層加速できる制度とすること。

その他、長野県造園建設業協会、日本樹木医会長野県支部から、街路樹整備や巨樹古木の整備等への要請有。

## 3 今後の森林づくりの方向性

本県は、県土の 8 割を森林が占める全国有数の森林県である。先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は多面的な機能を有する私たちの貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが必要であると考えます。

1 で記したとおり、財源不足で従来取り組むことができなかった「喫緊の課題を抱える里山の森林」約 68 千 ha のうち、約 32 千 ha については、森林税を活用して間伐を実施したことにより、里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げてきたが、依然として約 36 千 ha が未整備で残る見通しとなっている。加えて、近年、局地的な豪雨が頻発する傾向が強まっており、県民の生命、財産を守るためには、防災・減災の観点での森林整備を進めることが待ったなしの課題である。

また、山村地域における過疎化や高齢化等が急速に進行し、所有者の特定が困難な森林の増大など、森林管理の空洞化も深刻さを増していることから、住民協働による里山の整備を促進するとともに、薪等の森林資源の多面的利活用※を進めることで、自立的・持続的な森林管理を構築していくことが求められている。そのためには、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートできる人材の育成が不可欠であり、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用なども強く求められている。

さらに、広い県土を有する本県においては、こうした課題に対応する上で、地域の実情に精通した市町村の役割が極めて重要であり、市町村とともに地域のかみ細やかな課題にも対応していく必要がある。

以上のような観点で、県民会議からの提言や森林税アンケート調査結果等も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県の独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したところ、今後、県として積極的に進めていく必要がある事業として次のようなものが挙げられる。

※森林の多面的利活用:木材等の林産物の利用のほか、森林の空間そのものを交流、観光や自然教育、野外教育等の場として利用すること

### (1) 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

- ・ 今年度終了後に未整備で残る見通しとなっている約 36 千 ha について、本県が全国に先駆け実施した航空レーザー測量などの科学的知見に基づき分析した結果、防災・減災の観点から整備の必要性が高い箇所が約 18 千 ha あることが判明している。このうち約 5 千 ha については、原則として治山事業で整備を行うことを検討するが、残る約 13 千 ha のうち、混み合っている約 9 千 ha の森林整備については、間伐により根の発達を促進し、災害に強い森林に移行させるため、緊急な対応が必要。
- ・ 条件的に可能な箇所においては、路網整備も含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。
- ・ 河川沿いの立木については、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れがあることから、防災・減災の観点での河畔林整備が必要。

#### 【積極的に進めていく必要がある主な事業】

- ・ 防災・減災のために必要不可欠な里山概ね 5,700ha 程度の間伐  
(緊急な整備が必要な森林約 9 千 ha について、所有者不明森林等における実行可能性を勘案した面積)
- ・ 今後整備が必要な場所は国庫補助事業の対象になりにくい規模の小さな森林が多くなっていることから、税単独事業の割合を高めるとともに、事業要件の見直し<sup>※1</sup>を行うことで多様な担い手の参画を促進
- ・ 国庫補助対象となる箇所は減少していく見込みであるものの、対象となる場合には、県義務負担分と独自嵩上げ分に森林税を充当<sup>※2</sup>
- ・ 条件的に可能な箇所においては、間伐作業と搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐<sup>※3</sup>を実施
- ・ 防災・減災の観点での河畔林整備（県管理河川概ね 45 箇所程度、市町村管理河川概ね 75 箇所程度）（原則搬出）

※1 見直し後の事業要件:【里山整備事業】1箇所当たりの整備面積 0.1ha 以上、【境界明確化等条件整備】1箇所当たりの面積要件なし

※2 本県においては、地方交付税の措置額以上に積極的に造林事業に取り組んできているが、今以上に造林事業に一般財源を充当することは困難であり、国庫補助の対象となる場合には、県義務負担分にも森林税を充当

※3 搬出間伐の事業地に接続するための路網整備:事業対象地は個人有林に限定しない

- ・ 県では、「長野県ふるさとの森林づくり条例」を定め、地域住民が自発的に里山保全を図る「里山整備利用地域」制度を有している。
- ・ こうした制度を効果的に活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な森林資源の利活用を進めることで、森林と地域との関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築していくことが必要。
- ・ 条件的に可能な箇所においては、路網整備も含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、間伐材等の利活用を進めることが必要。
- ・ 自立的な里山の多面的利活用を行う事業主体を育成していくためには、資機材の導入支援や遊歩道の整備も必要。(第 1 期・第 2 期に比べると、単位面積当たりの整備費用は増加するが、多面的な森林資源の利活用が進むことにより、里山の恩恵をより多くの県民が享受)

**【積極的に進めていく必要がある主な事業】**

- ・ 「里山整備利用地域」における地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用約 150 地域（概ね 1,500～2,250ha 程度）
- ・ 今後整備が必要な場所は国庫補助事業の対象になりにくい規模の小さな森林が多くなっていることから、税単独事業の割合を高めるとともに、事業要件の見直し<sup>※1</sup>を行うことで多様な担い手の参画を促進
- ・ 条件的に可能な箇所においては、間伐作業と搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐<sup>※2</sup>を実施
- ・ 自立的な里山の多面的利活用を行うための資機材の導入支援や遊歩道の整備<sup>※3</sup>等への支援を実施（税単独事業）

※1 見直し後の事業要件:【里山整備事業】1箇所当たりの整備面積 0.1ha 以上、【境界明確化等条件整備】1箇所当たりの面積要件なし

※2 搬出間伐の事業地に接続するための路網整備:事業対象地は個人有林に限定しない

※3 遊歩道の整備:事業対象地は個人有林に限定しない

**(2) 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用**

- ・ 搬出した間伐材等を身近な環境で積極的に利活用することにより、自立的・持続的な森林管理につなげていくことが重要。
- ・ このことはまた、森林の恩恵を県民が実感でき、また、来訪者に対しても発信できる取組として重要。
- ・ 幼少期に木と触れ合うことは、情緒を安定させるなど子どもたちの成長に効果をもたらすとされていることから、児童センターや商業施設のキッズルームなどの子どもの居場所の木質化等を進めるとともに、観光地における道路等の公共サインなど多くの方が利用し、又は目に触れる施設等について、その木質化を進めていくことで、「木と森の文化」を育んでいくことが必要。
- ・ 木材の地産地消や地消地産を推進する観点で、薪を流通させるための仕組みづくりや、松くい虫被害木などの里山資源をバイオマスエネルギーとして活用するための仕組みづくり等が必要。

**【積極的に進めていく必要がある主な事業】**

- ・ 幼少期に木と触れ合う機会を提供するための子どもの居場所となる児童センターや商業施設のキッズルームの木質化
- ・ 県産材と身近に触れ合うための木製品づくり体験への支援
- ・ 県産材の魅力を県内外にアピールするため、観光地等における県産材を活用した標識の設置
- ・ 里山資源を薪として活用するため、地域循環型のコンパクトな流通の仕組みづくり

**(3) 森林づくりに関わる人材の育成**

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務。
- ・ 森林への期待や利活用の形態が多様化している現状において、NPO や自主的な森林づくりに取り組む方々など森林づくりに関わる人々の力の結集が必要。
- ・ 地域住民等の協働作業における安全性を確保するための技術講習等を行うことが必要。

**【積極的に進めていく必要がある主な事業】**

- ・ 森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成
- ・ 地域住民がボランティアとして参加し、更に意欲的な者においては副業に結び付けていくことを見据えた里山の整備・利活用を実施するための技術講習等
- ・ 森林を観光や健康、教育等の分野と結び付け、地域の多様な産業や交流を創出できる人材の育成
- ・ 豊かな自然を活かした自然教育、野外教育を推進するための教育プログラムの開発と指導人材の育成

**(4) 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用**

- ・ 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があることから、教育や子育てにおける森林の利活用を推進することが必要。

- ・ 全国に比べ多くの学校が学校林を保有（保有学校数全国第2位）しながらも、手入れが行われず、放置されてきた学校林については、整備し利活用することが必要。
- ・ 県独自の制度である「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」による認定園において、森林での保育・教育活動の安全性確保や、教育環境の充実が必要。
- ・ 主要道路や鉄道の周辺、観光地のビューポイントなどにおいて未整備の森林が景観を損ねている場合が多く、観光の視点から森林の整備が必要であり、また、森林セラピーの推進などを通じて森林を活用した観光の質の向上を図っていくことが必要。

**【積極的に進めていく必要がある主な事業】**

- ・ 学校林<sup>※1</sup>の利活用を促進するため、長期間未整備のために利用困難な学校林の解消
- ・ 「信州やまほいく」認定園における森林<sup>※1</sup>を活用した活動の安全性確保及び教育環境の充実
- ・ 観光地の魅力向上のため、地域の景観に適合した街路樹や森林<sup>※1</sup>の整備、森林セラピー基地の整備<sup>※1</sup>

※1 学校林、「信州やまほいく」認定園における森林、景観に適合した街路樹や森林、森林セラピー基地：事業対象地は個人有林に限定しない

**(5) 市町村に対する財政調整的視点での支援**

- ・ 現在の森林づくり推進支援金については、従来の施策では対象にならない松くい虫被害対策や野生鳥獣対策としての緩衝帯整備等喫緊の課題に対応できるとして市町村の評価が高い。
- ・ 広い県土を有する本県においては、各地域の様々な課題に応じた森林整備等の取組が不可欠であることから、市町村がきめ細やかな対応を行うための一定の財源が必要。
- ・ 森林を多く抱える山間部の町村は、総じて人口が少なく財政規模も小さいことから、森林面積等に応じた配分を行う財政調整的な性格を有する支援は不可欠。
- ・ 税制研究会からの意見を踏まえ、森林づくり推進支援金については、財政調整を図るための制度として、現行の年間1.3億円を0.9億円まで縮減し、活用しうる事業は、第2期の森林づくり推進支援金の活用実績を参考にしつつ、松くい虫被害対策や野生鳥獣被害対策としての緩衝帯整備等、地域固有の重要課題に対応していただくことが必要。
- ・ なお、その事業内容や実施成果については、市町村において説明責任を果たしていただくことが必要。

**【積極的に進めていく必要がある主な事業】**

- ・ 地域の実情に精通した市町村が、地域の課題に応じて森林整備等に取り組むことができる財政調整的な支援

**4 今後の森林税のあり方についての検討**

森林税は、標準税率を上回って県民の皆様に御負担いただく超過課税であることから、その必要性については、様々な観点から検討する必要がある。

そこで、上記3「今後の森林づくりの方向性」による森林づくりの必要性・緊急性、県民会議や税制研究会からの提言・意見、森林税アンケート調査結果等を踏まえ、森林税を継続しない場合や休止する場合も含め、ゼロベースでの検討を行った。

**(1) 県の財政状況（これまでの行財政改革の取組と県財政の状況）**

県では、森林税導入の1年前に、「長野県行財政改革プラン」（平成19～23年度）を策定して歳入確保・歳出削減の取組を進め、平成24年3月からは、「長野県行政・財政改革方針」（平成24～28年度）を定め、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。

特に、森林税第2期と重なる「長野県行政・財政改革方針」期間中においては、ネーミングライツの導入、未利用資産の売却などによる歳入確保に加え、職員数の削減、徹底した事務事業の見直しや効率的な予算執行



等による歳出削減を行ってきたところであり、平成 19 年度から 28 年度の 10 年間では、2,500 億円を超える財政面での効果を上げることができた。

一方、今後の県財政は、高齢化の進展等により社会保障関係費の増加が見込まれるなど引き続き厳しい状況が継続する見通しであり、また、林務部においては、毎年度、森林税導入前の水準を上回る一般財源を充当して事業を実施してきていることなどにより、森林整備等のために更に追加的に一般財源を充当していくことは現時点では困難な状況であることから、緊急に必要な森林整備等を行うためには、別途財源を確保することが必要である。

なお、県としては、現下の財政状況に鑑み、県民目線で改革を推進するための検討の場を設置するなど、「長野県行政経営方針」を踏まえた行財政改革の推進に一層積極的に取り組んでいく。

## (2) 基金残高等の取扱いについて

事業の遂行に当たっては、計画的に取り組むことが基本ではあるものの、自然を相手にする森林整備という性格上、必ずしも計画どおりに事業の進捗を図ることが難しい等の理由から、森林税については、一旦基金に積み立て、事業の進捗に応じて年度間の調整を行いながら、森林整備等に活用する仕組みとしている。現在、国の制度改正等に対応した制度見直しを行わなかったことや、事業のより確実な執行を図るため実施予定箇所を精査し予算を一時抑制したこと等により、約 4.9 億円の基金残高が生じている。

第 2 期の間伐面積目標 15,000ha に対する平成 29 年度末実績は約 11,700ha にとどまる見通しであること、森林税は里山の間伐を中心に活用することを県民の皆様にお示しして賦課徴収しているものであることなどから、この約 4.9 億円については、第 2 期分の税込として来年度の歳入となる法人からの納付分約 1.1 億円と合わせて、森林税を廃止又は一時休止する場合には、第 2 期事業として第 2 期事業の趣旨どおりに平成 30 年度以降活用することが必要である。

また、平成 30 年度以降、森林税として超過課税を行う場合には、第 2 期事業が多面的機能の向上を目的とした里山整備を主体としていることを踏まえて、超過課税を活用して実施する事業のうち、こうした趣旨に合致した里山整備に充当することを基本に活用していくことが適当であると考えられる。

なお、大北森林組合に対して不適正に交付された補助金で、森林税を原資とするもののうち、里山整備事業に係る未完了部分及び里山集約化事業に係る集約化未実施部分で現在返還請求を行っているもの（約 7 百万円）については、その返還に長期間を要することが見込まれることなどから、一般財源から基金に相当額を積み戻すこととする。

## (3) 課税期間及び税率等について

### ア 課税期間について

様々なケースの比較考察を行う前提として、まず、超過課税を行うとする場合の課税期間について定めることが必要である。

課税期間を 3 年間等とする場合は、短期間で事業成果の検証を行うことができる反面、必要な一定の事業量に対して十分な財源を確保することが困難となる。

また、10 年間のように長期間とする場合には、十分な事業費を確保できる反面、制度が硬直化する恐れがある。

森林税アンケート調査結果では、森林税を継続する場合の期間として、県民及び企業のそれぞれ概ね 5 割程度が現行どおりの 5 年間で適当であるとの回答であり（6 年以上とする回答もそれぞれ約 27%、約 17%）、市町村及び市町村議会にあっては、それぞれ 8 割以上が、5 年が適当であると回答している。

また、同様の超過課税を実施している 36 府県中、4 分の 3 の団体が課税期間を 5 年間としている。

さらに、これまで課税期間 5 年間で超過課税を 2 期にわたって行っているが、特段の不都合は認められない。

以上のことから、課税期間については 5 年間で適当であると考えられる。

## イ 税率について（超過課税を行わない場合を含む）

超過課税を行う場合には、超過課税により財源を確保しようとする事業の内容や規模、達成目標等、納税者一人当たりの負担額、従来の財源の組替えでまかなえない理由などを示し、県民の理解を得ることが必要であるとされている。

こうしたことを踏まえ、平成 30 年度以降の森林税の税率等について、次のような考え方により、超過課税を行わない場合も含めて 4 つのケースについての比較検討を行い、併せて一時休止についても検討を行った。

まず、「3 今後の森林づくりの方向性」記載の「積極的に進めていく必要がある主な事業（以下「必要事業」という。）」について、これらをすべて実施する場合（ケース 1）と、「必要事業」のうち従前の税率で可能な事業を実施する場合（ケース 2）について検討した。

また、平成 29 年度末の基金残高約 4.9 億円及び第 2 期分として来年度の歳入となる法人からの納付分約 1.1 億円の合計約 6 億円（従前の税率による税収の概ね 2 割程度に相当）を税率引き下げに活用し（税制研究会から検討を求められている選択肢でもある。）、税率を 2 割引き下げて、個人県民税年額 400 円、法人県民税均等割額の 4 % の税率とする場合（ケース 3）と、今限りで超過課税を終了し平成 30 年度以降は森林税を課税しない場合（ケース 4）についても検討を行った。

なお、検討の前提条件として、基金残高の取扱いについては(2)のとおりとし、また、超過課税を行う場合には、森林づくりの重要性や森林税を利用して実施する取組等について広く県民の皆様の理解を求めることに加え、県民会議や地域会議による森林税活用事業についての評価や検証が必要となることから、ケース 1 から 3 にあってはそのための事業実施を見込んだところである。

### （検討を行った 4 つのケース）

ケース 1：「必要事業」をすべて実施する場合

ケース 2：「必要事業」のうち従前の税率で可能な事業を実施する場合

ケース 3：基金残高等を活用して税率を引き下げる場合

ケース 4：超過課税を行わない場合

各ケースについて、5 年間で実施しようとする又は実施可能な主な事業と、そのために必要な税率等は、「ケースごとの比較表」に記載したとおりであるが、以下、それぞれのメリット、デメリット等について述べる。

「ケースごとの比較表」

ケース	5年間で実施しようとする実施可能な主な事業	必要な税率等
<p>ケース1 「必要事業」 をすべて実施 する場合</p>	<p>①「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備(概ね 32.1 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災のための概ね 5,700ha 程度の間伐</li> <li>・約 120 箇所程度の河畔林の整備</li> <li>・県民協働による概ね 2,250ha(150 地域)程度の里山整備・利活用</li> </ul> <p>②自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用(概ね 4.8 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サイン(概ね 1,000 枚程度)、松くい虫被害木の有効活用(被害全市町村)、子どもの居場所の木質化 等</li> </ul> <p>③森林づくりに関わる人材の育成(概ね 0.8 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のコーディネートを行う人材育成や技術講習、教育プログラムの開発等</li> </ul> <p>④多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用(概ね 6.1 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校林の整備(約 60 箇所程度)、信州やまほいくフィールド整備(約 25 園程度)、観光地の景観に適合した街路樹(概ね 150 km程度(延べ))や森林等の整備(概ね 210ha 程度)</li> </ul> <p>⑤市町村に対する財政調整的視点での支援(概ね 4.5 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に精通した市町村が行う森林づくりに対する支援</li> </ul> <p>⑥森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証(概ね 0.6 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林づくりの重要性や森林税を活用した取組などの普及啓発等</li> <li>・県民会議、地域会議の開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">[合計:概ね 48.9 億円程度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率：個人 650 円相当<sup>※1</sup> 法人均等割の 6.5%相当</li> <li>・税収：42.8 億円 (財源：48.9 億円<sup>※2</sup>)</li> </ul>
<p>ケース2 「必要事業」 のうち従前の 税率で可能な 事業を実施す る場合</p>	<p>①「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備(概ね 26.7 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災のための概ね 5,700ha 程度の間伐</li> <li>・概ね 120 箇所程度の河畔林の整備(箇所数に変更はないが、整備面積を縮小)</li> <li>・県民協働による概ね 1,500ha(150 地域)程度の里山整備・利活用</li> </ul> <p>②自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用(概ね 3.2 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共サイン(概ね 250 枚程度)、松くい虫被害木の有効活用(被害全市町村:箇所数に変更はないが、対象規模を縮減)、子どもの居場所の木質化 等</li> </ul> <p>③森林づくりに関わる人材の育成(概ね 0.8 億円程度)</p> <p>同上</p> <p>④多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用(概ね 3.3 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校林の整備(約 60 箇所程度)、信州やまほいくフィールド整備(約 25 園程度)、観光地の景観に適合した街路樹(概ね 40 km程度(延べ))や森林等の整備(概ね 85ha 程度)</li> </ul> <p>⑤市町村に対する財政調整的視点での支援(概ね 4.5 億円程度)</p> <p>同上</p> <p>⑥森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証(概ね 0.6 億円程度)</p> <p>同上</p> <p style="text-align: right;">[合計:概ね 39.1 億円程度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率：個人 500 円 法人均等割の 5 %</li> <li>・税収：33.0 億円 (財源：39.1 億円<sup>※2</sup>)</li> </ul>
<p>ケース3 基金残高等 を活用して税 率を引き下げ る場合</p>	<p>①「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備(概ね 26.7 億円程度)</p> <p>同上</p> <p>③森林づくりに関わる人材の育成(概ね 0.7 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のコーディネートを行う人材育成や技術講習</li> </ul> <p>⑤市町村に対する財政調整的視点での支援(概ね 4.5 億円程度)</p> <p>同上</p> <p>⑥森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証(概ね 0.6 億円程度)</p> <p>同上</p> <p style="text-align: right;">[合計:概ね 32.5 億円程度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率：個人 400 円 法人均等割の 4 %</li> <li>・税収：26.4 億円 (財源：32.5 億円<sup>※2</sup>)</li> </ul>
<p>ケース4 超過課税を 行わない場 合</p>	<p>①「防災・減災」のための里山等の整備(第2期事業として)(概ね 6.0 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・減災のための概ね 2,800ha 程度の里山整備</li> </ul> <p>⑥森林税の評価・検証(第2期事業として)(概ね 0.1 億円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民会議、地域会議の開催</li> </ul> <p style="text-align: right;">[合計:概ね 6.1 億円程度]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率：—</li> <li>・税収：— (財源：6.1 億円<sup>※2</sup>)</li> </ul>

※1：地方税法上、原則地方税額の単位は百円であり、百円未満の端数があるときは切り捨てることとなっているが、本ケースでは実施しようとする事業の規模に合わせて税率を想定した

※2：基金残高(約 4.9 億円)、H29 分法人均等割(約 1.1 億円)、返還請求立て替え分(約 700 万円)を加えたもの

## ○ ケース1について

必要事業の実施にあわせた税率設定であることから、「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備はもとより、県民会議の提言等で期待されているような、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用まで含めて対象とすることが可能である。一方、48.9億円という財源はこれまでの税収の約1.5倍に相当する金額であり、現行を超える税率を適当と考えている割合が、県民で約2割程度、企業では1割未満であること、林務行政は県民の皆様からの信頼回復に努めている現状にあることなどに鑑みれば、県民負担を従前より増加させることについては慎重に考えなければならない。

## ○ ケース2について

「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備、自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用などのうち、ケース1に比して一部の事業量を縮小せざるを得ないものの、最低限必要な事業を対象にできることはもとより、県民会議の提言等で期待されているような、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用といった新たな取組についても、一定程度対応することが可能である。住民等による利活用のための里山等の整備など新たな取組は現場の体制を踏まえ、着実に取り組める目標とすることが重要であること、39.1億円という財源はこれまでの税収の約1.2倍に相当する金額ではあるが、半数以上の県民は現行どおりの税率を適当としていること、新たな取組として林務部所管の政策以外※に概ね7.3億円程度を充当することで林務部の所管する事業の財源が必ずしも増加するわけではないことなどに鑑みれば、現実的な案であると考えられる。

※林務部所管の政策以外：河畔林の整備、信州やまほいくフィールド整備等

## ○ ケース3について

「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備については、ケース1に比して一部の事業量を縮小せざるを得ないものの最低限必要な事業は対象とすることが可能である。しかしながら、必要事業の中でも、自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用や、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用といった新たな取組の実施については、財源が不足するため見送らざるを得ない。県民負担は一定程度軽減される案ではあるが、県民へのアンケート結果では「新しい取組内容を加えて継続」とする意見が最も多かった（県民、企業とも4割以上）こと、県民会議から「（森林税の継続を決断し、）その使途についても、これまでの枠組みに捉われない「長野県らしい森林づくりへの転換」を強く期待する。」とされていることに鑑みれば、県民の期待に十分応えることができる案ではないと考えられる。

## ○ ケース4について

第2期分として事業を実施することとなる。今後の森林づくりの方向性に即した活用を考えた場合、「防災・減災」のための里山整備として概ね2,800ha程度の間伐を行うことは可能であるが、これは航空レーザー測量等の科学的知見を踏まえて防災・減災の観点から緊急に対応しようとする面積の概ね半分に過ぎない。

また、未整備の里山面積の1割にも満たないものであることから、里山整備は著しく遅れることとなる。

さらに、県民会議の提言等で期待されているような、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用といった新たな取組を進めることができないだけでなく、「住民等による利活用」のための里山等の整備、自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用など、最低限必要な事業についても実施できないこととなる。現在、本県以外に36もの府県が森林税と類似の課税を実施して森林整備等を行っている中で、ケース4の場合には、里山整備を中心とした森林整備等は、著しく遅れをとることとなる。

## ウ 一時休止について

一定期間課税を休止する方法としては、まず基金残高等を活用して事業は行いながら超過課税については1年間休止するという方法が考えられる。この場合、その期間中、第2期事業として、従来と同じ事業を実施することになるため、少なくとも県民の皆様への期待が大きい教育、観光等の新しい取組内容については実施できず、対応は先送りすることとなる。

また、里山整備利用地域における地域住民等による主体的な里山の整備・利活用などについては、できるだけ早く事業の仕組み等を県民の皆様にお示しして、取組を進めることが重要であるが、1年間の単なる休止では、将来のビジョンも示すことができず、こうした新しい事業に着手することができない。

なお、課税を一旦休止した後に再開する場合には、納税する県民・企業や賦課徴収を行う市町村において混乱を生ずる可能性があることにも留意する必要がある。

次に2年間以上休止する場合の課題は、超過課税を行わない場合とほぼ同様であり、森林に対する多様な期待がある中で、必要かつ喫緊の課題に対して十分な対応を行うことができず、県民の皆様の期待に応えるものではないと考える。

## 5 パブリックコメント及び県民説明会等の実施

以上のことから基本方針（案）では、平成30年度以降の森林税について、実施する事業の内容や概算事業費、成果目標等を別紙「森林づくり県民税活用事業（案）」に示した上で、課税期間については平成30年4月1日からの5年間とし、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%とすることが適当であるとした。

その上で、パブリックコメント及び県民説明会等を実施し、基本方針（案）について広く県民の皆様から御意見を募集した。

### 基本方針（案）公表後の経過

#### (1) 県議会

〔平成29年9月定例会農政林務委員会 委員長報告〕

- ・森林税の用途拡大に伴い関係部局との連携等、一層の推進体制の整備が必要。
- ・森林づくり推進支援金の実施状況を検証し、用途や効果が県民に伝わるよう説明していくべき。

#### (2) パブリックコメント

- ・実施期間：9月21日（木）～10月25日（水）
- ・意見提出者数：135名（延べ282件）

区分	人数
継続に賛成又は継続を前提とした御意見をお寄せいただいた方	117
継続に反対の意思を表明された方	9
御質問や御意見をお寄せいただいた方（賛成・反対の区分に分けられない内容）	9

- ・「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」への御意見について：別紙1のとおり。

URL：<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminzei/documents/pabukome2.pdf>

（11月14日、県ホームページで公表）

#### (3) 県民説明会

- ・実施期日等

開催日	時間	開催場所	参加者数
10月12日（木）	18:30～20:00	長野県佐久合同庁舎 講堂	約80名
10月13日（金）	18:30～20:00	長野県伊那合同庁舎 講堂	約60名
10月16日（月）	18:30～20:25	長野県松本合同庁舎 講堂	約80名
10月18日（水）	18:30～20:05	長野県長野合同庁舎 本館5階501～503号会議室	約60名

- ・参加者数：約280名
- ・【県民説明会】「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」への御意見について：別紙2のとおり。

URL：<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/kenminzei/documents/setsumeikai.pdf>

（11月14日、県ホームページで公表）

#### (4) 市町村説明会

- ・10月12日から10月23日の間に県内6箇所各市町村説明会を開催した。

## 6 結論

パブリックコメント及び県民説明会等を通じてお寄せいただいた御意見は、引き続き森林整備が必要であることや多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用に関する期待など、お示しした基本方針（案）に沿ったものが大半を占めており、お寄せいただいた御意見（詳細は別紙1、2のとおり）を十分踏まえ、別紙「森林づくり県民税活用事業（案）」の見直しを行った。

以上を踏まえ、基本方針（案）で示した結論と同様、平成30年度以降の森林税については、課税期間については平成30年4月1日からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%とすることとする。

なお、基金残高等の取扱いについては、4(2)に述べたとおりとする。

また、基金については、引き続き一定の年度間調整の機能を持たせることとし、事業については、法人からの納付がなされる平成35年度までは少なくとも実施をしていく。

## 7 森林税を平成30年度以降に継続する場合の運用上の改善事項

### (1) 県民の皆様からの御理解をいただくための取組

県民へのアンケート結果では、森林税の用途の認知度が低位にとどまっていることから、若年層等の比較的認知度が低い世代を意識した積極的かつ効果的な広報に努めるとともに、森林税を活用して整備した森林への看板設置や間伐材等を利用した標識の設置、子どもの居場所となる児童センター等の木質化など、身近な場所で森林税の成果を実感していただけるような取組を強化する。

### (2) 森林税の運用に対する検証機能の強化

森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、新たに副知事を座長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行うこととする。

また、森林税を活用した事業の評価・検証を行う県民会議等については、今後の森林づくりの方向性を踏まえ、より多様な分野の意見が反映される場となるよう改善を図るとともに、検証機能の一層の強化を図る。

### (3) コンプライアンスの確立

森林税事業をはじめとする造林補助事業全体において、2人体制の現地調査や位置情報を持った写真添付の義務化など、事業を適正に執行するための取組を徹底していく。

大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対処を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組む。

### (4) 国の森林環境税（仮称）との関係

国の森林環境税（仮称）では、用途を「市町村の役割を強化し、従来の制度や財源措置等が未整備で条件不利地の整備を促進する」とし、現在37府県で導入されている超過課税制度とは「併存を図る」方向で検討が行われている。今後、国の森林環境税（仮称）の用途等が具体的に明らかになった段階で、必要な場合には本県の森林税のあり方について再検討を行うこととする。

**(1) 「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底**

本県の森林を取り巻く現状や課題を踏まえて、本県独自の新たな行政の必要性について検討を行った。

また、県の財政状況や基金残高の取扱い、課税期間や税率について、森林税を徴収しない場合等も含めて、ゼロベースで多角的に検討を行った。

さらに、森林税を活用することを想定した事業については、その具体的な内容・規模、目標値、成果指標並びに国庫補助の有無、一般財源の組み替えの可否及び既存の事業との区別の整理等財源に関する情報などについて、超過課税として適切かどうかという視点で検討した。

平成 30 年度以降の森林税については、今後、これらについて県民の皆様に対して十分な情報提供を行い、御意見をお聴きした上で、県として最終的な判断を行っていく。

**(2) 切捨間伐から搬出間伐への重点シフト（第 2 期の前提条件）の確実な履行**

第 2 期においては、切り捨てられた間伐材を有効に活用する観点から、間伐実施後に木材を運び出す取組も支援の対象とする制度を導入したが、その支援対象を切捨て間伐後の間伐材に限定していたことや、間伐材を搬出するために欠かせない路網の整備を支援の対象外としていたことなど、制度設計が現場の作業に十分適合していなかったことから、間伐材の搬出が進まなかった。

間伐材の搬出は、伐採と同時に行うことが効率的であるため、今後は、路網整備を含めて、当初から搬出を前提として、間伐作業と搬出作業を同時・一体的に行うための支援を新たに行うこととし、搬出間伐が確実に進むよう取り組んでいく。

**(3) 基金残高の「合理的な」解消と県民への説明****～事業規模拡大と税率引き下げの 2 オプション～**

本文 4 において示したように、詳細かつ具体的な検討を行った。

**(4) 国庫補助事業「裏負担」問題の解消：「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明**

里山整備事業（造林事業）に係る通常の国庫補助制度は、補助率が 70%（国費 51%、県の義務負担分 19%）で、残りの 30%が所有者負担となっている。本県においては、所有者負担を軽減し、もって里山整備を推進するため、独自に補助率を 20% 嵩上げて 90% としており、県負担分の 39%にこれまで森林税を充当してきた。

県の義務負担分（19%）については、理論上国からの地方交付税が措置されることとなっていることから、森林税を充当するのではなく、一般財源を充当すべきだとの指摘がなされている。

地方交付税の算定に当たっては、平成 19 年度以降、造林事業だけではなく他の事業なども含めて一体的に算定されることとなったことから、現時点においては、造林事業に係る地方交付税の措置額は厳密には算定できない。

しかし、造林事業に係る地方交付税の措置額の算出が可能な平成 18 年における地方交付税の措置額や当初予算の財源内訳を参考に、県が独自に平成 20 年度以降の造林事業に係る地方交付税の措置額を推計したところ、これまでの森林税導入期間 9 年間（平成 20～28 年度）の造林事業（投資的経費分）に係る地方交付税の措置額は、毎年度平均概ね 5.3 億円程度であると推計される。

一方、この間に実際に造林事業に充当してきた一般財源は、森林税を除き、毎年度平均概ね 7.5 億円程度（決算額）となっており、これは、先に推計した地方交付税の措置額 5.3 億円を上回っていることから、造林事業全体として見れば交付税が過剰となっているものではなく、本県においては、地方交付税の措置額以上に積極的に造林事業に取り組んでいる状況である。

このことを踏まえると、今以上に造林事業に一般財源を充当することは困難であり、引き続き造林事業を推進するためには、里山整備の国庫補助事業の県義務負担分にも森林税を充当する必要があると考える。

なお、国の制度変更により国庫補助事業は一定の規模以上の里山整備を対象とするものとされたことにより、規模の小さな森林が多い本県の里山では、国庫補助対象となる里山整備事業は減少傾向である。具体的には、国庫補助事業に係る県の義務負担分に充当した森林税額は、第1期においては年平均約1.8億円であったものが、直近の平成28年度では約0.4億円と年々縮減してきており、今後も減少していくことが見込まれる。今後とも、国庫補助事業に係る義務負担分については、県民の皆様に対して十分な情報開示と説明を行っていく。

#### (5) 森林税の「既得権」化問題の打破：県庁組織とチェック機関の改善

今後の森林づくりの方向性を踏まえ、林務部だけではなく、部局横断的に森林づくりを推進していく。

そのため、新たに庁内推進組織を設置して、部局横断による事業の精査や成果検証等を実施していく。

また、森林税活用事業に係る進捗状況の検証、実績の評価等については、これまでも県民会議や地域会議において、情報を開示するとともに、御意見をいただいていたところであるが、今後はこれまで以上に、その内容を県ホームページや広報誌等の幅広い広報手段を用いて県民の皆様にお伝えしていく。

また、様々な立場の委員で構成される県民会議等については、今後の森林づくりの方向性を踏まえ、より多様な分野の意見が反映されるよう改善を図るとともに、検証機能をより強化するための運用改善を図ることとする。

#### (6) 森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善

##### ～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～

森林税は、県民税として賦課するものであるため、今後はその用途に関して、県としての目標や成果をこれまで以上に明確化する。

今回、別紙「森林づくり県民税活用事業（案）」として示したのものの中には、学校林や河畔林の整備等、市町村に対する補助事業として実施するものもあるが、これらはあくまでも県としての政策目的を達成するために行うものであることから、県が目標を設定して、説明責任をしっかりと果たしていく。

一方で、森林づくり推進支援金については、従来の施策では対象にならない喫緊の課題に対応するものとして、市町村の評価が高く、また、総じて人口が少なく財政規模も小さいながらも多くの森林を抱える山間部の町村にとっては、森林面積等に応じた配分を行う財政調整的な支援は極めて重要である。

こうしたことから、森林づくり推進支援金については、財政調整を図るための制度として、現行の年間1.3億円を0.9億円まで縮減し、活用しうる事業は、第2期の森林づくり推進支援金の活用実績を参考にしつつ、松くい虫被害対策や野生鳥獣被害対策としての緩衝帯整備等、地域固有の重要課題に対応する取組とする。

また、その事業内容や実施成果については、市町村において説明責任を果たしていただくこととする。



## 森林づくり県民税活用事業

## 【補助率の設定】

森林整備（間伐等）事業：9/10、ハード事業（施設整備）：1/2、人材育成、里山整備利活用（森林整備事業を除く）：10/10（5年間の緊急措置）、それ以外のソフト事業：3/4を原則とする。

※パブリックコメント及び県民説明会等での御意見を踏まえて追加した事項についてはアンダーラインを付して表記した。

## 1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

## (1) 防災・減災のための里山整備

## ＜必要性・独自性＞

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命、財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題。
- そのため、未整備の里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して、①山腹崩壊の危険度、②保全対象からの距離、③森林管理の状態の3つの視点から危険性が高い箇所を絞り込み※間伐を実施。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、豪雨時に間伐材が流出する懸念を無くすことが必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・減災を目的とした里山の間伐（搬出間伐を含む）等</li> <li>間伐に必要な所有者の同意取得や境界明確化等</li> <li>規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し※</li> </ul> <p>※見直し後の要件等</p> <p>【里山整備事業】・1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和</li> <li>・道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定</li> </ul> <p>【境界明確化等条件整備】・1箇所当たりの面積要件なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐 概ね5,700ha程度/5年間</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐等、里山の境界明確化等</li> <li>事業費概ね19.8億円程度、うち森林税概ね12.7億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率9/10で事業を実施（国庫補助事業の活用が可能な場合は、国庫補助事業を活用し、県が従来の補助率7/10を嵩上げして事業を実施（防災・減災を目的とした間伐については、全体の1/2を国庫補助事業対象と想定）。国庫補助事業が活用できない場合は、全額森林税で実施）</li> <li>規模の小さな森林など、30ha以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。</li> </ul>

※ ①、②、③の3つの視点で実施箇所を絞り込むことを基本とするが、森林の状況や市町村の意向等、現地の状況に応じて、絞り込んだ箇所と周辺森林の一体的な整備にも対応することとする。

## (2) 河畔林の整備

<必要性・独自性>

- 一級河川区域（官地）内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域（民地）等の立木（河畔林）は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- 新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が管理する一級河川の区域外（民地）のうち、防災効果が高い箇所 で河畔林の除間伐</li> <li>市町村が管理する準用河川区域及びその周辺の民地のうち、防災効果 が高い箇所における除間伐への支援</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災強化が必要な河畔林のうち、流出危険性の高い立木の多い箇所や、 下流が宅地化しているなど、災害時の危険性が特に高い箇所を集中的に 実施。（県管理河川 概ね 45 箇所程度/5 年間、市町村管理河川 概ね 75 箇所程度/5 年間）</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村管理河川の河畔林除間伐 事業費概ね 6.0 億円程度、うち森林税概ね 5.6 億円程度 〔うち市町村分概ね 3.4 億円程度〕</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施してきた県単独事業（河川維持事業）は、河川区域内（官 地）の立木・流木処理のみであり、治水上支障となる可能性の高い河川 沿い（民地）の立木の除間伐は対象外。</li> <li>類似の国庫補助事業はない。</li> </ul>

## (3) 県民協働による里山の整備・利用

<必要性・独自性>

- 過疎化・高齢化が進む山村地域で里山を保全するには、地域住民等による里山の多面的な利活用を進め、管理の空洞化の抑制につながるような権利関係の調整を行いつつ、間伐等の整備を推進することが有効であり、こうした活動を県内全域で展開していくことが重要。
- このような観点から、「長野県ふるさとの森林づくり条例」では、地域住民が自発的に里山保全を図ろうとする地域を市町村の申し出により知事が「里山整備利用地域」に認定し、里山の整備及びその利用に関する活動を促進しているが、里山整備利用地域の認定は、現在 5 地域 455ha にとどまっている状況。
- このため、こうした制度を効果的に活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な森林資源の利活用を進めることで、森林と地域の関係性を再生し、自立的・持続的な長野県独自の森林管理を構築していくことが必要。
- 間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、路網整備を含めて、当初から搬出を前提とした、間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行う搬出間伐を実施し、間伐材等の利活用を進めることが必要。

- ・ 自立的な里山の多面的利活用を行う事業主体を育成していくためには、資機材の導入支援や遊歩道の整備も必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民協働による里山の整備※（間伐、搬出間伐等）  <u>※松くい虫被害地の再生や憩いの場をつくるための植栽支援、鳥獣被害対策としての緩衝帯整備など幅広い整備を支援対象とするとともに、事業体や地域住民ばかりでなくボランティアなど多様な者が参画できるように柔軟に制度を設計</u></li> <li>・ 規模の小さな森林に対応するため、事業要件を見直し※  <u>※見直し後の要件等</u></li> <li>【里山整備事業】・ 1箇所当たりの整備面積：0.1ha以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者との協定期間（現行20年）を10年間に緩和</li> <li>・ 道路沿い等で経費が割高になる場所は実態に合わせた適正な単価を設定</li> </ul> </li> <li>【境界明確化等条件整備】・ 1箇所当たりの面積要件なし <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条件整備実施後に間伐を実施する期限（現行翌年度）の上限を5年間に緩和</li> </ul> </li> <li>・ 里山整備を計画的に進めるための整備方針の作成</li> <li>・ 里山整備利用地域における活動推進主体の立ち上げ</li> <li>・ 里山資源を利活用するための遊歩道の整備や薪割り機等の資機材の導入等</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里山整備利用地域の認定※ 約150地域/5年間  <u>※認定要件（現行は一団の森林30ha以上）を5ha以上に緩和</u></li> <li>・ 地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用  概ね1,500ha程度/5年間</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐、里山整備方針の作成、地域協議会の立ち上げ等、里山資源の利活用  事業費概ね9.5億円程度、うち森林税概ね8.4億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の小さな森林など、30ha以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。</li> <li>・ 森林の保全管理を支援する国の森林・山村多面的機能発揮対策は、活動団体による個別の取組が主であり、「里山整備利用地域」において、市町村を含めた地域ぐるみの自立的・持続的な里山の利活用を目指す本事業とは目的が異なり、十分な対応ができない。</li> </ul>

## 2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

### (1) 県産材の利活用

<必要性・独自性>

- ・ 本県は、経済がグローバル化する中でも足腰の強い「地域経済づくり」を目指し、地域で消費するモノやサービスを、できるだけ地域で生産する、「地消地産」を推進し、木材資源の利活用についても、地域の特徴を活かした木材資源の循環利用と地消地産の仕組みづくりを推進。
- ・ 世界水準の山岳高原リゾート構築に向けて、観光地等における標識を、県産材を活用して製作することにより、県産材を効果的に活用するとともに、県産材の魅力を県内外にアピールすることが必要。
- ・ 幼少期に木と触れ合うことは、情緒を安定させるなど様々な効果をもたらすとされており、こうした観点からは子どもの安全・安心な居場所となる児童センター等は積極的に木質化等を図り、もって子どもの健全な育成を図ることが必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>統一した県産材公共サインの製作、設置</li> <li>子どもの居場所となる児童センターや商業施設のキッズルーム等の木造・木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置を、モデルとなる先駆的で波及効果の高い施設（小規模なもの）を選定し支援</li> <li>小中学校等の子どもたちに、木製品づくり体験と里山の重要性について学ぶ機会の提供、全県的な木工コンクールの開催を支援</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産材公共サイン等設置枚数 概ね 250 枚程度/5 年間 (25 枚×10 広域)</li> <li>子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置 概ね 175 箇所程度/5 年間</li> <li>木工コンクール応募者数 概ね 5,500 人程度/年</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産材公共サインの製作、子どもの居場所の施設等整備支援、県産材を使った木製品づくり体験への支援 事業費概ね 3.0 億円程度、うち森林税概ね 2.1 億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共サインは、都市整備事業の認定を取得した上で、都市整備や道路整備と一体的に道路案内標識等を設置する場合等にのみ国庫補助制度の対象となるが、県内を統一するサインの設置は国庫補助制度の対象外。</li> <li>展示効果やシンボル性が高い公共施設のうち、事業費 500 万円以上かつ整備面積 300 m<sup>2</sup>以上の大規模な木造化・木質化の整備は国庫補助制度（木造公共施設整備事業）の対象となるが、本事業は国庫補助制度の対象外である小規模施設を想定している。</li> <li>木製家具・木のおもちゃ等の設置や木工コンクールについては既存の支援制度はない。</li> </ul>

## (2) 未利用木材資源の利活用

### <必要性・独自性>

- 薪は身近なバイオマスエネルギーであり、最適な里山資源の活用方法であるが、利用者と生産拠点が離れており、運送コストが割高になるなど非効率となっていることから、県内各地域において、薪の製造・販売拠点の整備、配送システムの構築を行い、地域で循環するコンパクトな流通の仕組みづくり（薪の駅）を進めることが必要。
- 本県の松くい虫被害は全国最多となっており、被害拡大防止のため、枯損木の速やかな処理が課題であるが、一方で松くい虫枯損木は水分が少なく優れた燃料チップ原料として期待されており、燃料チップの需要増が見込まれる木質バイオマスでの利活用を推進することが必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の薪の生産者・消費者等が参画し、地域で薪が循環するコンパクトな流通の仕組みづくりを支援</li> <li>枯損したアカマツの伐倒、チップ化・バイオマス燃料等への資源活用を行うなど、被害拡大防止対策のモデル的取組を支援</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>薪流通の仕組み構築モデル件数概ね 10 件程度/5 年間（各地域 1 箇所）</li> <li>松くい虫被害全市町村（51 市町村）で実施/5 年間</li> </ul>

概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>薪流通のモデル的な取組の資機材の購入費等、松くい虫枯損木の伐倒・輸送経費等</li> </ul> 事業費概ね 1.3 億円程度、うち森林税概ね 1.1 億円程度 [うち市町村分概ね 0.9 億円程度]
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>薪の流通に関する既存の支援制度はない。</li> <li>松くい虫対策のための一定規模以上の松林（被害先端地域の防災上重要な松林など）の伐倒駆除等は国庫補助制度の対象であるが、本事業は、国庫補助制度の対象とならない松林の伐倒に加え、伐倒木のチップ化、バイオマス燃料等への資源活用への取組についても支援を行うものであり、国庫補助制度の対象外である。</li> </ul>

### 3 森林づくりに関わる人材の育成

#### (1) 県民協働による森林の整備、利活用を促進する人材の育成・活用

<必要性・独自性>

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務。
- ・ 森林への期待や利活用の形態が多様化している現状において、NPO や自主的な森林づくりに取り組む方々など森林づくりに関わる人々の力の結集が必要。
- ・ 地域住民等の協働作業における安全性を確保するための技術講習等を行うことが必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで育成された人材を活用し、森林の整備や多面的な利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートできる人材を育成*</li> <li>地域住民がボランティアとして参加し、さらに意欲的な者には副業に結び付けていくことを見据えた里山の整備・利活用を実施するための技術講習等</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域リーダーの育成 概ね 150 人程度(里山整備利用地域 150 地域程度に各 1 名) /5 年間</li> <li>森林の整備利用に携わる人材の育成 概ね 4,500 人程度/5 年間(里山整備利用地域 150 地域程度×30 人)</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>リーダー育成研修、安全技術講習</li> </ul> 事業費概ね 0.3 億円程度、うち森林税概ね 0.3 億円程度
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域リーダー育成や技術講習に関する支援制度はない</li> </ul>

#### (2) 森林の多面的な利活用を促進する人材の育成・活用

<必要性・独自性>

- ・ 本県の強みである豊かな森林資源や森林空間を維持していくには、地域による自立的・持続的な森林の利活用が必要。
- ・ とりわけ将来の森林保全を担う子どもたちに対する森林体験の機会を拡大し、将来の森林保全の担い手の裾野を広げることが必要。
- ・ このためには、森林セラピーやエコツーリズムなど、森林資源を有効に活用し、観光や健康、環境、教育等の他産業と結び付け、地域を支える多様な産業や交流を創出できる人材を育成することが必要。

- 特に、森林セラピー基地数全国1位の本県にとって、セラピー基地を観光面で活用できるよう、信州らしい魅力あるツアーメニュー等を提供できるガイドの質の向上が必要であり、また、関連産業（観光、健康、環境、教育等）を結びつけ、新たな地域活性化策を進めることができる人材の育成が必要。

(参考) 森林セラピー®

癒し効果が科学的に検証された森林浴を「森林セラピー」という。森林セラピー基地は医学的実験検証を受け、森林セラピーが体験できる森林であり、本県の森林セラピー基地数は全国1位（全国62箇所中、本県10箇所）。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林を利用した森林セラピーやエコツーリズムなどにおいて、利用者に合わせて信州らしい魅力あるツアーメニューの提供を行えるガイドの育成等</li> <li>地域の活性化に向け、その地域の観光、健康、環境、教育等の産業との橋渡しを行うことのできるコーディネーターの育成等</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコツーリズムガイドや森林セラピー等地域コーディネーターの育成</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコツーリズムガイド、森林セラピー等コーディネーター育成事業費概ね0.4億円程度、うち森林税概ね0.4億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイド育成やコーディネーター育成に関する支援制度はない。</li> </ul>

### (3) 自然教育・野外教育推進プログラムの開発普及に係る人材育成

<必要性・独自性>

- 本県の強みである豊かな自然の特性を生かし、子どもたちの「自然を通して生き抜く力」「自然を大切に作る心」を育むため、県内の自然教育、野外教育における本県ならではのプログラムの研究・開発及び普及とそれを実践できる人材育成が必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学・団体と連携した本県ならではの自然教育・野外教育プログラムの研究・開発・普及、指導人材育成。</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデル的に自然教育プログラムを実施する学校30校/5年間（小学校、中学校、高校から10校ずつモデル的に選定。）</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム開発委託費、指導人材育成経費 事業費概ね0.1億円程度、うち森林税概ね0.1億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラム開発、指導人材育成に関する支援制度はない。</li> </ul>

## 4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

### (1) 学校林の整備

<必要性・独自性>

- 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があることから、教育や子育てにおける森林の利活用を推進することが必要。
- 次世代の里山づくりを担う児童・生徒にとって、学校林は森林の重要性や多面的機能を学ぶ貴重な場であり、身近に森林がある本県の特性を活かし、自然教育・野外教育を推進する

ことが必要。

- ・ 全国に比べ多くの学校が学校林を保有（保有学校数全国第2位）しながらも、手入れが行われず、放置されてきた学校林については、整備し活用することが必要。
- ・ 学校林を所有していない小・中・高等学校が、積極的に近隣等の森林を活用し、自然教育・野外教育に取り組むためにはフィールド整備の支援が必要。

(参考) 学校林

- ・ 小・中・高等学校等において、児童・生徒への環境に関する教育、体験活動を目的に学校が保有している森林。
- ・ 県内小中高等学校 686 校のうち、学校林保有校は 197 校（県立 40・義務 153・私立 4）、全学校の 28.7%で全国 2 位。
- ・ 今後も森林体験等を目的として学校林の管理を継続する学校は 132 校。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校林の除間伐、拠点施設・歩道等の整備（県実施分（高等学校）、義務教育分（小中学校））</li> <li>・ 学校林運営団体への指導者派遣、資機材の購入支援</li> <li>・ 学校林を所有していない小・中・高等学校における新たなフィールド整備</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校林を保有し、活用希望のある学校において、学校林を活用した教育を可能とする。</li> <li>・ 長期間未整備のため利用困難な学校約 60 箇所程度/5 年間の学校林を整備</li> <li>・ モデル的に自然教育プログラムを実施する学校 30 校/5 年間（小・中・高各 10 校）でのフィールド整備</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備、指導者派遣、新たなフィールド整備等 事業費概ね 1.1 億円程度、うち森林税概ね 1.0 億円程度 〔うち市町村分概ね 0.6 億円程度〕</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規模の小さな森林など、30ha 以上の集約化が困難な場合は、国庫補助事業の対象外。</li> </ul>

## (2) 信州やまほいく認定園のフィールド整備

<必要性・独自性>

- ・ 子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があることから、教育や子育てにおける森林の利活用を推進することが必要。
- ・ 本県は、豊かな森林資源や自然環境を活用し、屋外を中心とした体験活動を積極的に行う保育園・幼稚園等を認定する「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」を平成 27 年度に全国に先駆けて制定し、その普及を推進している。
- ・ 信州やまほいく認定園の活動フィールドの整備等を行うことにより、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ることが必要。

[現状及び推計]

認定園数 111 園（H29. 4. 1）、H31 末目標は 230 園その後 10 園／年の増と推計

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然保育の活動フィールドの林間整備、歩道等の整備の支援</li> <li>荒天時（落雷、豪雨等）の避難のための「あずまや」やトイレ等の付帯施設の整備の支援</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備が必要な森林を自ら所有又は賃借して使用する認定園等、約 25 園程度/5 年間の整備</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然保育の活動フィールド、付帯施設の整備 事業費概ね 0.4 億円程度、うち森林税概ね 0.3 億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィールド整備に対する支援制度はない（認定団体のうち、認可外保育施設を対象とした人件費を助成する制度（信州型自然保育認定団体助成事業：県単独事業）がある）。</li> </ul>

### (3) まちなかの「森」の整備

<必要性・独自性>

- 平成 31 年 4～6 月、県内初開催となる「全国都市緑化信州フェア」を契機に、市街地においても、木々に親しめる緑地整備を集中的に推進することが必要。
- 加えて、市街地の緑地は、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化などの生活環境の保全に寄与するとともに、安らぎや癒し効果により人々の快適な暮らしを支え、長野県らしい景観を提供することから、適切な整備が必要。

(参考) 人口集中地域区域内の都市公園面積の割合 2.74% (全国 36 位)

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO 等の民間団体等が、市街地の空き地等で行う森林を身近に感じられる植栽・県産材によるベンチなどの緑地の整備を支援</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民協働による市街地の緑化整備 概ね 25 箇所程度/5 年間</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m<sup>2</sup> 未満の小規模な緑地における、植栽・休憩施設整備の支援 事業費概ね 0.8 億円程度、うち森林税概ね 0.3 億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 6 月、国は「市民緑地認定制度」を創設（都市緑地法改正）し、NPO や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する取組を促進するため、植栽・ベンチ等の施設整備に対する支援として国庫補助制度が創設されたが、面積要件（500m<sup>2</sup> 以上）があり、小規模緑地は国庫補助の対象外。</li> </ul>

### (4) 観光地の景観整備

<必要性・独自性>

- 本県は、観光を軸とした地域経営の体制を整備することにより、県内観光業の「稼ぐ力」を高めて雇用や移住に結びつけ、世界と競争できる「観光大県づくり」を推進。
- 本県が目指す世界水準の山岳高原リゾート構築のためには、本県の強みである豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上が不可欠。
- 地域の景観に合致した間伐の実施、街路樹の整備等や、地域の特性・ニーズに合わせた、間伐、除伐、竹林整備等が必要。



事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>山岳高原リゾートを形成する観光地周辺の街路等において、景観形成のための街路樹の整備・植樹を実施</li> <li>道路沿線、公園周辺等における地域の景観に合致した間伐、除伐、竹林整備等を支援</li> <li>巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援</li> </ul>
めざす成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹等の整備を行う街路延長 概ね延べ40km程度/5年間</li> <li>地域の景観に合致した間伐等 概ね85ha程度/5年間</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路樹等の整備、道路沿線・公園周辺等における間伐等事業費概ね1.3億円程度、うち森林税概ね1.2億円程度〔うち市町村分概ね0.4億円程度〕</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで、県単独事業（道路橋梁維持修繕費）として、標識や信号が見えにくい箇所や車両損傷の恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して、街路樹の整備等を実施してきたが、観光地の景観形成のための街路樹の整備・植樹による長野県らしい森林・緑づくりは新たな取組。</li> </ul>

#### (5) 森林セラピーの機能向上

<必要性・独自性>

- 森林を活用し農林業・観光・医療の各分野が連携した取組である「森林セラピー」は、新たな地域活性化策として期待されている。

本県の強みである基地数最多の「森林セラピー県」として、県内及び全国からの森林セラピー体験者に対し、安全に利用できるセラピー基地内のフィールド整備・施設整備が必要。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に優しく使いやすいバリアフリー化トイレ、遊歩道等関係施設の補修の支援</li> <li>森林の癒し機能回復・保全のための修景伐採に対する補助</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林セラピー基地の整備 全10箇所/5年間</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設補修等の支援、修景伐採に対する補助 事業費概ね0.9億円程度、うち森林税概ね0.5億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林セラピー基地の整備に関する支援制度はない。</li> </ul>

#### 5 市町村に対する財政調整的視点での支援（森林づくり推進支援金）

<必要性・独自性>

- 従来の施策では対象にならない喫緊の課題に対応できるとして市町村の評価が高い。
- 広い県土を有する本県においては、各地域の様々な課題に応じた森林整備等の取組が不可欠であることから、市町村がきめ細やかな対応を行うための一定の財源が必要。
- 森林を多く抱える山間部の町村は、総じて人口が少なく財政規模も小さいことから、森林面積等に応じた配分を行う財政調整的な性格を有する支援は不可欠。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林づくり指針に掲げる方針を踏まえつつ、森林に関する各地域の様々な課題解決のための市町村の取組を支援</li> <li>・ 人口や森林面積等に応じ、市町村に再配分（財政調整）</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての市町村で地域固有の課題の解決の取組が行われること（市町村において、毎年度成果の把握・検証を行い、説明責任を果たしていただくこととする）。</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林づくり推進支援金 事業費概ね 4.5 億円程度、うち森林税概ね 4.5 億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫補助等の既存施策の対象とならない市町村の取組を支援対象とするもので、県独自の施策である。</li> </ul>

## 6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

### <必要性・独自性>

- ・ 県民アンケートでは、森林税の名称だけは知っていると回答した人が 68.4%となっている一方で、使い道がよくわからないと回答した人が 73.5%に及ぶことから、使途の認知度を向上させるため、より積極的かつ効果的な広報に努めることが必要。
- ・ 特に若年層での理解が広がっていないことから、SNS 等を活用した広報の実施<sup>※</sup>などにより、森林の多面的な利用等の活動への参加を促進することが必要。  
※若い世代のアイデアを取り入れるため、県内の学生を対象にしたワークショップの開催等を実施
- ・ 温暖化対策等の観点から、企業の森林づくりへの参画が進んでおり（全国第 2 位）、引き続き、多様な主体の参画を進めることが必要。
- ・ チェック機能を強化しつつ、引き続き県民会議、地域会議による森林税を活用した事業の評価・検証を実施するとともに、県民目線による制度や事業の見直しの提案等が不可欠。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林づくりの重要性や森林税を活用した取組などの普及啓発</li> <li>・ 企業・団体等に森林づくりに参画してもらうための働きかけ [森林（もり）の里親制度、CO2 吸収・固定評価制度]</li> <li>・ 森林税の評価・検証を行う県民会議・地域会議の開催</li> </ul>
目指す成果 目標値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林税の使途の認知度 30%</li> <li>・ 企業・団体等と地域との協定の締結 25 件/5 年</li> </ul>
概算事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発及び評価・検証 事業費概ね 0.6 億円程度、うち森林税概ね 0.6 億円程度</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林税を活用した県独自の取組であり、他の支援制度はない。</li> </ul>

## 「森林づくり県民税活用事業（案）」に追加する内容について

御意見・御質問の要旨	御意見・御質問を踏まえた考え方
<p>現行の集約化事業は、翌年度に間伐事業を実施することが条件とされており、現実問題として活用することができない。</p>	<p>翌年度に間伐を実施する条件については、5年間を上限に緩和する。</p>
<p>森林資源が利用期に移行している。主伐後の再造林を森林税の対象として欲しい。</p>	<p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象とする。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組だが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識している。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図っていく。</p>
<p>松くい虫被害が急速に拡大しており、森林税も活用して早急に被害対策を講じて欲しい。</p>	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生（植栽含む）、被害木活用モデル（チップ化等）支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えている。</p>
<p>鳥獣被害対策としての緩衝帯整備を森林税の対象として欲しい。</p>	<p>野生鳥獣被害対策については、里山整備利用地域において、地域の特徴を活かし、緩衝帯整備にも資する多様な施業を支援対象とする。</p> <p>また、市町村が必要と認める場合には、森林づくり推進支援金を緩衝帯の整備に活用いただきたい。</p>

御意見・御質問の要旨	御意見・御質問を踏まえた考え方
ツルの除去など、ボランティアを募って実施する経費を森林税の対象として欲しい。	「里山整備利用地域」では、事業者や地域住民だけでなく、ボランティアなど多様な者が参画できるように柔軟な制度設計とし必要な経費を支援対象としたい。
里山の林縁部等（道路や線路、民家に接している場所）は電線やフェンス等が設置されており、伐採するための特殊な技術が必要になり、経費も割高になるので、補助金を算出する際の標準単価を考慮して欲しい。	標準単価の適用が困難な林縁部等については、現場の実態に合わせた適正な単価を設定する。
里山整備を実施する際に、所有者と皆伐等を制限する協定を結ぶことになるが、長期間（20年間）となっているため所有者が躊躇するケースも多い。協定期間を緩和して欲しい。	所有者との協定期間については、10年間に緩和する。
里山整備利用地域の認定要件（一団の森林30ha以上）を緩和して欲しい。	里山整備利用地域の認定要件については、5ha以上に緩和する。
天然記念物に指定された木の健康診断や樹勢の回復などにも活用して欲しい。	多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用に関する事業において、巨樹・古木などの天然記念物の保護活動を支援対象とする。
地域の活性化という視点では、森林の利活用に関して、もっと若い人の力を借りてアイデアを集めてはどうか。	若い世代のアイデアを取り入れるため、県内の学生を対象にしたワークショップの開催等を実施する。

# 【資料編】

## 目 次

### 基本方針（案）-1 「これまでの成果と課題」関連資料

これまでの森林税の取組	28 ~ 31
長野県の森林の区分と森林税による間伐の実施区域について	32
森林整備（間伐）の全体像と森林税による間伐	33
森林税による間伐材の搬出	34
森林づくり推進支援金の概要	35

### 基本方針（案）-2 「森林税に関する意見等」関連資料

県民会議・税制研究会の意見及び森林税アンケート調査結果	36 ~ 41
森林税アンケート付属資料（H29.6月時点）	42 ~ 45

### 基本方針（案）-3 「今後の森林づくりの方向性」関連資料

未整備の里山における今後の整備の進め方（面積の試算）	46
里山整備のための推進策（事業要件の見直し、搬出間伐の推進）	47
国庫補助事業への森林税の活用	48

### 基本方針（案）-4 「今後の森林税のあり方についての検討」関連資料

森林づくりのための財源の状況	49 ~ 52
大北森林組合等補助金不適正受給額に含まれた森林税の取扱いについて	53
森林整備等を目的とする都道府県の独自課税一覧	54

### 【活用事業】 森林づくり県民税活用事業（案）の活用に向けて

森林税活用事業（案）の概要（全体像）	55
【参考】地域の状況に応じた森林税活用事業の活用例	56 ~ 57

# これまでの森林税の取組

## 1 里山の整備

### <成果>

- ・ 里山の間伐については、今年度までの10年間で実施面積約32,210ha（当初目標の84%）となる見込みであり、財源不足で従来取り組むことができなかった里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げることができた。

表1 森林税を活用した間伐面積の推移

単位：ha

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	(3,140)	(32,210)

注) H29年度( )は、実績見込み

- ・ 集約化の取組によって、従来の施策では進まなかった里山整備の進展に貢献した。

表2 森林税を活用した集約化の取組の推移

単位：ha、延べ人

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
集約化面積	2,500	2,500	3,500	1,600	1,000	2,059	2,048	598	458	16,263
人数	3,056	3,634	5,013	2,506	1,226	3,056	3,634	5,013	1,139	28,277

### <課題>

- ・ 国の制度変更により規模の小さな森林が補助対象になりにくくなったことに加え、所有者の不在村化や境界の不明瞭化など、山離れが一層深刻化し、条件が困難な森林が未整備のまま残されている。（「喫緊の課題を抱える里山の森林」約68千haのうち、約36千haが未整備）
- ・ 国の制度変更の影響を受け、NPOや小規模な事業者など多様な主体の参画が進まず、地域や市町村の関与が薄い状況にある。
- ・ 国庫補助事業の義務負担分については地方交付税措置の対象であることを踏まえ、ここに森林税を充当することに関して、事前に丁寧な説明を行うべきであった。

## 2 搬出間伐への新たな支援措置

### <成果>

- ・ 間伐材を搬出し地域で活用を推進する観点から、間伐材の搬出支援について、第2期から新たに対応した。

表3 森林税を活用した搬出間伐の取組

単位：m<sup>3</sup>

年度	H25	H26	H27	H28	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	14,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470	7,289



### <課題>

- ・ 対象を切捨て間伐後の間伐材に限定していたこと、間伐材の搬出に欠かせない路網の整備が支援対象外であったことなど、制度設計が現場の作業に十分適合していなかったことから搬出が進まなかった。

なお、里山を含む民有林全体では切捨て間伐から搬出間伐へと着実にシフト（間伐材搬出実績：平成19年度121千m<sup>3</sup>→平成28年度182千m<sup>3</sup>（約5割増））している。

### 3 森林づくり推進支援金

#### <成果>

- ・ 支援対象については、県の森林・林業施策との関連性がより明確になるよう、第2期からは「長野県森林づくり指針」に掲げる3つの方針に関する事業に用途を限定するとともに、その成果を県下10地域の地域会議で検証し、県ホームページで公表するよう改善した。その結果、県が掲げた方針に沿った地域の課題に対応した取組が進められている。
- ・ 森林に関する地域の様々な課題に応じ、松くい虫被害対策や景観整備、野生鳥獣被害対策のための緩衝帯整備など緊急性の高い取組が全市町村で実施され、地域に定着するとともに市町村の評価が高い。
- ・ 水源林の公的管理の取組については、当制度を活用して4か所（H25～28）が公有林化されるとともに、制度創設を機に市町村において水源林の管理のあり方等の点検が行われ、公有林化や保安林化などの公的管理又は所有者による適正な管理に区分することで、水源林の適正な管理につながった。

表4 森林税を活用した水源林の公有林化実績

区分	H25	H26	H27	H28	計
市町村	小海町	木祖村 (2箇所)	—	朝日村	4箇所
公有林化面積(ha)	0.24	0.88	—	0.57	1.69
補助金額(千円)	387	1,419	—	578	2,384

#### <課題>

- ・ 地方税制研究会から、県の超過課税による財源であることから、県民への説明責任を明確化すべきとの指摘があり、用途、達成目標、成果等について、より一層県が説明責任を果たすことが求められている。

### 4 間伐材の利活用

#### <成果>

- ・ 第2期からは、切捨てられた間伐材を搬出するための支援制度を創設し、H25～28で7,289m<sup>3</sup>が搬出され活用された。（上記表3参照）
- ・ 県産材の利活用は、県民の皆様にも効果を伝えやすく、かつ、地域ぐるみの利活用へとつながることから、公募によるモデル事業を展開した。
- ・ 県産材を利用した大桶や産湯桶、机などの木工製品の製作、空き家や公共スペースの木質化、廃校舎の木工関係での活用の基盤づくりなど、多様な取組へとつながっている。

表5 森林税を活用した地域材利用のモデル的な取組

年度	H25	H26	H27	H28	計
件数	5	5	8	5	23



木のおもちゃの開発・普及

#### <課題>

- ・ 薪などのバイオマス利用や商店街の木質化に係るモデル的な取組支援は、事業規模が小さいこともあり、県全体への広がりとして十分ではない。

## 5 人材育成

### <成果>

- ・ 地域の森林・林業を総合的な視野で指揮できる人材（信州フォレストコンダクター）30人を育成した。平成28年度は、育成されたコンダクターの連携・先導によって、海外への木材輸出や民国連携の市場運営への改善などが実現された。
- ・ 里山の資源を活用する技術が失われつつあることから、地域リーダーを育成するための活動を行い、地域ぐるみでの技術の養成につながった。

表6 森林税を活用した里山における地域活動数

	19年度末	24年度末	28年度末
里山利用総合支援(地域数)	-	-	20
里山活用推進リーダー育成(地域数)	-	-	16



地域リーダーの育成

### <課題>

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、森林の整備や多面的利活用を推進するリーダーや、多くの関係者をコーディネートする人材の育成が急務である。

## 6 森林（もり）の里親促進事業

### <成果>

- ・ 企業と地域の連携による森林づくりが展開されている（全国2位の契約実績）。
- ・ 企業の社員等が森林整備を体験することにより、地域との交流、森林整備の意義や森林の魅力を地域・企業の双方で確認するなどの効果が表れている。

表7 森林税を活用した森林（もり）の里親契約件数

	19年度末	24年度末	28年度末
森林(もり)の里親契約件数	24	86	126



森林の里親契約

### <課題>

- ・ 企業と地域の連携による森林づくりは双方にとって効果的であることから、今後とも継続的な取組とさらなる契約締結推進が必要である。



## 7 木育活動

### <成果>

- ・ 県下全ての市町村で実施される予定で、学校、PTA、地域などが協働で木育に取り組む自治体の動きが広がった。

表8 森林税を活用した木育活動実施市町村数

	19年度末	24年度末	28年度末
木育活動実施市町村	-	51	73



木育活動

### <課題>

- ・ 感受性豊かな子どもに、自らの手で地域の木材を使って木製品を作り上げる体験と喜びを提供することが引き続き必要である。

## 8 地球温暖化防止吸収源対策推進事業

- ・ 森林の里親企業等による森林整備の成果として、CO<sub>2</sub> 吸収量として企業の社会貢献活動の見える化に貢献した。
- ・ 森林の里親契約件数は増加しているが、CO<sub>2</sub> 吸収量認証を求めている企業も見られる。

表9 森林税を活用した認証 CO<sub>2</sub> 吸収量 単位 CO<sub>2</sub>- t

	19年度末	24年度末	28年度末
CO <sub>2</sub> 吸収量認証(累計)	-	12,418	30,613

## 9 地球温暖化防止木材利用普及啓発事業

- ・ CO<sub>2</sub> 固定量認証の取組は、施主や企業の関心も高く、計画を上回る取組が行われ、企業の県産材利用の見える化によって、県産材利用の促進に貢献している。

表10 森林税による認証 CO<sub>2</sub> 固定量 単位 CO<sub>2</sub>- t

	19年度末	24年度末	28年度末
CO <sub>2</sub> 木材固定量認証(累計)	-	759	4,881

# 長野県の森林の区分と森林税による間伐の実施区域について

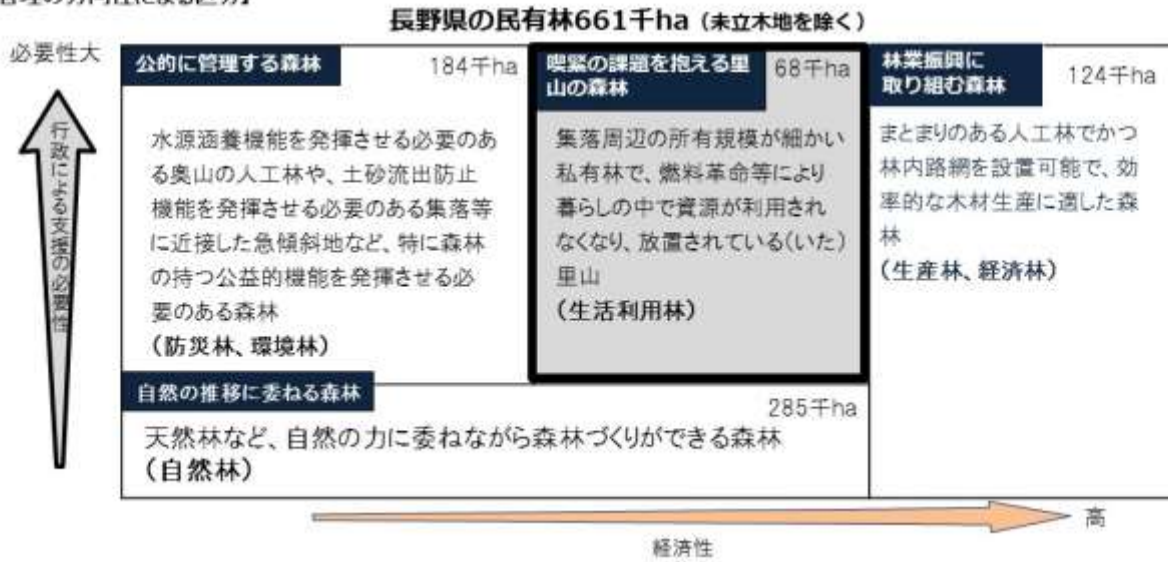
## これまでの取組

- これまでの森林税では、民有林661千haのうち、集落周辺の所有規模が細かい私有林で整備されずに放置され、災害防止等の観点から喫緊の課題を抱える里山の森林68千haを森林税の対象としてきた。
- これまでの10年間で32,210ha（見込み）の間伐が実施され、県民の最も身近な森林である「里山の間伐」が一定程度進展したが、依然として未整備の森林が残っている。

## 論 点

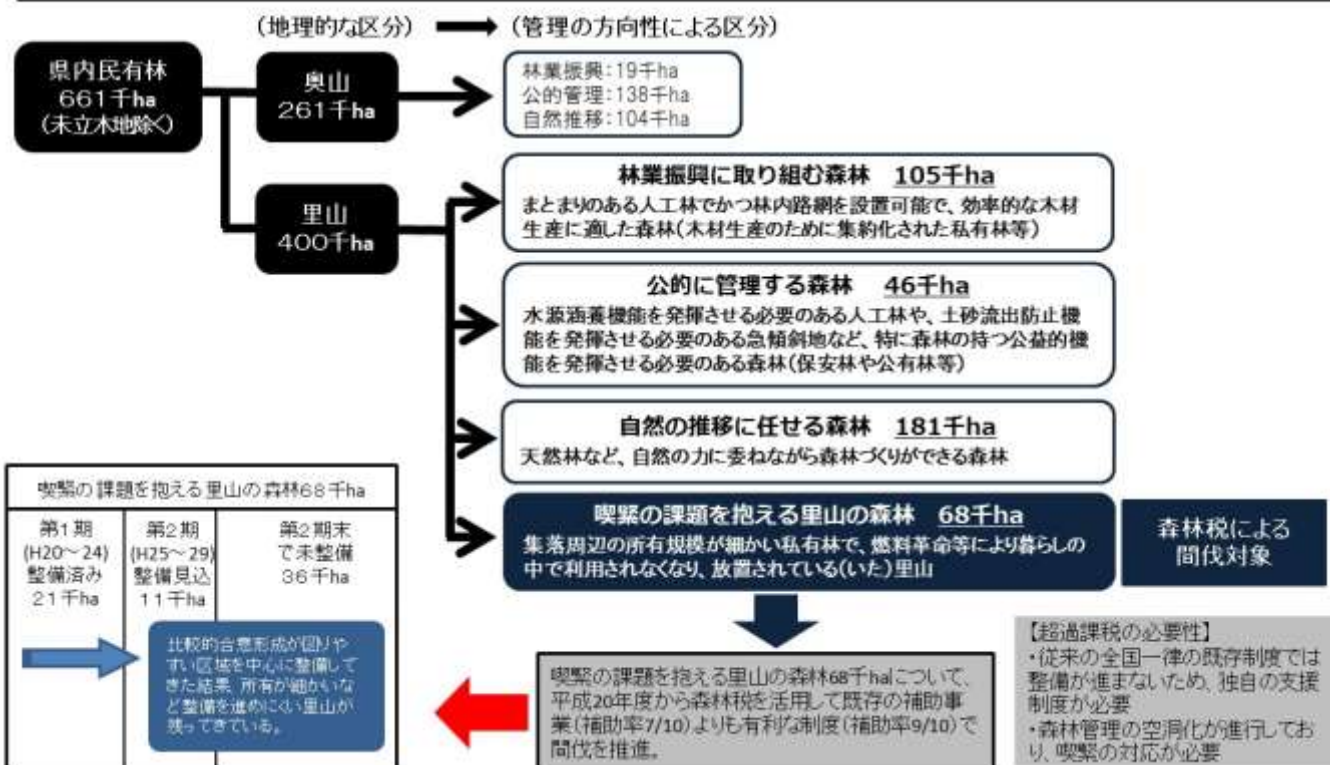
- より条件の困難な場所（所有が細かく、大きくまとめて整備することが難しい場所等）が未整備のまま残り、引き続き、森林税を活用して里山の間伐を推進すべきではないか。

### 【森林管理の方向性による区分】



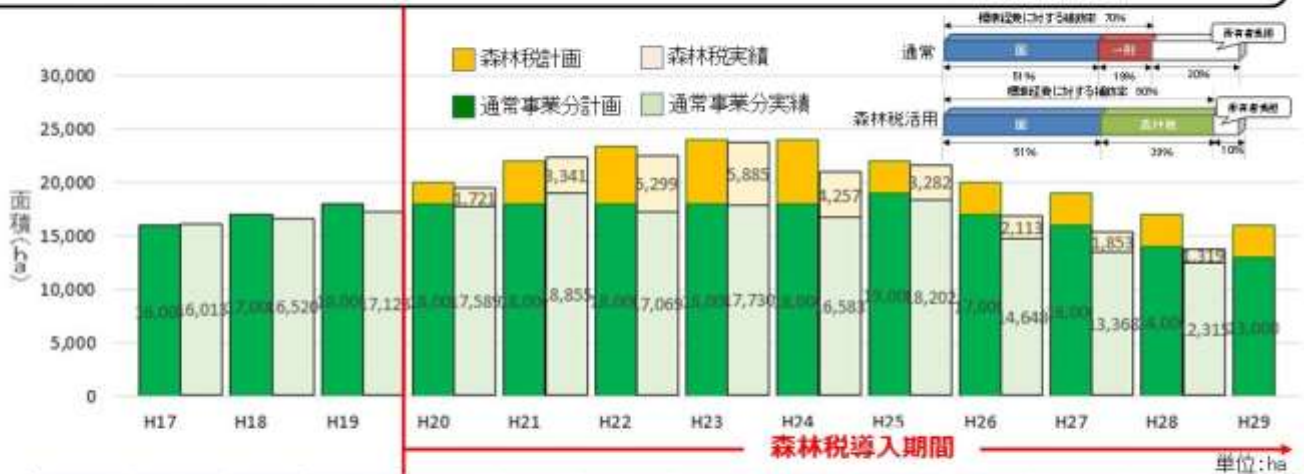
# 長野県の森林の区分と森林税による間伐の実施区域について

- 長野県の民有林661千haのうち、里山の面積は400千ha。
- 管理の方向性として、「林業振興に取り組む森林」「公的に管理する森林」「自然推移に委ねる森林」に区分する中で、里山については、所有規模が細かく整備が進まない「喫緊の課題を抱える里山の森林」(68千ha)を分類。(下の区分図の最下段)
- 喫緊の課題を抱える森林68千haは、平成20年度から森林税を活用して森林整備(間伐)を推進。10年間で約32千haの実績見込みで、平成29年度末で、より所有が細かいなど整備を進めにくい森林約36千haが未整備として残ってくる見込み。(左下図)



## 森林整備（間伐）の全体像と森林税による間伐

- 県民に最も身近な森林である「里山」は、従前（H19以前）の施策では取り残されがちで、また、放置による災害等への懸念に対応するため、里山の「間伐」を推進。
- 森林税導入以降は、従来の施策に加え、森林所有者の負担を軽減することで一定程度の進展が見られている。



計画

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全体	16,000	17,000	18,000	20,000	22,000	23,400	24,000	24,000	22,000	20,000	19,000	17,000	16,000
うち通常分	16,000	17,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	19,000	17,000	16,000	14,000	13,000
うち森林税				2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

実績

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全体	16,013	16,520	17,123	19,310	22,196	22,368	23,615	20,840	21,484	16,761	15,221	13,634	
うち通常分	16,013	16,520	17,123	17,589	18,855	17,069	17,730	16,583	18,202	14,648	13,368	12,315	
うち森林税				1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	

## 森林税による里山の森林整備

- 森林税を導入して整備する里山を68,000haに設定。
- このうち、38,400haの間伐を10年間の目標とし、平成29年度末までに32,210haの間伐が実施される見込み。
- 計画に対する実績は約84%。

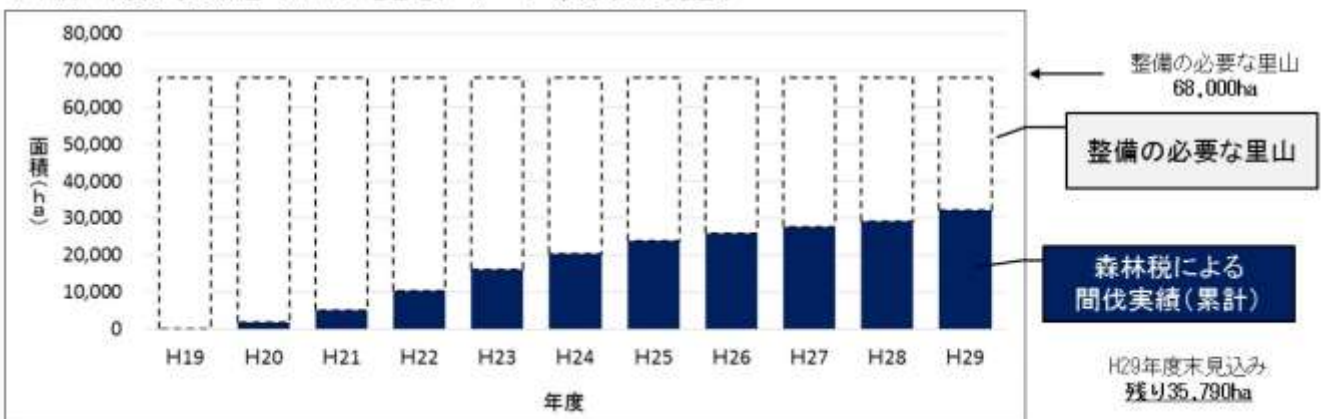
### 【間伐実績】

達成率84%

単位: ha

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	(3,140)	(32,210)

※平成28年度からの繰越（840ha）を含む。（ ）は現時点の見込み

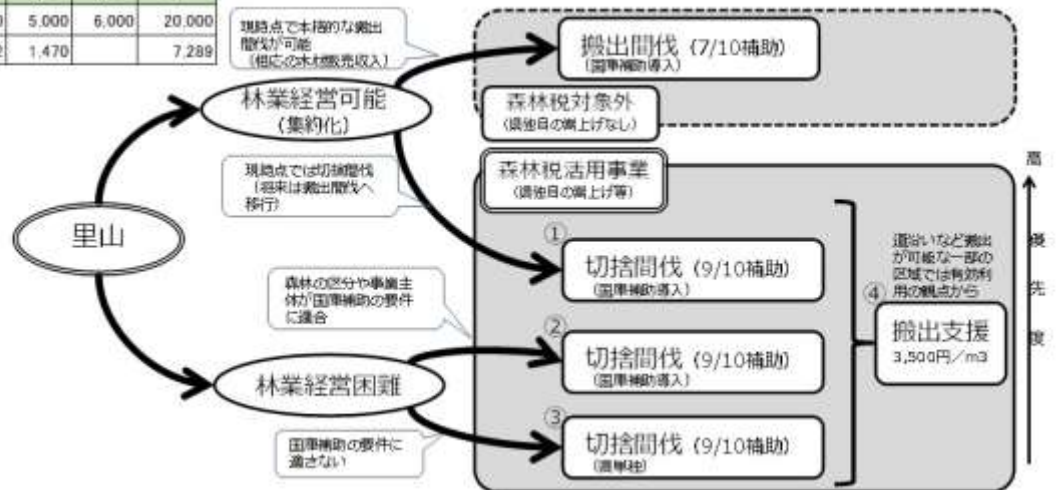


## 森林税による間伐材の搬出

- 第2期からは、間伐材の活用をできるだけ定着させる観点から、森林税で切り捨てられた間伐材の搬出経費を補助対象としているが、間伐材の搬出に欠かせない路網の整備が支援対象外であったことなど、制度設計が現場の作業に適合していなかったことから、徐々に広がりを見せてはいるものの目標に掲げたような大幅な増加には至っていない。
- 元来、里山は所有が細かく林業経営には不向きであるが、極力、持続的な林業経営を目指し、集約化し搬出間伐を進めることを優先している。(森林経営計画の樹立)
- また、伐採と搬出が一体的に行える搬出間伐適地は、税事業ではなく国庫補助事業(補助率7/10)を優先することとした結果、搬出間伐の取組は県全体としては進んでいるが、森林税を活用した間伐材搬出は低位に留まっている。

【税事業による間伐材の搬出実績 (m<sup>3</sup>)】

年度	25	26	27	28	29	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	20,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470		7,289



### 【参考】

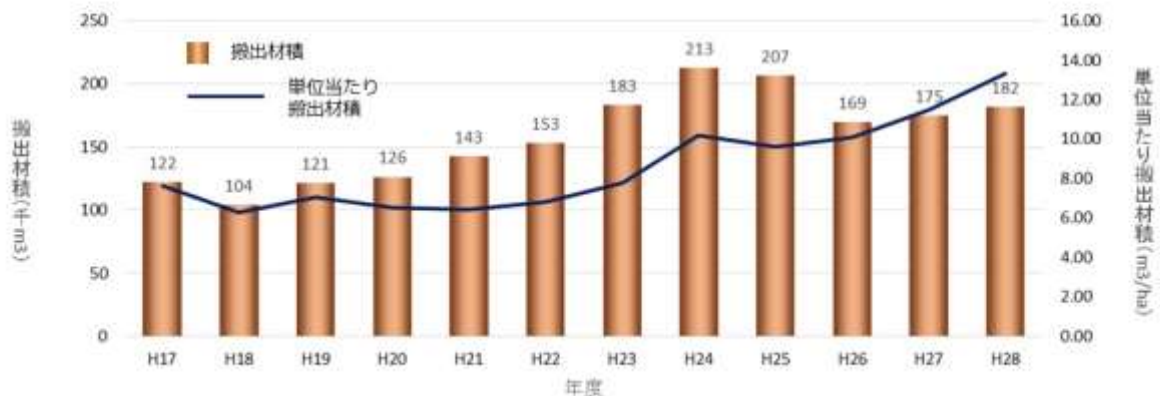
## 県内全体の間伐材の搬出

- 県内の搬出間伐は、主に国庫補助事業(補助率7/10)で実施している。
- 搬出間伐の総材積量は間伐予算と実施面積に影響されるが、単位当たりの搬出材積は増加傾向にあり、切捨て間伐から搬出間伐に確実にシフトしている。

【平成28年度事業別間伐材の搬出実績】

事業区分	国庫補助事業※	森林税事業	県営林事業	その他	計
材積(千m <sup>3</sup> )	169	1	4	8	182
割合	93%	1%	2%	4%	100%

※林業経営可能な里山における搬出も含まれている。



# 森林づくり推進支援金の概要

## 平成28年度 森林づくり推進支援金の配分

予算額 130,000千円

### 基本配分枠 65,000千円

区分	割合	金額	基礎(全体)数値
民有林面積	1/3	21,682	684,081ha
納税者数	1/3	21,681	1,077,140人
均等割	1/3	21,637	77市町村(@281千円)
計		65,000	

【参考】最大:長野市5,304千円、最小:麻績村387千円

### 重点配分枠 65,000千円

- 1 過去3年度分の間伐実績面積の占有率で、各地方事務所の配当額を算出
- 2 各地方事務所において、配当された金額に対し、みんなで支える地域会議の意見を踏まえ、市町村からの要望等に応じて配分額を決定

## 市町村への配分

各市町村ごとに算出された「基本配分枠+重点配分枠」により配分する。

【参考】最大:長野市8,323千円、最小:小布施町470千円

## 森林づくり推進支援金の活用状況

### 森林づくり推進支援金

- ・ 第2期から森林づくり指針の基本方針に関する事業に用途を限定した結果、森林整備の嵩上げ補助への活用が減少し、松くい虫被害対策などの地域の課題に対応した取組への活用が増加している。
- ・ 市町村が事業主体であっても、用途や事業効果等について、より一層県が説明責任を果たしていくことが必要。

## 活用実績

単位:百万円

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計	傾向
独自の嵩上げ	36	52	53	34	35	26	23	14	17	288	↘
松くい虫対策	17	20	20	30	31	44	47	43	43	295	↗
鳥獣害防止(緩衝帯整備)	18	19	22	28	20	23	13	18	22	182	→
景観整備、独自の森林整備	9	11	11	10	18	16	17	25	21	138	↗
間伐材の利活用	9	16	17	16	16	16	22	19	19	151	→
その他森林づくり活動	11	12	8	12	10	6	7	10	8	84	
計	100	130	130	130	130	130	128	129	130	1,137	

【第1期実績】



【第2期実績】



### 1 県民会議の意見

県民会議では、森林税第2期目の期間満了を迎えるに当たり、今までの取組の評価や課題の抽出、第2期終了後の森林税の必要性を含め、今後の里山整備の方向性や森林税を活用した施策について、平成28年度に2回、平成29年度に5回の会議が行われ、議論が重ねられてきた。

これに加え、各地域の取組状況についても、「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）での検討結果を県民会議へフィードバックするなどして、現場の声を反映させ、森林税継続ありきではなく、ゼロベースでの検討が進められてきた。

これらの結果、県民会議からは、「県内全体の状況を俯瞰すると、里山にとどまらず整備すべき森林は各所に及び、それらは既存の財源措置がなく放置されており看過できない課題であり、また、森林の多様な機能を活かした観光、教育等の取組についても、手入れがされずに放置された森林の存在など、長野県の強みを阻害している状況については、従来の発想を転換し、早期に対策を講じるべきである。」として、平成29年9月、県に対して「長野県森林づくり県民税に関する提言」がなされた。

この提言の中で、県民会議は、「今までの取組の評価や課題を踏まえる中で、全委員一致した意見として、今後も森林税が必要と考え、これまでの森林税の枠組みに捉われることなく、よりよい森林税のあり方について議論を進め、提言をまとめた」としており、森林税の継続を強く要望している。

また、「県においては、本提言及び市町村から森林税継続への要望が提出されている点、県民等アンケートにおいても7割が継続に賛成している点も踏まえ、森林税の継続を決断し、その用途についても、これまでの枠組みに捉われない「長野県らしい森林づくりへの転換」を強く期待する。」とし、具体的な事業の内容や規模について県民の皆さんにお示し、理解を得ていくことを前提に、以下のとおり具体的な提案があった。

#### 長野県らしい森林づくりへの転換

県土の8割を森林が占め、地形も急峻な本県では、昨今の局地的な豪雨が頻発化する傾向を踏まえると、身近な里山の防災・減災のための整備は看過できない課題である。

また、流木被害を抑制する上では、河畔林の整備も課題である。

さらに、過疎化・高齢化が進む山村地域では、不在村所有者の存在などによる管理の空洞化が進行し、このまま世代交代が進めば、所有者不明の森林や境界の不明瞭な森林など、一層深刻さを増すことは明らかであり、森林所有者の世代交代等が進む今こそ、多様な主体の参画の下で地域住民等と森林所有者の利用協定の締結や利活用の延長としての里山の整備も推進する必要がある。

加えて、森林を活用した観光、教育等の長野県の強みの分野においても、それらを阻害する課題が多くみられる。例えば、観光面では、手入れ不足の森林が観光地の眺望・景観を損ねている状況や、教育面では、学校林の保有率は全国2番目であるにも関わらず、手入れが行われず活用されていない学校が多く存在すること、さらには、本県が全国に先駆けて取り組んでいる「信州やまほいく」については幼少期の自然教育を安全に実施するためのフィールドの整備が十分に行われていないなど、緊急に対処すべき課題は様々な場面で山積しており、看過できない状況である。

県民等アンケート結果を見ても、森林税に対しては「新しい取組内容を加えて継続」と

いう意見が最も多く、森林税を継続した場合の税を活用すべき取組として、「幅広い森林整備」、「身近な森や緑の整備」が上位2項目を占めている状況にもそうした点が表れている。

こうした声と向き合い、納税者である県民の皆さんにとって、より身近に感じてもらう森林税とするためにも、対象地域を里山に限定せず、森林への多様な要請に応える長野県らしい独自の施策を展開すべきである。

以上、県民会議として、今後の森林税に関して、2つの区分にわたり10項目の抜本的な改善提案を以下に示す。

## みんなで支える森林づくり県民会議 抜本的な改善提案10項目

### 【用途に対する提案】

- ① 里山整備は重点化し、「防災・減災」、「山村地域の森林管理の空洞化」という本質的な課題に向き合うべき
- ② 「搬出間伐」を本格化し、里山の資源を最大限活用すべき
- ③ 長野県らしい暮らし方を実感できる「県産材の活用」により、森林県から林業県へと飛躍すべき
- ④ 里山の多様性を引き出せる「人材の育成」により、森林づくりに関わる人々の力を結集すべき
- ⑤ これまでの里山の枠に限定せず、多様な県民ニーズに応えるよう、全県的な課題解決に向けた取組を行うべき
- ⑥ 地域の課題解決にそれぞれの市町村が向き合うことこそが長野県の独自性であり、「森林づくり推進支援金」を継続しつつ、説明責任が果たせるよう改善すべき
- ⑦ 課題が山積している中で、4.9億円の基金残高は積極的に活用すべき

### 【事業の仕組みに関する提案】

- ⑧ 「長野県らしい森林づくり」への理解と関心を高める情報の発信を行うこと
- ⑨ 情勢の変化に柔軟に対応するための仕組みを創設すること
- ⑩ コンプライアンスを確立すること

## 2 税制研究会における検討

県民会議での検討と並行し、税制研究会においても税制の面から森林税のあり方について検討が行われてきた。専門部会を含め、平成28年度に3回、平成29年度に5回の会議を行い、平成29年9月に「長野県森林づくり県民税の現状と今後の課題～平成30年度以降に継続する場合の注意点～」と題した報告書が県に提出された。

税制研究会は、報告書の第3章において、森林税を第3期へと継続する場合に注意しなくてはならない点、あるいは克服しなくてはならない課題を列挙している。

## 長野県「森林税」第3期（継続する場合）に向けた注意点および克服すべき問題点

- 1 「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底
- 2 切捨て間伐から搬出間伐への重点シフト（第2期の前提条件）の確実な履行
- 3 基金残高の「合理的な」解消と県民への説明  
～事業規模拡大と税率引き下げの2オプション～
- 4 国庫補助事業「裏負担」問題の解消：「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明
- 5 森林税の「既得権」化問題の打破：県庁組織とチェック機関の改善
- 6 森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善  
～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～

### 3 森林税アンケート調査結果

森林税に関する県民等の意向を確認し、森林税を活用した施策の検証、今後のあり方の検討資料とするため、平成29年6月から7月にかけて、県民3,000人（層化3段無作為抽出法：回収率33.2%）、企業100社（回収率42.0%）、77市町村（回収率93.5%）及び77市町村議会（回収率90.9%）に対し、アンケート調査を実施した。

その主な調査結果は、以下のとおりである。

#### (1) 現在の森林税活用事業のうち、大切だと思う取組

- ・ 県民、企業、市町村議会においては、現行の森林税で最も重点的に実施している「間伐」の回答が最多であり、次いで、「市町村が行う森林づくりへの支援」であった。
- ・ 市町村においては、上記と順位が逆の結果であった。
- ・ 3位以降の取組としては、「木材利用の促進」、「間伐材の搬出」、「人材育成」、「木育活動」の回答が多かった。

区分	1位	2位	3位	4位	5位
県民	間伐 61.8%	市町村が行う森林づくりへの支援 57.4%	木材利用の促進 33.8%	人材育成 23.0%	間伐材の搬出 21.7%
企業	間伐 64.3%	市町村が行う森林づくりへの支援 61.9%	木材利用の促進 35.7%	間伐材の搬出 23.8%	・水源林の取得 ・人材育成 ・技術指導 19.0%
市町村	市町村が行う森林づくりへの支援 83.7%	間伐 81.7%	間伐材の搬出 56.3%	木材利用の促進 25.4%	木育活動 16.9%
市町村議会	間伐 77.1%	市町村が行う森林づくりへの支援 75.7%	間伐材の搬出 52.9%	木材利用の促進 27.1%	・技術指導 ・木育活動 15.7%

※市町村が行う森林づくりへの支援 … 松くい虫被害対策、獣害対策を目的とした緩衝帯整備、景観整備等



(2) 平成 30 年度以降の森林税の継続の是非

- ・ 県民、企業とも、回答者の 7 割以上が森林税の継続に賛成という回答であった。  
(※市町村・市町村議会は、市長会等から既に継続要望があるため、本項目について調査していない)

(単位：%)

区分	継続賛成			計	継続反対	分からない 無回答
	現行のまま継続	新しい取組内容を加えて継続	全く新しい取組として継続		継続すべきではない	
県民	24.8	43.4	4.3	<b>72.5</b>	8.0	19.5
企業	28.6	45.2	4.8	<b>78.6</b>	0.0	21.4

(3) 森林税を継続した場合の税額

- ・ いずれの回答者も、現行の森林税の税額・税率を適当とする回答が最も多く、次いで県民では、約 2 割の回答者が現行の森林税の税額を超える項目を回答する結果となった。

(単位：%)

区分	現行を超える金額			500円 (現行)	300円	その他
	1,000円より高額	1,000円	計			
県民	5.2	18.5	23.7	<b>56.9</b>	4.5	14.8
市町村	0.0	2.8	2.8	<b>81.7</b>	4.2	11.2
市町村議会	0.0	4.3	4.3	<b>72.9</b>	10.0	12.9

区分	現行以上の率			5% (現行)	3%	その他
	10%より高率	10%	計			
企業	0.0	7.1	7.1	<b>69.0</b>	7.1	16.7

(4) 森林税を継続した場合の期間

- ・ いずれの回答者も、現行の森林税の期間を適当とする回答が最も多く、次いで県民では、約 2 割の回答者の約 3 割が「6 年以上」を回答する結果となった。

(単位：%)

区分	6年以上	5年(現行)	5年未満	その他
県民	26.5	<b>47.6</b>	7.8	18.1
企業	16.7	<b>50.0</b>	19.0	14.3
市町村	4.2	<b>88.7</b>	1.4	5.6
市町村議会	7.1	<b>80.0</b>	7.1	5.7

(5) 森林税を継続した場合に新たに税を活用すべき取組

- ・ 県民と企業では、「幅広い森林整備」の回答が最多であり、次いで「身近な森や緑の整備」、「公共施設等の木質化や木育活動」という回答となった。

- 市町村と市町村議会では、「観光地等の景観整備」、「木材利用のための間伐」、「災害防止のための計画的な間伐」の回答が多かった。

区分	1位	2位	3位	4位	5位
県民	幅広い森林整備 69.0%	身近な森や緑の整備 39.7%	公共施設等の木質化や木育活動 32.8%	地域の木材の活用 30.6%	観光地等の景観整備 20.7%
企業	幅広い森林整備 71.4%	身近な森や緑の整備 50.0%	公共施設等の木質化や木育活動 35.7%	観光地等の景観整備 28.6%	・森林づくりの計画策定 ・木材の利用促進 26.2%
市町村	観光地等の景観整備 62.0%	木材利用のための間伐 53.5%	災害防止のための計画的な間伐 50.7%	身近な森や緑の整備 28.2%	公共施設等の木質化や木育活動 26.8%
市町村議会	災害防止のための計画的な間伐 57.1%	木材利用のための間伐 50.0%	観光地等の景観整備 35.7%	地域で行う森林の利活用 32.9%	・公共施設等の木質化や木育活動 ・身近な森や緑の整備 31.4%

### (6) 森林税を継続した場合の森林づくり推進支援金の予算額

- 市町村、市町村議会とも、「現行と同じ税収の2割程度」の回答が最多であった。

(単位: %)

区分	現行と同じ税収の2割程度	現行を超える割合				その他
		3割程度	4割程度	5割程度以上	計	
市町村	42.3	21.1	11.3	11.3	43.7	14.1
市町村議会	40.0	21.4	11.4	12.9	45.7	14.3

### (7) 森林税の認知度

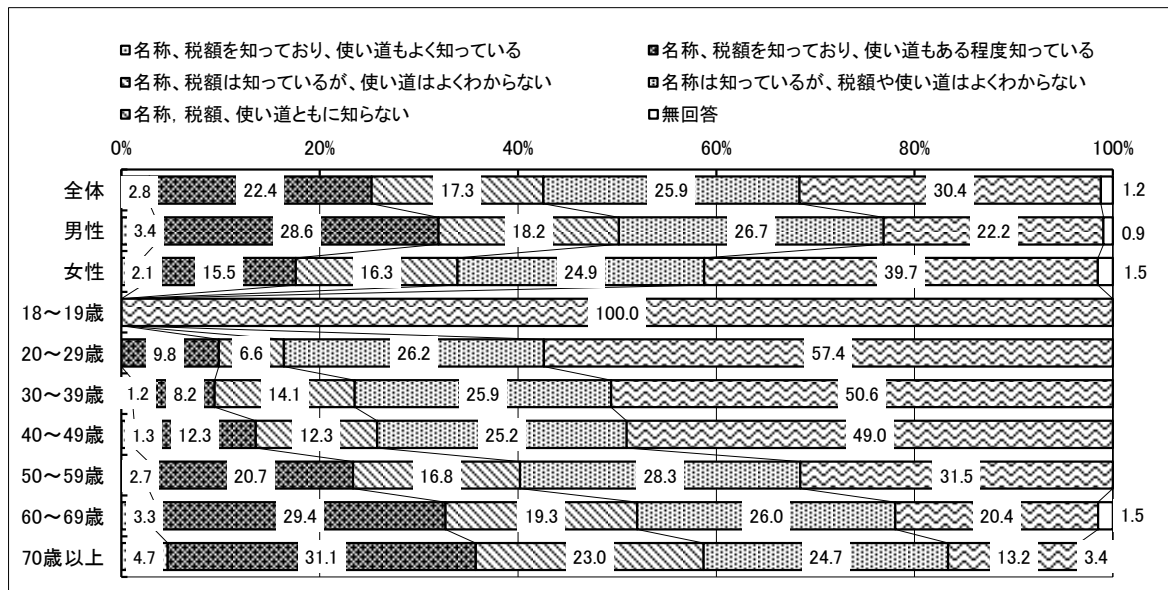
- 「名称、税額、使い道を知っている」は全体の25.2%であった。
- 名称は知っているという回答は全体の68.4%で、前回に比べ7.4ポイント減少した。
- 使い道はよくわからないという回答は全体の73.5%で、前回に比べ7.4ポイント増加した。

区分	回答数	割合(%)
名称、税額を知っており、使い道もよく知っている	28	2.8
名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている	223	22.4
名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない	172	17.3
名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない	258	25.9
名称、税額、使い道ともに知らない	302	30.3
無回答	13	1.3
計	996	100.0

} 名称は知っている  
 68.4%(前回 75.8%)  
 } 使い道はよく分からない  
 73.5%(前回 66.1%)

- 50歳を超える方々と、40代以下の方々に明らかな差が見受けられ、若い世代の認知度が低い状況。

(名称、税額、使い道ともに知らない 40代以下：50.8%、50代以上：20.9%)





# 「長野県森林づくり県民税(森林税)」の取組



## 1 森林税導入によるこれまでの取組

長野県は県土の約8割を森林が占める森林県です。民有林(国有林を除く森林)の約5割は戦後植えられた人工林で、健全な森林を育成するための喫緊の課題である「間伐」を実施すべき森林が251,400ha(平成17年度当時)存在し、これまで間伐を重点的に推進してきました。

一方、長野県の森林は零細な個人有林が多く(農業センサス2010)、その大部分が集落周辺の身近な森林である「里山」に分散的に存在しているため、過疎化や世代交代等による所有者の不在村化、境界の不明瞭といった問題によって、整備が進みにくい状況になっています。

平成18年には、手入れが行き届いていない里山の山腹崩壊により甚大な災害が発生し、私たちの安全・安心な暮らしを守るために、身近な里山の手入れの必要性が指摘されました。

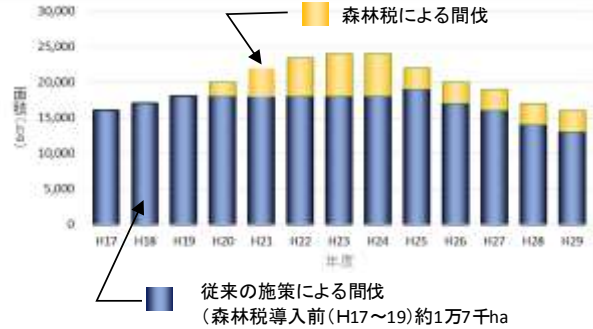


平成18年に発生した災害

こうしたことを背景に、平成20年度から森林税を導入し、従来の施策では整備が進みにくかった里山(68,000ha)について、森林所有者の負担を軽減する新たな方法で間伐を進めています。

※農業センサスによる林家: 1ha以上を保有する世帯

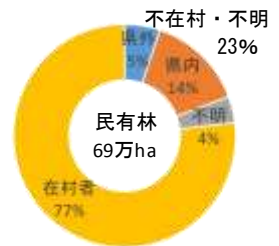
【間伐計画】



【間伐対象面積】



【不在村森林所有者の状況】

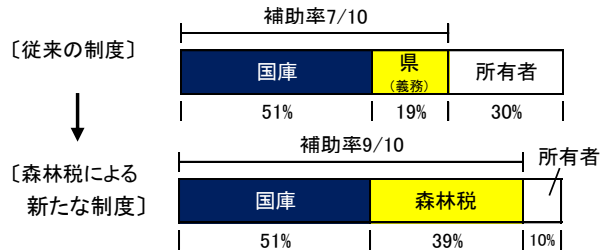


【農業センサス2010による林家数※】

保有山林5ha以下の林家数  
25,492戸 (全国4位)

保有山林5ha以下の林家が保有する森林の割合  
全国27%  
長野県37%

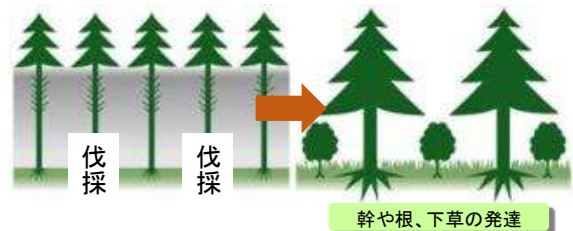
【森林整備のための補助制度】



注) 国庫補助の対象とならない場合は9/10全額を森林税で対応

## 2 間伐とは？

間伐とは、混み合っ暗くなった森林の一部を繰り返し間引く伐採をして、森林の中に光を入れて残した木の幹や根を成長させ、下草などを発達させる作業のことです。これにより、根や幹が発達した災害に強い森林になり、森林の大切な役割が十分に発揮されます。



【間伐を実施していない森林】



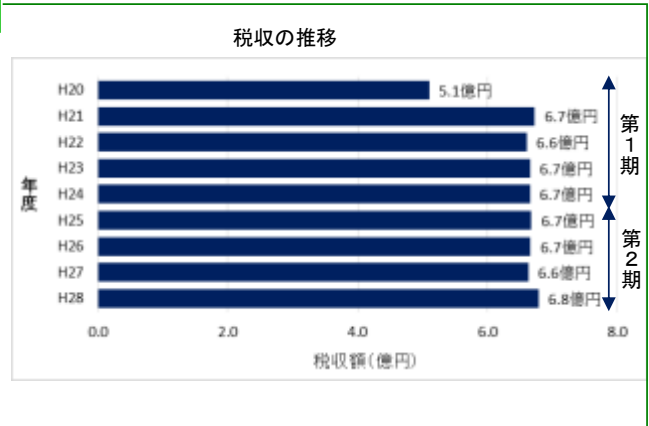
【適正な間伐を実施した森林】

### 3 森林税の仕組み

森林税は、県内にお住まいの方などに、平成20年度から平成29年度までの10年間、毎年、個人500円/年、法人均等割額の5%相当額を納めていただいています。

森林税は、「長野県森林づくり県民税基金」に積み立てられ、森林づくりに活用されるよう、適切に管理されています。

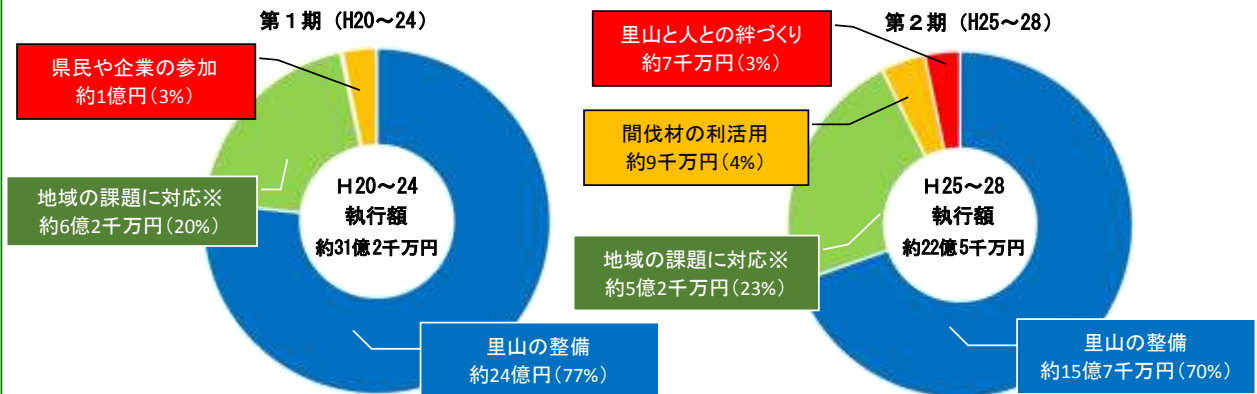
なお、森林税は5年間で1期とし、平成20年度から24年度までを第1期、平成25年度から29年度までを第2期としています。



### 4 森林税の使い道(第1期、第2期)

森林税は、手入れの遅れた里山の整備を中心に、森林づくりに活用しています。

第2期への移行時に「間伐材の利活用」に用途を拡大し、森林資源を活用して地域が持続的な活動へと発展する取組への支援を行っています。



※森林づくり推進支援金(市町村が地域の課題に応じて行うきめ細やかな森林づくりの取組)



## 森林税の成果と課題(第1期・第2期)

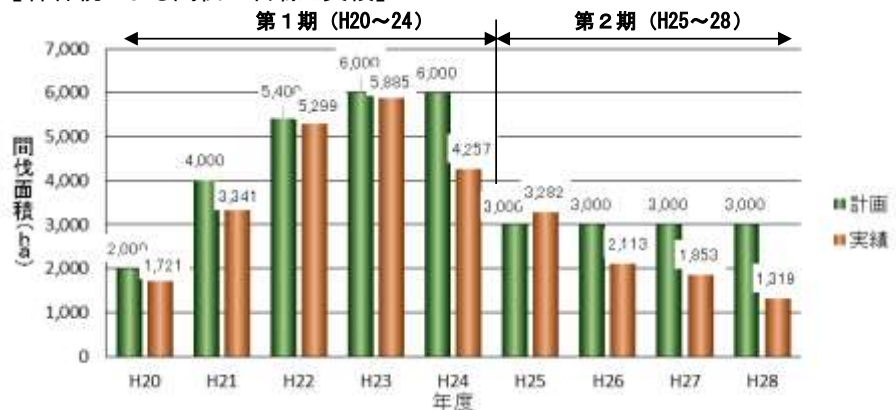


### 1 里山等の森林づくりの推進

●平成20~28年度に、手入れの遅れている里山の間伐を29,070ヘクタール行っています。



【森林税による間伐の目標と実績】



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319		29,070

●地域が主体的に行う里山の整備計画の樹立や所有者の同意取得の取組が進んでいます。



●景観整備や松くい虫対策などの地域特有の課題に応じた市町村の取組が進みました。



●市町村が水源林等の公的管理を行う場合の林地の取得が行われています。



これまで整備の進みにくかった里山の間伐が着実に進んでいる一方で、残された里山は、より零細で分散的になり、所有者の同意取得や境界の確認に時間を要し、目標どおりに進行していないことが課題になっています。この結果、納めていただいた森林税が基金として残されています。

今後、市町村や地域住民の方の参加を得て、整備が必要な場所を効率的に整備していくことが求められています。

#### 税収と支出額

区分	金額	備考
税収等総額	58.7億円	H20~28
支出総額	53.8億円	//
残額	4.9億円	H28年度末

## 2 間伐材の利活用等による継続的な森林づくりの推進

●伐採された里山の間伐材の搬出や資源の有効利用を図るための先進的な取組が始まっています。



●間伐を進める技術者や総合的な視野で森林・林業を指揮できる人材を育成しています。



#### 森林税での取組事例

##### 【主な実績】

区分	実績
間伐材の搬出	7,289m <sup>3</sup> (H25~28)
信州の木を活用したモデル的な取組	36地区 (H20~28)
間伐を進める技術者集団の育成	23団体 (H28年度末)
森林・林業を指揮できる人材	30名 (H28年度末)

森林税による取組を通じて、学校の机や椅子、商店街のベンチ等への間伐材の利用や、地域の森林・林業を支える人材が育ち、間伐材の搬出・利用の取組が始まっています。

一方で、森林税を活用した間伐材の搬出材は、目標（H28年度末：14,000m<sup>3</sup>）に対し、7,289m<sup>3</sup>となっているため、今後は、さらに間伐材の搬出を進めていくための人材育成や環境整備、間伐材の利活用を進め、県民に身近に感じてもらう取組が求められています。

## 3 里山と人との絆づくりを進める取組の推進

●企業等の社会貢献活動による森林づくりや、子供たちへの「木育」活動を支援しています。



●里山資源を活用できる地域リーダーを育成しています。



#### 森林税での取組事例

##### 【主な実績】

区分	実績
企業の森林づくり（森林の里親）	126件 (H28年度末)
木育活動実施市町村	72市町村 (H28年度末)
里山整備リーダーの育成	16地区 (H28新規)

上記のほか、森林税に関する広報活動や森林税の効果を検証するための県民会議を開催しています。

森林税による取組を通じて、多様な方々が参加する里山の整備や里山資源を活用した取組が始まっています。

今後は、里山と人との関係を再生し、地域が自立的かつ持続的に里山を利用しながら育てていく体制づくりを進めていくことが求められています。



## これまでの検討のポイント



森林税は、平成29年度に第2期の満期を迎えるため、みんなで支える森林づくり県民会議や長野県地方税制研究会等において、森林税の効果の検証や今後のあり方などの議論が行われているとともに、市町村から森林税に関してご意見をいただいています。

主なご意見、森林税を取り巻く状況等について紹介します。

### みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議

- 今後、整備が必要な森林について、全体像を分かりやすく説明することが必要であり、整備箇所を県民に分かるように可視化していくべき。
- 森林所有者の不在村化や世代交代等によって、整備を進めることが困難な地域が残っているので、今後は地域全体で意識を統一し、地域全体で管理していく必要がある。
- 伐採の技術を持った多様な主体や担い手、関係者のコーディネートができる人材を育成する必要がある。
- 身近で目に付く場所の整備、木育の取組を進めるなど、森林税を活用した取組が身近に感じられるようにすることが必要。

### 長野県地方税制研究会

- 森林税導入の前で予算額を含めてどう変わったのか。本当に予算が足りなかったのか。
- 森林税を活用した10年間の総括、成果がどうなっているか。間伐面積の目標を達成できていない理由は何か。
- 国庫補助金の義務負担に相当する部分に森林税を充てていたことに対し、説明が不足している。
- 多額の基金残が見込まれるが、今後、どのように取り扱っていくつもりなのか。
- 第2期への継続の際、一番大きな課題として「搬出間伐への支援強化」を指摘したが、その取組はどうであったか。

### 市町村からのご意見

- 従来の施策で対象にならない森林づくりに関連する取組など、地域の課題に応じた柔軟かつ効果的な活用方策を検討して欲しい。
- 市町村の森林づくりを進めるために必要である。



## その他森林税を巡る動向



現在、国において森林環境税（仮称）創設に向けた動きが見られます。

平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太方針）」では、「市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。」とされています。

具体的な用途や税額などの詳細は、国において検討が行われている状況です。

また、大北森林組合等による補助金不適正受給事案では、一部の事業に森林税（平成20年度から25年度で約2億2千5百万円）を財源としていました。県では大北森林組合等に対し、可能な限り補助金返還請求を行うとともに、再発防止に向けた職員の意識改革、森林整備事業の運用改善などの取組を行っています。

以上のような状況を踏まえ、これからの里山の整備の方向性を検討しています。

今後、森林税に関するこれまでの取組や課題とあわせて、県民説明会や県のホームページ等を通じて検討結果を紹介させていただきたいと考えています。

【お問い合わせ】 長野県林務部森林政策課 企画係  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
TEL：026-235-7261、FAX026-234-0330、E-mail:rinsei@pref.nagano.lg.jp

# 未整備の里山における今後の整備の進め方（面積の試算）

## 未整備の里山に係る山腹崩壊危険度及び森林の混み具合から見た区分

喫緊の課題を抱える里山の森林  
68千ha

第2期末時点で未整備  
約36千ha

※端数切捨てで試算

第2期末時点で未整備となる里山について、山腹崩壊危険度（a～cランク）と保全対象からの距離（50m以内、50m超え200m以内、200m超え）により、「①緊急的な整備森林」、「②防災・減災重視」、「③多面的利用重視」に分類。このうち②及び③の森林について、森林の混み具合から最終的な整備必要面積を試算。

保全対象からの距離		概ね50m以内	概ね50m超え 200m以内	概ね200m超え
山腹崩壊危険度 <sup>※</sup>				
ランクa	10千ha	① 5千ha	4千ha	1千ha
ランクb	12千ha	② 7千ha	2千ha	3千ha
ランクc	13千ha	③ 11千ha	1千ha	1千ha

※傾斜や地形、地質等を数値化して崩壊危険度をランク分け

【考え方】

①緊急的な整備森林  
危険度aで50m以内  
= 5千ha  
(公的に管理する森林(保安林)として、県主体の治山事業による整備を検討するが、保安林の指定が適さない場合は森林税の対象にもなる)

②防災・減災重視 → 森林税  
危険度aで50～200m以内  
+危険度bで200m以内  
= 計13千ha

③多面的利用重視 → 森林税  
危険度a+bで200m超え  
+危険度cの区域全て  
= 計17千ha

②防災・減災重視 計13千ha

③多面的利用重視 計17千ha

区分	面積
混み合っており緊急な整備が必要	9千ha
混み合っており、当面は整備不要	4千ha
計	13千ha

樹木の混み具合による内訳  
防災・減災の観点での整備を検討

区分	面積
混み合っており緊急な整備が必要	15千ha
混み合っており、当面は整備不要	2千ha
計	17千ha

県民協働の観点での整備を検討(管理空洞化対策)

【間伐の必要性】 森林は、樹木の根が張り巡らされることで土砂の崩壊を防止しており、木々の間隔をあける「間伐」によって根の発達を促進され、災害に強い森林になる。

## 森林税を継続した場合の森林整備(間伐)の目標面積(案)

### 【論点】

- ・ 防災・減災重視の森林は、地域住民の安全・安心を考慮し、優先的に整備が必要な箇所の間伐を実施すべきではないか。
- ・ 多面的利用重視の森林は、地域住民や森林所有者の主体的な意思を確認しつつ、着実に実行できる範囲で進めていくべきではないか。

### 【防災・減災のための森林整備面積の目安】

- 主に減災重視の森林 1.3千ha
- 当面整備が必要な森林 9千ha
- 整備が実行可能な森林面積の試算  
※所有者不明森林や不在村所有森林は整備に向けた所有者の合意を得ることが困難なため、整備実行可能な面積から除外  
(整備必要森林面積)×(在村所有面積割合)  
= 9,000ha×80% = 7,200 ha  
※実際には在村所有森林であっても、隣接森林との境界確定が困難等の理由により同意を得られない森林は存在することから、  
7,200ha×80% → 5,760ha としたい。

整備対象面積： 約5,700ha

### 【防災・減災のための森林整備面積の目安】

○目標=5,700ha・・・①

間伐目標面積  
①+② = 5,700ha + 1,500～2,250ha  
= 7,200～7,950ha

整備・利用箇所については、県から提示された整備優先箇所を踏まえ、市町村や地域の意向によりあらかじめ特定する。

### 【多面的利用のための森林整備面積の目安】

- 地区数
- ・ 対象区域を小学校区単位と想定。
- ・ 森林が身近にあり、住民参加の森林整備の機運がある地区は150地区（森林整備への理解を深めるために緑の少年団が結成され、活動が行われている地区数）
- 地域住民や森林所有者の主体的な意思を確認しつつ、着実に進められる面積の試算  
※地域活動として過去に整備が行われた事例の聞き取り結果より（担い手：地域のNPOや個人事業主等）  
■ 1地域につき10～15haの整備を想定

地区目標：150地区  
整備面積：1,500～2,250ha

### 【多面的利用のための森林整備面積の目安】

○目標=1,500～2,250ha

地域活動が徐々に広がることを想定し、整備目標は段階的に引き上げることを検討



## 里山整備のための推進策（事業要件の見直し）

### これまでの取組

- これまでは、喫緊の課題を抱える里山の森林において、集約化事業を組み合わせながら、事業地を大きく取りまとめて効率的に整備ができる場所を優先して事業を実施してきており、未整備で残っている場所はより零細で困難な森林となっている。
- 里山整備に係る事業は、短期間で効果の発現を期待して、大きくまとめること等を条件にしてきた。

### 今後の方向性

#### 論点

- 小規模分散的な森林の整備を進めるとともに、NPOや小規模事業者など多様な担い手の参画による防災・減災のための森林整備、多面的利用のための森林整備を進めるために、事業要件を改善してはどうか。

#### 現状

- 【里山整備事業】
- 1箇所当たりの間伐面積 1ha以上
- 【里山集約化事業】
- 1事業地当たりの集約化面積 10ha以上

#### 改善の方向性

- 【里山整備事業】
- 1箇所当たりの間伐面積 0.1ha以上
- 【境界明確化等条件整備事業】
- 1箇所当たりの面積要件なし

## 里山整備のための推進策（搬出間伐の推進）

### これまでの取組

- これまでの間伐は、「切捨て間伐」に限定しており、間伐材を有効活用するために山から持ち出す支援を別立てで選択できるにとどまっていた。
- また、搬出に必要な作業路等の基盤整備への支援がないこともあり、取組が進まなかった。

### 今後の方向性

#### 論点

- これまでの切捨て間伐箇所での有効利用という発想ではなく、本格的な搬出間伐について補助対象にするなど、間伐材の搬出・利用の取組をより一層推進すべきではないか。

#### 現状

##### 【税事業による間伐材の搬出実績（m<sup>3</sup>）】

年度	25	26	27	28	29	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	20,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470		7,289

##### 【支援施策】

森林税活用事業による間伐事業地（切捨て間伐）において、間伐材の有効利用を図るため、切捨てられた間伐材の搬出を行う場合、3,500円/m<sup>3</sup>を助成

#### 改善の方向性

##### 【里山整備事業】

間伐作業と木材の搬出作業を一体的に行う「搬出間伐（作業路整備を含む）」への支援を追加するとともに、自立的な里山活動を行う意欲的な地域には、遊歩道整備や機材導入に必要な経費を支援する。

（搬出作業を前提とした間伐を同一事業者が行うことで、効率的な実施が可能となり、搬出間伐への意欲をより一層喚起）

## 国庫補助事業への森林税の活用

### 造林費に対する交付税措置額と事業量の比較について

- 本県の造林費に係る交付税措置額を独自に試算した結果、造林費の交付税措置額を上回る事業量を実施している。
- 具体的には、森林税の導入期間（H20～H28）における決算額の平均が754百万円であるのに対し、造林費に係る交付税措置額は534百万円であり、一般財源不足額が△220百万円生じている状況。

#### 【試算結果】

（単位：百万円）

区 分		森林税第1期					森林税第2期				森林税導入 期間平均 (H20～28)	
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28
造林費に係る 交付税措置額	A	620	531	559	533	578	594	572	477	494	467	534
造林費決算額 (一般財源)	B	950	575	972	853	678	821	692	753	757	687	754
差 引 額 (一般財源不足 額)	A-B	△ 330	△ 44	△ 413	△ 320	△ 100	△ 227	△ 120	△ 276	△ 263	△ 220	△ 220

注) 上記には森林税を活用した事業は含まない。

## 国庫活用事業と税単独事業の割合

- 第1期は、国庫補助事業を中心とした事業展開を実施。
- 第2期は、国庫補助の面積要件等に合致しないことからウエイトが減り、徐々に税単独事業にシフト。

### 里山整備事業の面積と事業費

単位 面積:ha、事業費:百万円

区 分		第1期(H20～24)			第2期(H25～29)			
		5カ年	年平均		5カ年	年平均		
面積	国庫活用事業	17,757	3,551	87%	8,197	1,639	70%	
	税単独事業	2,746	549	13%	3,510	702	30%	
	計	20,503	4,101	100%	11,707	2,341	100%	
事業費	国庫活用事業	4,334	867	92%	2,427	485	72%	
	内 訳	国庫 ①	2,479	496	53%	1,409	282	42%
		県(義務嵩上げ相当分) ②	904	181	19%	496	99	15%
		県(任意嵩上げ相当分) ③	951	190	20%	522	104	16%
	税単独事業 ④	353	71	8%	937	187	28%	
計	4,687	937	100%	3,364	673	100%		

# 森林づくりのための財源の状況

## 1 森林づくり関連施策の特定の財源

間伐等の森林整備の財源は、従来から、可能な限り国庫補助制度を最大限活用し、適正な整備を推進することを基本としつつ、里山における森林整備については、既存の制度や限られた財源のみでは必要な整備が推進できない状況であったことから、超過課税も活用しながら推進してきた。

### 【林務部当初予算の推移】

単位：百万円

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般行政費	4,530	4,644	5,683	5,470	7,881	7,103	5,945	7,549	8,850	6,219	6,530	6,316
公共事業費	9,438	10,222	10,523	10,181	9,701	9,567	10,390	8,948	9,428	10,825	9,198	8,400
県単事業費	143	252	285	301	318	423	398	656	522	462	462	642
災害復旧費	412	1,274	1,211	1,038	536	598	542	322	310	289	247	204
直轄治山事業負担金	478	478	478	462	391	305	288	343	418	431	476	486
計	15,001	16,870	18,180	17,452	18,828	17,996	17,563	17,818	19,530	18,226	16,913	16,048

【財源内訳】

単位：百万円

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
特定財源	7,134	8,599	9,537	8,359	10,101	9,310	8,796	9,242	10,727	8,711	7,766	7,345
国庫	6,282	7,727	8,165	7,484	7,349	6,740	5,935	5,348	6,099	7,663	6,288	6,114
森林整備基金	30	0	525	19	19	19	17	17	17	12	11	11
加速化基金	0	28	0	0	1,540	1,206	1,762	2,842	3,444	0	437	145
地域活動支援基金	140	143	123	94	93	76	76	73	73	59	39	42
その他	682	702	724	763	1,100	1,270	1,007	962	1,093	977	991	1,033
一般財源	7,867	8,271	8,278	8,495	8,180	8,032	8,112	7,938	8,160	8,856	8,593	8,040
県債	3,489	3,909	3,934	3,759	3,297	3,353	3,181	3,304	3,261	3,534	3,023	2,683
狩猟税	90	82	74	72	68	74	72	66	61	33	19	22
純一財	4,288	4,280	4,271	4,664	4,814	4,604	4,859	4,568	4,837	5,289	5,551	5,335
森林税基金	0	0	365	598	547	654	655	638	643	659	554	663
計	15,001	16,870	18,180	17,452	18,828	17,996	17,563	17,818	19,530	18,226	16,913	16,048

※平成20年度から森林税を導入し、それまで整備が困難であった里山の森林整備を推進

### グラフ：主な財源の推移



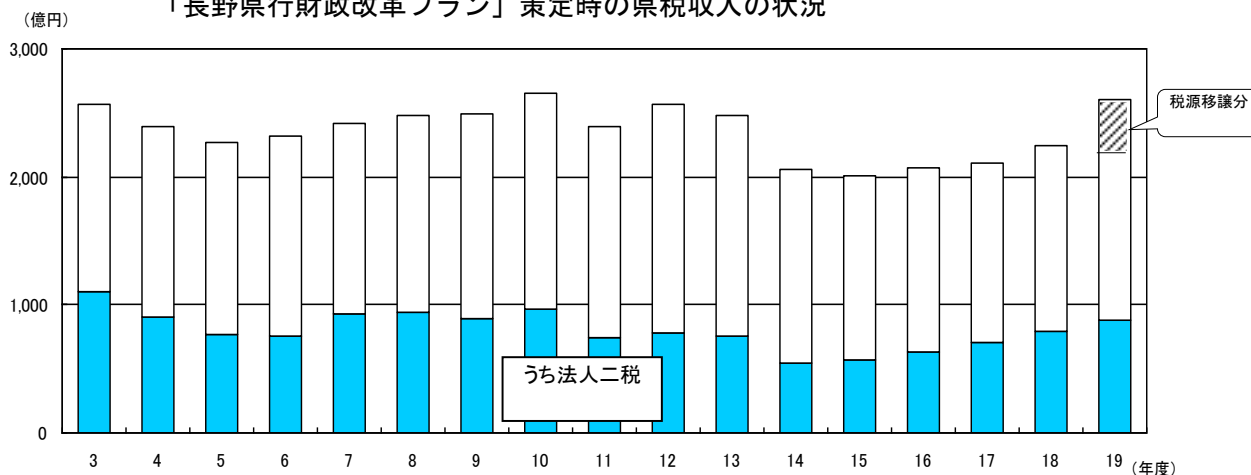
※特定財源（国庫補助金、各種基金繰入金、その他（貸付金返還金等））

## 2 一般財源の状況（これまでの財政改革の取組と県財政の状況）

森林税導入（平成20年4月～）の1年前となる平成19年3月、県は「長野県行財政改革プラン」（推進期間：平成19年度～23年度）を策定した。

当時の本県の財政状況は、歳入面では、景気の回復により県税収入が増加傾向にあるものの本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）も毎年度削減されていることから、一般財源の確保が厳しい状況が続いていた。一方、歳出面においても社会資本整備のために借り入れた借金の返済である公債費や人件費などの義務費の割合が高く、硬直的な財政構造が続くと見込まれた。

「長野県行財政改革プラン」策定時の県税収入の状況



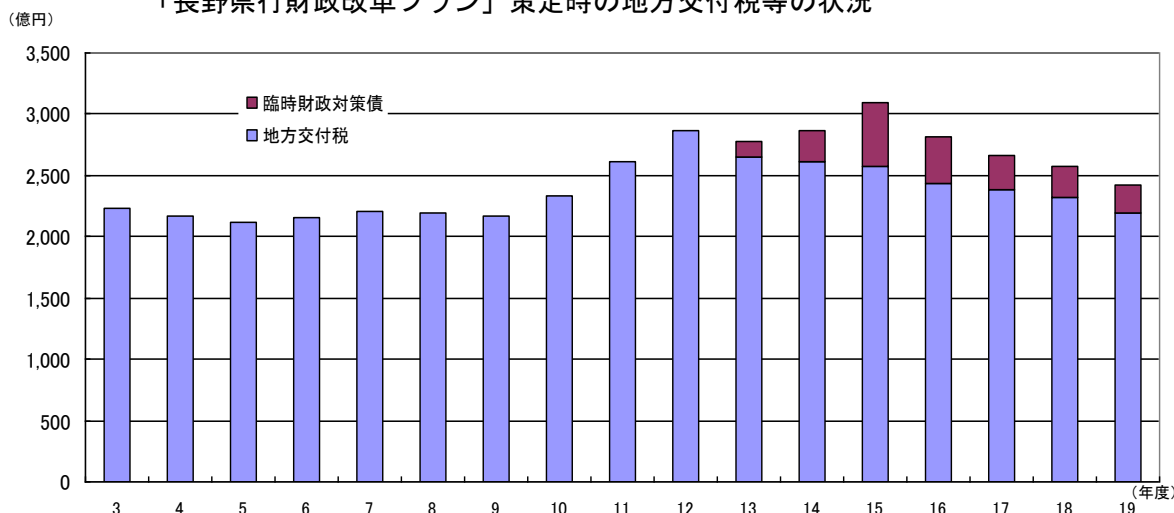
\* 法人二税…法人事業税、法人県民税

(単位:億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
県税収入	2,564	2,393	2,266	2,314	2,422	2,482	2,492	2,647	2,388	2,560	2,480	2,053	2,012	2,065	2,111	2,240	2,601
うち法人二税	1,105	911	772	756	835	938	895	967	747	782	762	540	570	635	701	799	874

※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 H19年度には、国からの税源移譲分290億円を含む。〈億円未満四捨五入〉

「長野県行財政改革プラン」策定時の地方交付税等の状況



(単位:億円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
地方交付税	2,226	2,173	2,116	2,160	2,201	2,199	2,174	2,327	2,614	2,865	2,654	2,609	2,569	2,440	2,381	2,319	2,193
臨時財政対策債											125	263	528	370	283	254	229
合計	2,226	2,173	2,116	2,160	2,201	2,199	2,174	2,327	2,614	2,865	2,779	2,872	3,097	2,810	2,664	2,573	2,422

※H3～17年度：決算額 H18・19年度：見込額 〈億円未満四捨五入〉

このため、「長野県行財政改革プラン」に沿って、歳入確保・歳出削減の取組を進めるとともに、平成23年3月には、「長野県行財政改革プラン」の後継となる「長野県行政・財政改革方針」（推進期間：平成24年度～28年度）を定め、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。ネーミングライツの導入、未利用資産の売却などによる歳入確保に加え、職員数の削減（H18：29,486人→H28：26,691人、△2,795人）、徹底した事務事業の見直しや効率的な予算執行等による歳出削減を行い、平成19年度から28年度の10年間で、2,500億円を超える成果を上げることができた。

しかしながら、今後の県財政の見通しを試算すれば、人件費は減少するものの、高齢化の進展によりそれを上回る規模で社会保障関係費が増加する結果、財源不足額が拡大することが見込まれることから、県民目線で行政改革を推進するための検討の場を設置すること等も視野に入れつつ、「長野県行政経営方針」に沿って、引き続き財政改革を行っていくが、現時点において、森林づくりのために追加的に一般財源を充当することは困難な状況である。

### 本県の行財政改革の取組成果（直近：10年間）

（単位：億円）

		行財政改革プラン (H19～H23)①	行政財政改革方針 (H24～H28)	合計 (①+②)	主な内容
歳入	新たな歳入確保	1.8	7.1	8.9	ネーミングライツ(2.4)、広告収入等
	県税収入の確保	77.7	127.9	205.6	森林税(58.4)などの超過課税等
	受益者負担の適正化	24.9	2.5	27.4	使用料・手数料の見直し等
	県有財産の有効活用	31.8	64.9	96.7	未利用資産売却(66.4)、基金運用見直し等
	臨時的財源の活用	240.8	6.7	247.5	基金、特会内部留保資金の活用等
	小計	377.0	209.2	586.2	—
歳出	事業見直し	285.2	120.7	405.9	事業見直し、内部管理経費縮減等
	人件費の縮減	561.7	205.6	767.3	職員数の削減等 (H18 29,486人 → H28 26,691人)
	公債費の縮減	14.2	8.8	23.0	繰上償還による支払金利軽減等
	効率的な予算執行	464.2	266.7	730.9	経費の徹底した節減等
	小計	1,325.3	601.8	1,927.1	—
合計	1,702.3	811.0	2,513.3	—	

## 本県の今後の財政見通し

(単位: 億円)

	H29	H30	H31	H32	H33	試算の考え方
県 税	2,275	2,307	2,338	2,544	2,727	・主要税目、地方交付税等について、税制改正の影響を反映させるとともに、「中長期の経済財政に関する試算(H29.1内閣府)」の名目成長率等を参考に推計。 ・消費税率はH31年10月から10%として試算
地方交付税等	3,150	3,138	3,131	3,116	3,051	
県 債	1,051	1,021	1,037	1,053	997	
臨時財政対策債	460	460	460	460	460	
その他	591	561	577	593	537	
その他	2,053	2,024	2,027	2,029	2,004	経済対策関連基金の終了等を反映
歳入合計 A	8,529	8,490	8,533	8,742	8,779	
義務費	3,994	3,942	3,935	3,906	3,891	
人件費	2,541	2,503	2,478	2,444	2,417	給与・退職手当等の所要額を推計
扶助費	156	158	161	164	166	実績等を勘案して推計
公債費	1,297	1,281	1,296	1,298	1,308	過去の借入分は償還計画により算定、今後の借入分は発行見込額により推計
投資的経費	1,394	1,344	1,367	1,388	1,312	
補助・直轄	898	898	898	898	898	H29当初と同額と仮定
単独	461	411	434	455	379	県単独公共事業はH29当初と同額と仮定、長野県立大学(仮称)、県立武道館及び信濃美術館の建設費を反映
災害復旧	35	35	35	35	35	H29当初と同額と仮定
社会保障関係費	966	999	1,036	1,073	1,109	実績等を勘案して推計
県税交付金等	814	827	846	1,028	1,139	税収に連動
その他行政費	1,458	1,483	1,482	1,476	1,476	長野県立大学(仮称)、県立武道館及び信濃美術館の運営費等を反映
歳出合計 B	8,626	8,595	8,666	8,871	8,927	
差引 C=A-B	▲ 97	▲ 105	▲ 133	▲ 129	▲ 148	
当該年度における効率的な予算執行 D	40	40	40	40	40	業務改善や実施方法の見直しによる経費節減、契約差金等の不用額の不執行の徹底など
財源不足額 C+D	▲ 57	▲ 65	▲ 93	▲ 89	▲ 108	
基金残高	534	469	376	287	179	

## 大北森林組合等補助金不適正受給額に含まれた森林税の取扱いについて

### 1 補助金不適正受給額に含まれた森林税の内訳

(単位：千円)

事業者	不適正受給額	時効により請求できないもの		
		返還請求額	返還済額	
大北森林組合	208,221	66,728	141,494	—*
その他	17,073	4,109	12,965	12,965
計	225,295	70,836	154,459	12,965

(計は、四捨五入の関係上、加算値とは一致しない場合がある)

※大北森林組合に返還請求した総額 879,884 千円のうち、10,200 千円が返還されているが、現在のところ、森林税基金に返還金を積み立てていない。

### 2 森林税が財源となっていた大北森林組合の不適正受給額の内訳

(単位：千円)

	不適正受給額	事業実施期間又は要件が不適合（何らかの森林整備等が行われている）	未完了、重複申請、一部未施工、除地を含む申請等（森林整備等が行われていない）
時効により請求できないもの	66,728	36,214	30,514
返還請求額	141,494	134,560	<b>6,934</b>
計	208,221	170,774	37,448

(計は、四捨五入の関係上、加算値とは一致しない場合がある)

## 森林整備等を目的とする都道府県の独自課税一覧

No.	都道府県名	人口(人)	民有林面積(ha)	人口一人当たりの民有林面積(ha/人)	導入時期	超過課税の税率及び税収額		課税期間	H27税収額(決算額)(億円)	民有林1ha当たりの税収額(円/ha)
						税率				
						個人	法人			
1	岩手県	1,284,000	783,957	0.61	平成18年4月	1,000円	10%	5	7.4	944
2	宮城県	2,328,000	286,309	0.12	平成23年4月	1,200円	10%	5	16.4	5,728
3	秋田県	1,037,000	447,384	0.43	平成20年4月	800円	8%	-	4.6	1,028
4	山形県	1,131,000	314,941	0.28	平成19年4月	1,000円	10%	-	6.6	2,096
5	福島県	1,935,000	566,916	0.29	平成18年4月	1,000円	10%	5	11.2	1,976
6	茨城県	2,919,000	141,901	0.05	平成20年4月	1,000円	10%	5	17.5	12,333
7	栃木県	1,980,000	221,138	0.11	平成20年4月	700円	7%	10	8.4	3,799
8	群馬県	1,976,000	228,687	0.12	平成26年4月	700円	7%	5	8.3	3,629
9	神奈川県	9,096,000	79,987	0.01	平成19年4月	均等割: 300円、所得割: 0.025%		5	38.9	48,633
10	富山県	1,070,000	178,482	0.17	平成19年4月	500円	5~10%	5	3.7	2,073
11	石川県	1,156,000	251,678	0.22	平成19年4月	500円	5%	5	3.7	1,470
12	山梨県	841,000	342,670	0.41	平成24年4月	500円	5%	-	2.7	788
13	長野県	2,109,000	682,002	0.32	平成20年4月	500円	5%	5	6.7	982
14	岐阜県	2,041,000	681,173	0.33	平成24年4月	1,000円	10%	5	12	1,762
15	静岡県	3,705,000	402,004	0.11	平成18年4月	400円	5%	5	9.8	2,438
16	愛知県	7,455,000	206,879	0.03	平成21年4月	500円	5%	5	22.4	10,828
17	三重県	1,825,000	348,982	0.19	平成26年4月	1,000円	10%	-	10.5	3,009
18	滋賀県	1,416,000	184,247	0.13	平成18年4月	800円	11%	-	7	3,799
19	京都府	2,610,000	334,285	0.13	平成28年4月	600円		5		
20	大阪府	8,836,000	55,107	0.01	平成28年4月	300円		4		
21	兵庫県	5,541,000	531,150	0.10	平成18年4月	800円	10%	5	24.5	4,613
22	奈良県	1,376,000	270,371	0.20	平成18年4月	500円	5%	5	3.7	1,368
23	和歌山県	971,000	344,971	0.36	平成19年4月	500円	5%	5	2.7	783
24	鳥取県	574,000	227,155	0.40	平成17年4月	500円	5%	5	1.8	792
25	島根県	697,000	493,233	0.71	平成17年4月	500円	5%	5	2.1	426
26	岡山県	1,924,000	445,766	0.23	平成16年4月	500円	5%	5	5.5	1,234
27	広島県	2,833,000	563,162	0.20	平成19年4月	500円	5%	5	8.4	1,492
28	山口県	1,408,000	424,901	0.30	平成17年4月	500円	5%	5	4	941
29	愛媛県	1,395,000	359,814	0.26	平成17年4月	700円	7%	5	5.4	1,501
30	高知県	738,000	470,594	0.64	平成15年4月	500円	500円	5	1.7	361
31	福岡県	5,091,000	194,578	0.04	平成20年4月	500円	5%	-	13.7	7,041
32	佐賀県	835,000	94,577	0.11	平成20年4月	500円	5%	5	2.4	2,538
33	長崎県	1,386,000	218,466	0.16	平成19年4月	500円	5%	5	3.8	1,739
34	熊本県	1,794,000	398,908	0.22	平成17年4月	500円	5%	-	4.9	1,228
35	大分県	1,171,000	402,283	0.34	平成18年4月	500円	5%	5	3.3	820
36	宮崎県	1,114,000	411,959	0.37	平成18年4月	500円	5%	5	3.1	753
37	鹿児島県	1,668,000	431,928	0.26	平成17年4月	500円	5%	5	4.4	1,019

※税率の法人欄は、法人税均等割額に対する税率

※人口は、総務省統計局 人口推計(平成26年10月1日現在)

※民有林面積は、林野庁 森林資源の現況(平成24年3月31日現在)



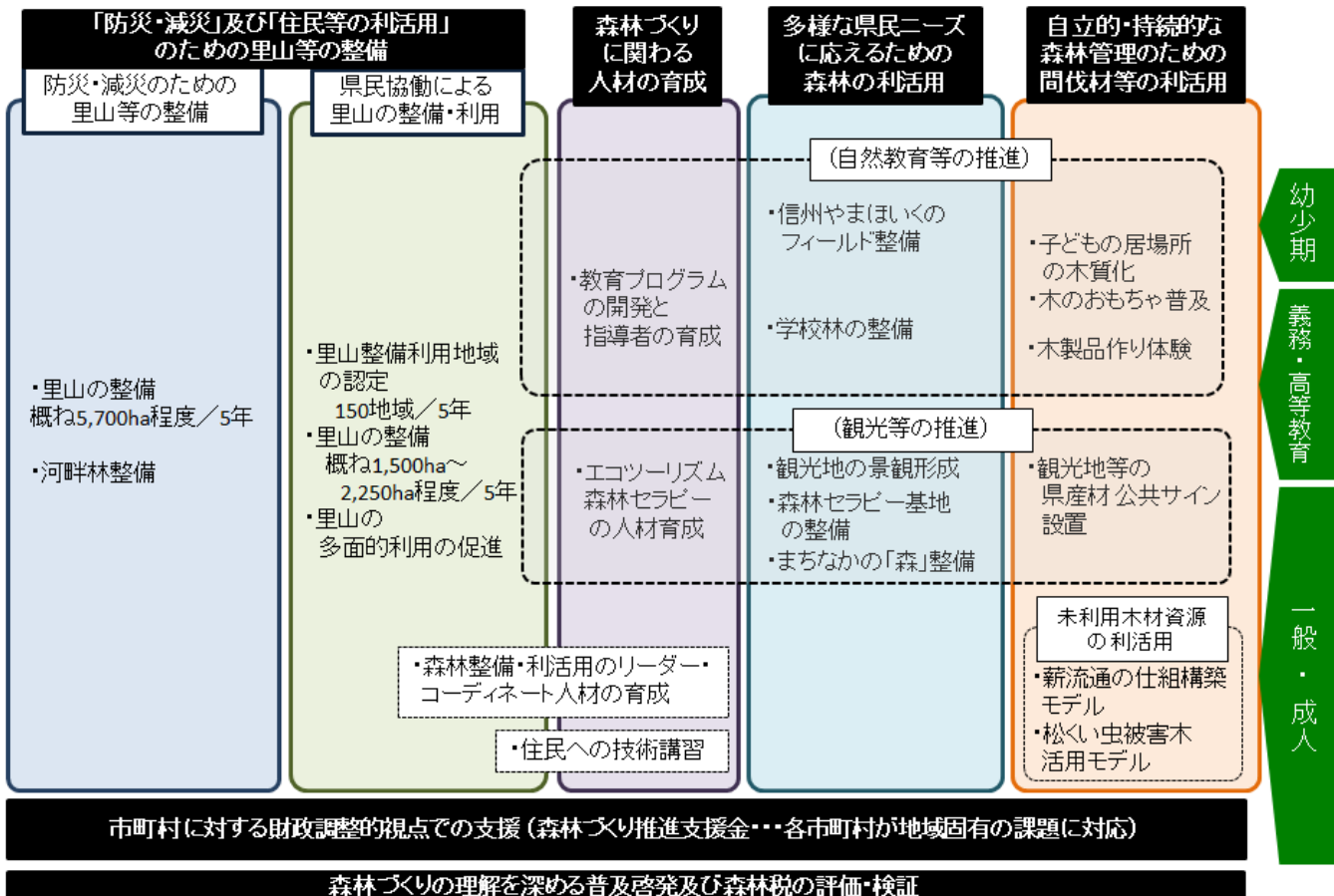
# 森林税活用事業(案)の概要 (全体像)

(単位:億円/5年)

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山整備	26.7
(1) 防災・減災のための里山整備	概ね5,700ha程度/5年 12.7
(2) 河畔林の整備	概ね120箇所程度/5年 5.6
(3) 県民協働による里山の整備・利用	概ね1,500ha(150地域)程度/5年 8.4
2 間伐材の利活用等による森林づくり	3.2
(1) 県産材の利活用	公共サイン 概ね250枚程度/5年 子どもの居場所の木質化等概ね175箇所程度/5年 2.1
(2) 未利用木材資源の利活用	薪流通の仕組み構築 概ね10件程度/5年 松くい虫被害全市町村(51市町村)/5年 1.1
3 森林づくりに関わる人材の育成	0.8
(1) 住民協働による森林の整備・利用促進人材の育成・活用	地域リーダーの育成 概ね150人程度/5年 0.3
(2) 森林の多面的な利用促進人材の育成・活用	0.4
(3) 自然教育・野外教育推進プログラムの開発普及に係る人材育成	自然教育プログラムを実施する学校30校程度/5年 0.1
4 多様な県民ニーズに応えた森林と人との絆づくり	3.3
(1) 学校林の整備	約60箇所程度/5年 1.0
(2) 信州やまほいく認定園のフィールド整備	約25園程度/5年 0.3
(3) まちなかの「森」の整備	概ね25箇所程度/5年 0.3
(4) 観光地の景観整備	街路樹等整備 延長概ね40km程度(延べ)/5年 景観に合致した間伐等 概ね85ha程度/5年 1.2
(5) 森林セラピーの機能向上	全10箇所/5年 0.5
5 市町村に対する財政調整的視点での支援	4.5
(1) 森林づくり推進支援金	全ての市町村で取組実施 4.5
6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証	0.6
(1) 普及啓発、評価・検証	森林税の用途の認知度30%へ向上 企業・団体等と地域との協定の締結25件/5年 0.6
計	39.1

林務部所管  
事業以外の  
事業

## 森林の多様な恵みを子どもから大人まで享受できる社会に向けて(森林税活用事業(案)体系)



【参考】

## 地域の状況に応じた森林税活用事業の活用例

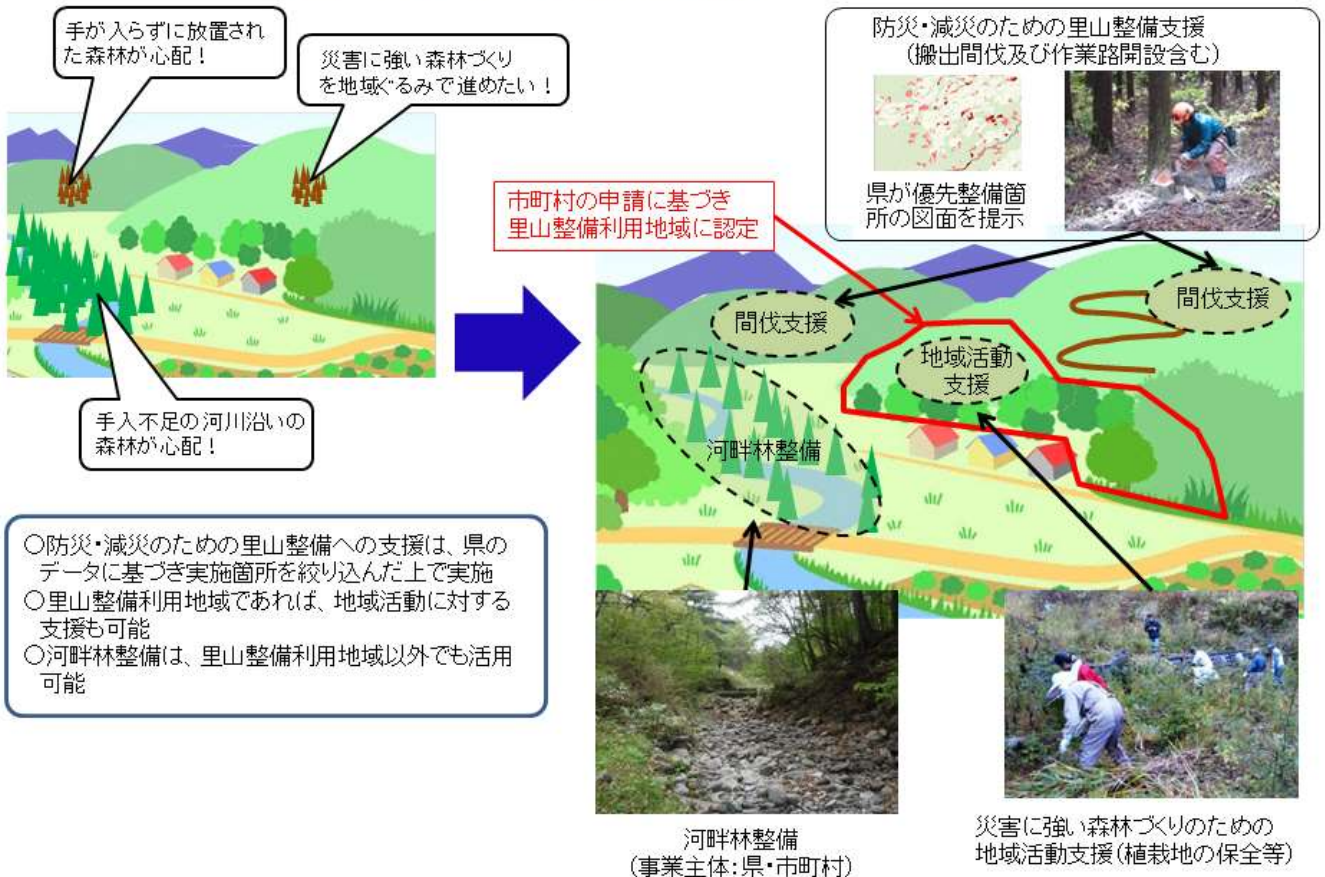
### ①住民等が中心となって里山の多様な資源を活用したい地域の場合



【参考】

## 地域の状況に応じた森林税活用事業の活用例

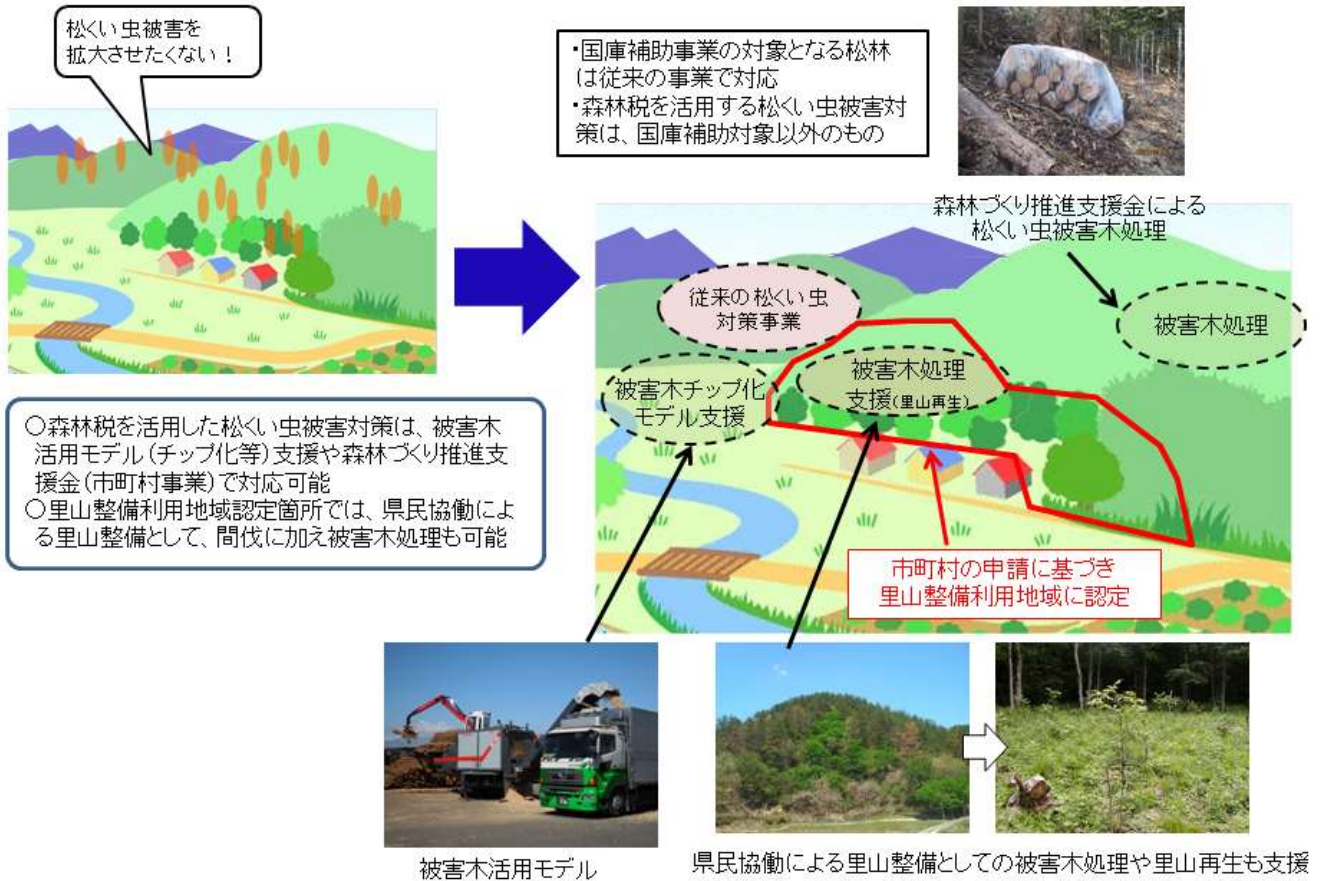
### ②防災・減災のための森林整備を進めたい地域の場合



【参考】

## 地域の状況に応じた森林税活用事業の活用例

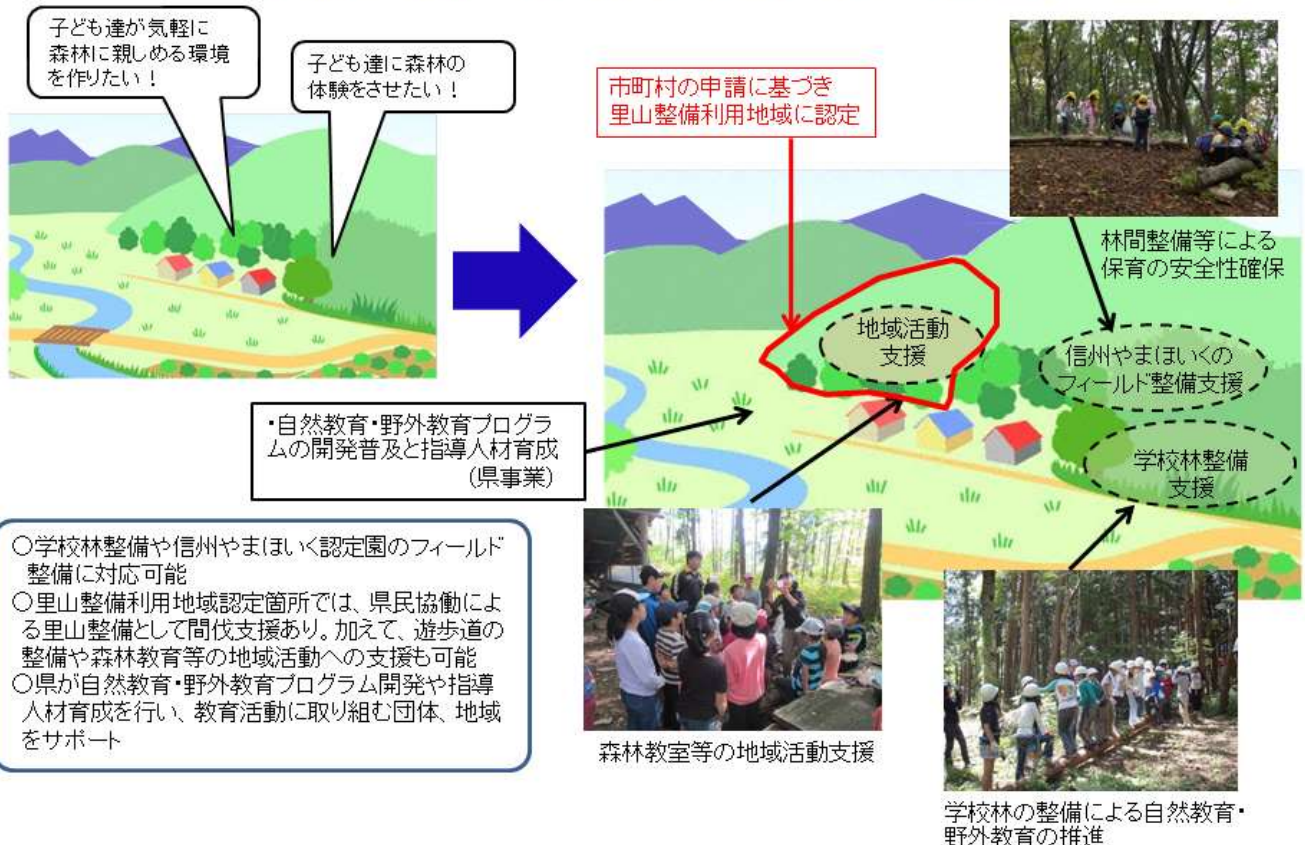
### ③松くい虫被害対策が急務な地域の場合



【参考】

## 地域の状況に応じた森林税活用事業の活用例

### ④森林を活用した教育活動等を進めたい地域の場合





(別紙1)

## 「長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)」への御意見について

- 1 実施の方法                   パブリックコメント
- 2 実施期間                   平成29年9月21日(木)から10月25日(水)まで
- 3 意見提出者及び件数       意見提出者135名(延べ282件)
- 4 結果

区 分	人数
継続に賛成又は継続を前提とした御意見をお寄せいただいた方	117
継続に反対の意思を表明された方	9
御質問や御意見をお寄せいただいた方(賛成・反対の区分に分けられない内容)	9
計	135

お寄せいただいた御意見に対する県の考え方については、【整理表】のとおりです。

### 【整理表】

	(ページ)
1 継続に賛成又は継続を前提とした御意見	
(1) 森林税の継続に賛成の意思表示	60
(2) 健全な森林の育成及び森林整備の継続的な実施が必要とする御意見	61
(3) 用途に関する御意見	61～72
(4) 森林税活用事業の運用等の改善に対する御意見	73～74
2 継続に反対の意思を表明された方の御意見	75～76
3 御質問や御意見をお寄せいただいた方(賛成・反対の区分に分けられない内容)の御意見	77～79

【整理表】

お寄せいただいた御意見に対する県の考え方

1 継続に賛成又は継続を前提とした御意見

(1) 森林税の継続に賛成の意思表示

御意見・御提案等	県の考え方
継続に賛成する。使いやすい制度にして欲しい。	<p>県土の8割を占める森林は、災害の防止や水源の涵養など、多面的な機能を有する県民共通の貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが重要です。</p> <p>また、このような森林の機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が必要です。</p> <p>県内の里山には、約3万6千haの森林が未整備のまま残る見通しとなっており、県民の生命、財産を守るための防災・減災の視点での森林整備や、森林管理が行き届かなくなっている里山における住民協働による森林整備は、先送りのできない喫緊の課題となっています。</p> <p>こうした森林整備を進めるため、平成30年度以降も森林税の継続が必要と考えています。</p>
所有形態が零細、所有者不明、境界が曖昧という理由で整備が進まない森林を森林税で整備することに賛成。	
森林税は賛成だが、大北森林組合問題や松枯れ対策の不足の指摘もあり、理解していただく努力が必要。	
安心・安全に暮らせる県土の保全のためにも、県民、県内企業が応分な負担をすることに賛成。	
森林税に賛成。皆伐後の植林、下刈り等5年間程度の保育に活用できるようにして欲しい。	
県土の8割を占める森林の健全な育成を図るためには、適正な整備は欠かせず、県民生活における森林の恩恵は欠かせないものであり、引き続き施策が継続できる予算措置が必要。	
防災に役立つ森林づくりに賛成。500円の負担で長野県の森林が良くなることに反対の理由はない。	
森林による地域づくりは欠かせなく、森林税の継続に賛成。	
森林税の継続を希望する。	
山が暮らしの豊かさや安全を守ってくれる。その山をよりよくするために活用されるのなら森林税の継続に賛成。	
次の世代に負担をかけない山づくり、頑張っている市町村の取組を応援して欲しい。森林税を更に延長し、安心安全な集落の暮らしを次の世代に引き継いで欲しい。	
豊かな森林を守り育てることが必要であり、森林整備に使える税金を確保し、県や市町村が活用できるようにして欲しい。	
県民全体の社会資本である広大な森林を維持管理していくために、森林所有者の負担だけでは維持していけないと思う。引き続きの課税に賛成。	
長野県の森林を守り、発展させるためには、森林税が必要。	
森林から県民1人当たり140万円以上の恩恵を受けている森林税は継続して欲しい。	
是非継続して使いやすく県民の目に留まる事業に活用して欲しい。	
私たちの暮らしに森林の働きは欠かすことができないことから、森林税を継続し、森林を守り育てて欲しい。	
税率、実施期間については同意する。	
森林税の継続を強く要望する。	
間伐など森林にとって必要な手入れや整備に森林税を継続し活用すべき。	
森林の公益的機能の恵みは森林整備による副次的なものであり、森林税は継続すべき。	
荒廃森林の整備が急務であり、森林税の継続が必要。	
私の住む地域では、森林税による間伐作業が進み、大変ありがたい。今後も継続して欲しい。	

(2)健全な森林の育成及び森林整備の継続的な実施が必要とする御意見

御意見・御提案等	県の考え方
防災や水源保全という公益的側面を考慮しても、よく手入れされた森林の存在は大変重要。森林の間伐作業は山を守るために必要。	森林の災害防止機能や水源涵養機能等の多面的機能を持続的に発揮させるためには、適切な森林整備が必要です。
県の豊かな自然(森林)を維持していくことには適切な管理が必要。引き続き、県独自の森林整備をお願いしたい。	県内の里山には、約3万6千haの森林が未整備のまま残る見通しとなっており、県民の生命、財産を守るための防災・減災の視点での森林整備や、森林管理が行き届かなくなっている里山における住民協働による森林整備は、先送りのできない喫緊の課題となっています。
台風や異常気象による多雨等によって、土砂災害も起きかねない状況。治山・森林整備は、山国信州にとって重要課題。	こうした森林整備を進めるため、平成30年度以降も森林税の継続が必要と考えています。
手入れがされていない山がたくさんあり、もっと林業が活発になればいい。森林整備を進めて欲しい。	次の5年間では、防災・減災のために必要不可欠な里山概ね5,700ha程度の間伐に取り組むとともに、「里山整備利用地域」における地域住民等の主体的な参画による里山の整備・利活用を図ることとし、約150地域で概ね1,500～2,250ha程度の間伐に取り組むこととしています。
目標に到達していない以上、間伐等は今後も集中的に行うべき。	
現在の森林は、森林所有者が苦勞して維持されてきたもの。森林は個人財産の性格だけでなく、公共財産としての性格も有するため、森林税を活用して所有者の負担を軽減することは重要である。	
長野県の山がきれい自然豊かな山になって欲しい。	
森林税による「取り組み」の一番の目的は間伐の推進である。	
健全な森林を形成するためには、まず整備が必要とされる所有者に十分な支援が届く必要がある。自分の山の整備をするときに手伝ってくれる人がいればありがたい。	
現場により多く投下する事業として欲しい。	
近年松くい虫の被害にあった山や手入れのされていない山がたくさん目につくようになったが、森林税で長野県の森林が保たれればいいと思う。	
未整備で残っている森林について、次期で実施できない分はどのようにするのか。	

(3) 用途に関する御意見

ア 所有者負担を伴わない実施方法及び公有林化を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
所有者が分からない森林は県有林として組み入れられるような政策がとれないか。	今後の里山の森林管理については、意欲と技術を有する者が担うことが望ましいと考えていますが、併せて、地域が協働して森林づくりを支える仕組みが重要と考えています。
特に重要な水源林は、市町村ではなく、県が買収し、県有林化すべき。	また、県又は市町村による公有林化については、所有権が法律で保護されていることから、県等が主導して所有権を移転することは現状では困難ですが、将来的には公的な施業の実施や管理のあり方も研究していく必要があると考えています。
防災・減災の里山整備については、県の直営事業として実施すべき。	なお、水源涵養等の公益的機能を高度に発揮すべき森林を法に基づいて管理・保全する保安林制度等の既存制度も含めて総合的に森林の整備・保全を推進してまいります。

イ 所有者不明又は境界の不明瞭な森林等の整備を進めることが必要との御意見

御意見・御提案等	県の考え方
不在村地主の増加や境界不明確化が顕在化していることから、将来の不安を解消するための取組を強化して欲しい。	地域の歴史に詳しく、森林への強い思いを持った方が、森林の所有者情報についても重要な手掛かりを持っており、そうした情報を地域で継承していくことが必要だと考えています。
土地の持ち主が分からないため、許可が取れずに町内の森林の3分の1の整備ができていない。許可が無くても整備ができる条例をつくれればいいのか。	なお、所有者の許可を得られない森林に対しては、所有権が法律で保護されていることから、条例によって整備を進めることは現状では困難ですが、将来的には森林の所有権の移転も含めて、公的な施業の実施や管理のあり方も研究していく必要があると考えています。
事業実施に必要な面積確保のための集団化には境界確定が必要だが、所有者が不明の土地は年々増加傾向である。GPSの活用など、人力によらない所有者の確認作業に補助して欲しい。	
所有者が不明など、整備が困難な森林にこそ、森林税を活用すべき。	

ウ 「防災・減災」の観点で森林整備を進めることが必要との御意見

御意見・御提案等	県の考え方
近年の雨の降り方を見ると、森林整備だけで防災減災が十分だと思えない。間伐材を活用して簡易な構造物をつくることも大切でないか。	航空レーザー測量等の科学的知見に基づき、防災・減災の観点から整備の必要性が高い箇所を優先して整備に取り組むとともに、当該箇所が被災した場合には、その対応策を講じてまいります。
防災・減災の視点での活用にあたっては、最新の科学的な知見に基づき進めていくべき。	また、構造物が必要となるような危険箇所については、治山事業等による整備を検討してまいります。
被災回復に要する経費も対象とすべき。	

エ 河畔林整備の目的及び対象事業拡大を求める御意見

御意見・御提案等	県の考え方
河畔林の整備は必要であるが、生物多様性の役割が低下しないという説明をすべき。	河畔林の整備は、皆伐ではなく除間伐であるため、生物多様性確保にも資するものと考えています。
河川の浚渫と除草、河川敷の帰化植物の除去に活用して欲しい。	一級河川区域内の維持管理上必要となる浚渫等については、現行事業で対応してまいります。
河畔林の整備も有効だが、集落の中の川、沢の木々についても、熊等の野生鳥獣対策として、伐採できるようにして欲しい。	河畔林の整備は、現行の河川整備の対象ではない河川区域外の民地において行うものです。
河畔林の整備は河川整備になるのではないか。災害対策であれば河川整備に盛るべき。	



オ 「住民等による利活用」を図るために多様な里山の整備を進めることが必要との御意見

御意見・御提案等	県の考え方
補助金に頼らない林業・山村でなくては森林を抱える地域は維持できない。	地域住民が自発的に里山保全を図る「里山整備利用地域」制度を活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な里山の森林資源の利活用を進めることで、森林と地域との関係性を再生し、自立的・持続的な県独自の森林管理の仕組みを構築してまいります。 また、こうした地域での取組は多岐に及ぶことが想定されるため、支援対象については、間伐を中心とした森林整備を中心としつつ、それと一体的に行う広葉樹や竹林の整備、森林内の除伐等の空間整備など、地域の特徴を活かした多様な施策が展開できるよう対応してまいります。 なお、地域活動にあたっては、森林の多様な利活用や生物多様性への配慮に対応できるよう、様々な立場の関係者が参画する仕組みづくりを推進してまいります。
間伐面積を目標数値とするだけでなく「森林管理」に視点を当てていることに敬意を表したい。	
間伐をしても、草刈り等の維持管理が必要であることから、同一場所への継続的支援もできるようにして欲しい。	
手入れがされていない森林と、それを活用したい人をつなぐことが必要。	
人を引き付けることのできる森林づくりが継続する体制づくり、次の世代が森林づくりに関心を持てるような教育・地域活動が重要。	
県民協働による里山の整備・利用は重要な取組。継続して地域が森と関わっていけるような仕組みづくりをぜひともお願いしたい。	
道路周辺森林の間伐あるいは帯状皆伐などの施策に対して森林税を活用すべき。	
耕作放棄地を再び森林化すべき。	
広葉樹林の育成による短期伐採と持続的な経営のため、特殊造成、植林、施肥を支援対象にして欲しい。鳥獣被害防止対策としても有効。	
原木きのこ栽培用の原木の調達について、森林税を活用して欲しい。	
竹林が拡大していく傾向にあり、竹林に関する相談が寄せられるが、箇所が多すぎて対応しきれない。	
竹藪の整備については、地域の要望に応えきれないのが現状であり、森林税で事業の創設が困難であるなら、既存事業の範囲で、竹藪整備を手厚く活用しやすい制度にして欲しい。	
全県の生物多様性マップを作成し重要地域を保全する、とりわけ開発されやすい里山の多様性重要地・巨木等を守り、教育の場とする。	

カ 里山整備利用地域の要件の見直し、活動推進主体の位置付けに関する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
里山整備利用地域の認定条件の緩和、認定条件の撤廃を検討して欲しい。	「里山整備利用地域」の認定要件については、地域の取組によって柔軟な対応が必要と考えており、認定要件を見直してまいります。 また、活動推進主体については、地域に根差した活動がより促進されるよう、既存団体にもその役割を担っていただきたいと考えています。
国と市で補助金を拠出している交付金があるが、県も出せるようにして欲しい。	
里山整備利用地域の規模や具体的な内容が分からない。活動推進主体については、既にある団体の活用も可能として欲しい。	
地域の主体的な森林整備については、地域振興局の普及職員に加え、林業事業者(森林組合等)が一体となった組織づくりが好ましい。	

キ 搬出間伐の推進と、それに必要な路網整備を進めることが必要との御意見

御意見・御提案等	県の考え方
伐採木を製材所等に持ち込み、お金に変換できるような仕組みを整えてもらえると間伐にも精が出る。	間伐材の搬出については、第2期において制度設計が現場の作業に十分に適合していなかったことから、搬出が進まなかった反省を踏まえ、
森林整備を進めるためには、全体循環が大切であり、多方面にフレキシブルに活用できるよう希望。	今後は、搬出を前提として間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行うための支援を新たに行うこととしています。
間伐材の活用についても推進して欲しい。	また、搬出に必要な路網整備についても支援対象とするとともに、
森林所有者や事業者の負担を減らし、里山の搬出間伐を進めるべき。	地域住民が里山資源を利活用するための遊歩道の整備も支援対象とします。
健全な森林を作るために搬出間伐を実行し、豊かな森林を未来へ引き継ぐことが、森林税の役割。	こうした取組を通じ、森林資源が経済活動として循環することで、
搬出する道について、既存の補助制度ではなく、森林税を活用して新設をお願いしたい。	地域の活力や森林所有者の意欲の喚起につながるようにしたいと考えています。
既存施設の維持については、悲惨な状況にあるように思う。今あるものにお金をかけて維持することが大切。足元の地味な仕事こそ公共の仕事ではないか。	なお、既存施設の維持管理については、自立的かつ継続的な活動を支える基盤として、管理者が担うべきものと考えています。
林道の新設、整備、管理等経費の重点配分をして欲しい。	
森林整備に必要な作業道の整備に対する補助を充実させて欲しい。	
道路の除草についても活用できるようにして欲しい。	

ク 森林税活用事業の要件の見直しに関する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
国の補助事業基準に適合しない里山林には基準を緩和し、県単独事業として積極的な活用を望む。	第2期森林税では、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象となりにくくなり、その結果、条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、
山や森の整備に関する助成金は規模が大きすぎて使えないものが多いため、小規模で使えるようにして欲しい。	税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積を従来の1.0ha以上から0.1ha以上に見直し、きめ細かな対応をまいります。
小規模山林整備が補助対象となるのはありがたい。	
小規模の林地や耕作地周辺の里山で行うことに意味があり、面積要件を緩和して欲しい。	
国の制度にないような里山整備に必要な事業についても補助して欲しい。	
国庫補助事業と混同せず、県単独事業で実施すべき。	
国庫補助事業の要件に縛られて真に長野県として必要な整備に取り組めなく恐れがあるため、県の単独事業として実施すべき。	
やる気のある地域や事業者をどんどん応援して先を走ってもらうことを考えた方がよいのではないか。	税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、
小さな任意団体でも森林整備等の補助金を使用しやすい事業(手続きを含めて)を検討して欲しい。	小規模な事業体やNPO等の団体も事業を活用しやすくなることから、多様な担い手の参画を促していきたいと考えています。
森林を雇用の場とし再生させ、定住促進を図る。	
事業者を増やすために、受注の機会を細分化させたらどうか。森林組合だけでなく、若者や障がい者の働く場の確保のためにも、県主導でNPOを設立した方がよい。	

御意見・御提案等	県の考え方
奥山での森林整備は作業も大変で苦勞も多いため、切捨て間伐も補助金の対象として欲しい。切捨て間伐の方が搬出間伐よりもシカの食害が少ないという調査結果もあった。	森林税は、これまでの財源では十分に対応できなかった里山の個人有林を対象とすることで、県民の皆様にも超過課税をお願いしているものです。奥山や団体有林については、公的に管理する森林や林業振興に取り組む森林として、集約化や公的な管理を含め、通常の事業を活用して整備を推進していきたいと考えています。
防災・減災の観点からは里山のみではなく奥山にも対象を広げて欲しい。	
集約化に当たり、所有者が不明な場合や非協力的な方への対応が問題であり、条件を緩やかにするなどの特例を設ける必要がある。個人有林だけでなく、財産区や組合に対しても有効な補助事業を設けて欲しい。	
間伐後の皆伐制限の規制を緩和して欲しい。	
森林整備実施後の皆伐制限等を定めた協定20年の見直し(短縮)をして欲しい。	
森林組合の経費が適正なものか、森林税ありきとも考えられるので、県での実態調査をお願いしたい。	
事業費は標準単価でなく、現場ごとの積算見積りとして事業発注されたい。	
林縁部においては、標準経費では作業ができないため、考慮いただきたい。	
森林整備の標準単価を、現場に見合った単価にして欲しい。	協定の期間については、他事業の状況やこれまでの取組を検証し、適切なあり方について見直しをしてまいります。
	現場の実態に合わせた適正な単価設定となるよう努めるとともに、林縁部の民家や道路、電線等に接し、伐採経費が割高になる場所については、実態に合わせた適正な単価を設定するよう努めてまいります。

#### ケ 県の普及体制を充実すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
鍵を握るのが県の現地機関のマンパワー。普及指導事業の充実、里山利活用推進専門員(仮称)の設置を提案したい。県の現地機関の役割が大切で、マンパワーの充実を強く願う。地域振興局の普及職員の人手不足を感じる。共に地域の森林を創造するために人員の増強をお願いしたい。	地域住民らによる主体的な活動が進むよう、地域活動に支援をすることとしていますが、こうした活動が円滑に進むよう、県においても、林業普及職員を中心に優先して取り組んでまいります。

#### コ 県産材の活用を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
搬出した間伐材を活用しやすいよう、教育施設整備に補助してはどうか。	県産材の利活用については、森林の恩恵を県民の皆様が実感していただくためにも重要な取組だと考えています。特に県産材を利用した公共サインの設置や、児童センターや商業施設のキッズルーム等の子どもの居場所の木質化や県産材と身近に触れ合うための木製品づくり体験など、より多くの県民の皆様の目にとまり、触れていただけるよう努めてまいります。公園のベンチや遊具等の木質化については、市町村による森林づくり推進支援金を活用いただきたいと考えています。
地域材を使った子ども広場や子育て支援施設の木質化、子どもの教育に用いる遊具や玩具に対する支援に活用して欲しい。	
県産材という表現だけでなく、地元産材ということを強く推進して欲しい。助成金にも差をつけてもいい。	
県産材の公的施設・公共事業への利用を一定規模義務付ける。また、利用拡大に向け、産官学連携により新素材の開発研究を行うとともに、木工・工芸分野の表彰制度を設けて匠・芸術家を育成し、木材工芸分野の需要拡大を図る。	
人が集まる施設(公共施設)等への木造化・木質化、一般住宅への助成等を行うとともに、品質が確かな県産材の製品づくりへの支援が必要。	
県産材のアピール等を強化してもらえれば、森林に携わる業界が活性化してくるのではないかな。	
公園のベンチやブランコ、学校の机やいすを県産材で作るべき。	
小中学校の学習で使用される木材を使った場合、森林税で払い戻すシステムがあればいい。	

御意見・御提案等	県の考え方
木材利用についても森林税を活用すべき。	
森林税には産業として自立できていない林業の川上から川下への流れを勢いあるものにするための呼び水的な働きが求められていると思う。特に子ども達に関わる場所や物に県産材を活用すべき。	
地元のスーパーやコンビニなど、不特定多数の人間が森林とは全く関係しない目的で集まる場所で県産材が使われている状況を作るべき。	

#### サ 未利用材の活用(薪、チップ等)を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
木材を燃料として使うことで森林の恵みを実感できる。高齢者にとって、薪割りは重労働。地域での薪割り機のレンタル制度、チェーンソーの技術指導などが有効である。	里山資源を薪として活用するため、地域循環型のコンパクトな流通の仕組みづくりを支援するとともに、薪割り機や簡易な搬出機材の導入、安全技術講習の実施等の取組を推進してまいります。
間伐等で切り出された木材が地産地消の再生可能エネルギーとして利用されるようにして欲しい。	
未利用木材の利活用事業は、県で薪流通の仕組みモデル案を示して積極的に導入できるよう検討して欲しい。	

#### シ 木育の推進を図るべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
地域の大切な里山を地域住民が一体となって守り育てる活動に地域の学校として参加しており、木育推進事業を活用して普段経験のできない森林での学習活動を行っている。現行の木育推進事業と同様の事業が実施できるようお願いしたい。	県産材を活用した子どもの学びを支援する「木育」について、引き続き同様の事業に取り組んでまいります。
森林整備を推進するためには、森林資源を資源として活用することが必要。木育の充実や公共施設、病院、介護施設などでの県産材利用を支援する。	
木育が足りない。	

#### ス 木材の新たな用途に係る御意見

御意見・御提案等	県の考え方
森林資源の利活用について、先端的科学技術分野での利活用は提示されていないのはなぜか(リグニン、セルロースナノファイバー等の有用木材成分の高度活用、セルロースの糖原料としての高度活用)。こうした利活用技術の研究開発やその成果の早期事業化に向けた事業を実施することで、林業から林産業、更には他の製造業分野等まで含む、幅広い森林関連産業の創出・発展に資すると考えるがいかがか。	新たな用途開発と普及には一定の期間が必要なため、課税期間を限定している森林税での取組には馴染まないと考えていますので、既存の取組として、県林業総合センターにおいて、様々な行政課題に応じた試験研究を進めてまいります。

セ 森林整備や利活用を図るために人材育成を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
森林体験プログラムの実行、子ども達にやさしく教えることができるインストラクターの育成研修等の人材育成が必要。	森林の整備や多面的な利活用を促進するため、地域リーダーや多くの関係者をコーディネートする人材、森林を利用したツアーガイドの育成など、多様な人材の育成を図ってまいります。
長いスパンでの自然生態系のあるべき姿を念頭に置いた、森林のあり方を考えられる人材が必要である。自然環境を深く理解し、普及させる人材育成を推進して欲しい。	特に、地域の主体的な里山の整備・利活用を図るリーダーには、地域に精通した林業士等の人材にその役割を担っていただきたいと考えています。
搬出技術など事故に繋がりにくい安全性の確保は重要。技術の習得を目指して欲しい。	併せて、地域住民等の協働作業における安全性を確保するための技術講習会の実施にも取り組んでまいります。
森林を育てるためには知識をもった人材の育成も必要であり、それにも森林税を使うべき。	
森林整備の若い担い手が増え、その人たちの仕事が成り立つよう、森林税を活用して欲しい。	
日本伐木チャンピオンシップの長野県予選会の開催を提案。予選会の開催を通じて、林業現場技術者の地位向上や雇用改善、林業事業体の知名度アップに繋がる。	
地域の人材を活用するための組織の設置。人材がリーダーとして育っていくには一定期間が必要で、人材育成というより人材の発掘が急務。	
人材育成は指導林家や林業士等の実際に活動している人を活用いただきたい。	

ソ 多様な県民ニーズに応えるための、森林税の用途の拡充に対する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
森林づくりに関わる人々への支援・育成・サポートや、景観(松くい虫対策)・観光地の整備にも活用の幅を広げ、誰でも気軽に森林に親しめ、身近に感じ、触れ合える環境づくりに役立って欲しい。	森林に対する県民の皆様の要請が多岐に及んでいることから、こうした期待に応えるため、これまでの「里山」以外にも支援対象を広げ、森林税の効果がより県民の皆様に実感されやすいものになるよう取り組んでまいります。
森林税で計画されている事業に非常に期待している。林務部以外の部署が関与していくことにより、多角的な事業が展開されることを期待している。	対象事業については、県民の皆様の要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで検討を行ったものです。
新たに公共サインや子どもの居場所対策に活用するなどの案が示されているが、脇道、枝葉ともとらえられかねない用途を加えることは、超過課税という形をとってまで行うべきことなのかとの疑念を惹起する恐れがある。	
広く浅くというような使い方ではなく、集中投資すべき。	

タ 観光地等の景観形成のための森林整備を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
“東山道”を地域づくりの観点から、歴史の遊歩道として再整備し、観光に活かす。	主要道路や鉄道の周辺、観光地のビューポイントなどにおいて未整備の森林が景観を損ねている場合もあることから、観光の視点から森林の整備に取り組んでまいります。
観光客の誘致のためにも、長野県の自然、山を見に来ている観光客もいると思うので、山を手入れすべき。	また、森林セラピーの推進などを通じて森林を活用した観光の質の向上、企業との連携による森林づくりなどを通じ、都市部との交流にも取り組んでまいります。
手入れの行き届かない景観などに焦点を当て、里山及び観光拠点・観光通過点の整備を行っていくべき。	
観光列車(道路)からのビューポイントにおける森林整備とサインの設置に活用すべき。	
景観が良くなるような使い方をして欲しい。	
都市部からの応援を定期的に募集、信州里山の日とすれば観光と連携できるのではないかと。	
農林業民宿における山林作業の体験など、都市との交流活動に対しても補助して欲しい。	

チ 自然保育・教育に森林の利活用を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
森の中での活動に森林税の活用が想定されており、幼児教育の中で森と関わりあうことで、森林への親しみや地域の意識を育むことができ、後継者の育成にもつながる。	本県の未来を担う子ども達が幼児期から豊かな自然に親しむことで、自然や地域に対する愛着を持った人材に育つよう、信州やまほいく(信州型自然保育)を推進しています。
子ども達の安全な森の遊び場を確保して欲しい。県内の多くが山で占められているのに子どもが山に入ることができない。	信州やまほいく認定園の活動フィールドを森林税を活用して整備し、子どもたちが安心して自然体験活動ができる森のフィールドを広げていきたいと考えています。
子どもの保育、教育にも活用して欲しい。やまほいく認定園のフィールド整備の財源に活用することに賛成。	自然保育のプログラム開発、人材育成については、教育委員会とも連携し、これまで行ってきた研修を更に発展させ充実を図ってまいります。
自然保育のプログラムの開発、認定相互の交流・研鑽、新規体験、情報発信等を行う拠点施設となる自然保育体験センターを設置して欲しい。	また、御提案いただいた内容も参考にさせていただき、自然保育の普及推進に取り組んでまいります。
子ども達が遊べるフィールド整備ができる技術を身につけられるような研修会などの機会を希望。	子どもの頃自然の中で遊んだりする体験が多いほど、自己肯定感が高くなる傾向があるという調査研究報告があり、学習活動や子育てに森林を活用することは子どもの成長にとっても重要なことと考えています。
信州やまほいく認定園のフィールド整備に賛成。信州やまほいく認定園の活動に当たり、認定園職員や保護者、ボランティア等による自主的なフィールド整備(備品等の整備、安全教育の受講、保険加入等)や、活動場所となる森林等を無償貸与する場合の整備に対し補助して欲しい。	このため、学校林や信州やまほいくのフィールド整備を行い、学習活動や子育てへの森林の活用を推進してまいります。
学校林や自然保育のフィールド整備というハード面の整備を実施することは、森林教育の充実面で大変効果的。	子ども達が豊かな自然とともに育つことで、ふるさとを愛するところが養われる。
小中学校の生徒や先生に森林整備の現地見学や実際に荒廃している森林等の見学など教育現場から指導していく必要性を感じる。	学校、生徒、保護者がともに森林で活動できる機会が増えれば、お互いに知り尊重し合う空気が育まれる。
幼児や小学生が里山・里地の環境に親しむことは、子どもの発達に良い影響をもたらすとともに、将来において、里山の整備とともに持続可能な社会を実現するためには不可欠。	森林環境教育の充実について、県の新たな5か年間にどのように位置付けて森林税の用途目的とするのか。
子ども達が豊かな自然とともに育つことで、ふるさとを愛するところが養われる。	策定中の次期総合5か年計画の基本方針、「学びの県づくり」の自然・野外教育の充実の一部に位置付けることを想定しています。
学校、生徒、保護者がともに森林で活動できる機会が増えれば、お互いに知り尊重し合う空気が育まれる。	自然教育推進プログラムの開発及び普及については、教育委員会と連携し学習指導要領の副教材と位置付けて活用するべきではないか。また、開発された自然推進教育プログラムを活用し、実のある森林環境教育を実施していくには、一定の助成が必要であり、モデル校による助成事業を普及化させる仕組みを示して欲しい。
森林環境教育の充実について、県の新たな5か年間にどのように位置付けて森林税の用途目的とするのか。	御意見の趣旨を踏まえ、来年度以降、教育委員会において策定を検討している自然教育・野外教育プログラムの研究・開発・普及等の取組に活かしてまいります。
自然教育推進プログラムの開発及び普及については、教育委員会と連携し学習指導要領の副教材と位置付けて活用するべきではないか。また、開発された自然推進教育プログラムを活用し、実のある森林環境教育を実施していくには、一定の助成が必要であり、モデル校による助成事業を普及化させる仕組みを示して欲しい。	幼・保育園、小中高の各段階で森林環境教育の普及に向けて、学習ニーズを理解した外部講師の育成とそうした活動団体と教育委員会、学校のネットワークを県内各地域単位で設置していただきたい。
幼・保育園、小中高の各段階で森林環境教育の普及に向けて、学習ニーズを理解した外部講師の育成とそうした活動団体と教育委員会、学校のネットワークを県内各地域単位で設置していただきたい。	

ツ 市街地の緑化に森林税を活用すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
まちなかの「森」の整備が追加されたことは良いこと。街路樹の整備が推進されれば、森林との一体化で長野県らしい景観が創出できる。森林税という名称では「山」をイメージしてしまうため、街路樹の整備を加えるとすれば、環境や緑イメージを加えた「森林緑化環境税」や「森林(みどり)税」というような名称に変えてはどうか。	長野県の人口集中地域区域内の都市公園面積の割合は全国で第36位と、市街地における緑は比較的少ないことから、「全国都市緑化信州フェア」を契機に、森林を身近に感じられる緑地整備等の支援が必要と考えています。
市街地にあっては、緑がまだまだ少ない。市街地の緑化事業にもっと力を入れて欲しい。	なお、森林税を活用した事業については、民間団体等が市街地の空き地等で行う植栽・休憩施設整備等への支援を実施したいと考えています。
まちなかの「森」は、屋敷林、寺院の森を指すのか。	いただいた御意見も踏まえ、「緑」の安らぎや癒し効果により人々の快適な暮らしを支えられるよう努めてまいります。
市街地の緑を大切に税金にして欲しい。	個人宅の庭木の整備については、病虫害の蔓延防止や公共性等の観点から市町村が必要と認める場合は森林づくり推進支援金の対象となると考えています。
高齢者にとっては、自宅の庭木の整備も危険を伴う重労働。庭木の手入れに金銭的に回らない世帯に森林税で補助をしてはどうか。	また、森林税は、県民全体で森林づくりを支える仕組みとして、里山の森林整備を中心に、その効果を広く県民の皆様に享受いただける事業を対象としており、県民の皆様に名称も一定程度定着していることなどから、「長野県森林づくり県民税」の名称を今後とも用いることとします。
市街地では建物等で緑が少なく感じる。市街地にもっと緑を増やしてもいい。植栽樹種も住民意見を踏まえ、植栽すべき。	
幅広く緑地税として徴収すれば公園・街路樹にも使用できるのではないかな。	
観光県づくりを進めるためには魅力ある環境整備を進めることが必要。多くの人が訪れる市街地の緑化整備及び都市公園整備をもっと進めるべき。	
人の住んでいる町の緑にも使用してもらいたい。	
市街地への植栽や、その後の剪定作業、落ち葉拾い等にも森林税を活用して欲しい。	
個人宅の庭の植栽を充実させることにも森林税を活用するなど、町中に緑を増やし、維持管理にも使って欲しい。	
森林だけでなく、一部の人にしか恩恵や利点があるようにしか思えない。駅の緑化に活用して欲しい。緑化フェアにも活用してもいいのではないかな。	
市街地の緑化にもっと森林税を活用して欲しい。	
市街地の豊かな緑は快適な生活を送るために必要。市街地の木々や芝生の植栽を森林税を活用し、大いに進めるべき。	
観光地長野の玄関となる県内各都市の駅前の緑化をもっと進めるべき。	
500㎡以下の市街地の空き地等に植栽やベンチ等の整備に森林税で補助して欲しい。	
街の中の緑化推進にも活用できるようにして欲しい。	
各家庭の庭の作庭や維持管理にも補助できるようにして欲しい。	
森林税を活用し、市街地の緑化を進めて欲しい。	

テ 市街地の緑化(街路樹)に森林税を活用すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
「落ち葉はゴミではなく、風情です」というキャンペーンを展開して欲しい。	街路樹の剪定については、標識や信号が見えにくい箇所や車両を傷つける恐れがある箇所等について、緊急性を勘案して維持管理を行っています。
街路樹が手入れされていない路線が多い。見苦しいだけでなく、視界の妨げになり事故の危険もある。森林税で街路樹の適正な管理をして欲しい。	森林税を活用した街路樹の整備については、市町村等関係者の御意見をお聞きしながら、観光地等の景観形成に寄与する整備や植樹を行っています。
街路樹は景観・環境保全・交通安全など生活に大きな役割を果たしている。定期的な予算を組み管理して欲しい。	
都市部の街路樹も落ち葉が嫌で強剪定が行われ、惨めな状態となっている。森林税を街路樹の整備に活用してもらえれば美しい街並みになるのではないかな。例えば、公園・街路樹の落ち葉を買い上げれば、街路樹の強剪定が必要なくなるのではないかな。	

御意見・御提案等	県の考え方
公園・街路樹などの市街地の維持管理費のもっと力を入れるべき。長野県の市街地は緑が少なすぎる。	
市街地の街路樹が酷い剪定をされている。森林税を活用して管理方法を考えて欲しい。	
身近な公園・街路樹の整備を進めて欲しい。	
街路樹は、景観向上機能、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能など、私たちの生活に大きな役割を果たしているため、街路樹の手入れに森林税を活用して欲しい。	
森林税を活用して、街路樹の整備、市街地の緑化を進めて欲しい。	
街路樹の手入れに森林税を活用して欲しい。	

#### ト 市街地の緑化(居住地の公園整備)に森林税を活用すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
住宅地に公園や緑地があるが、管理されておらず雑然としている。子どもや住民が安全に利用できるよう公園等の樹木管理に森林税を活用して欲しい。	森林税を活用した事業については、民間団体等が市街地の空き地等で行う植栽・休憩施設整備等への支援を実施したいと考えています。 御意見をいただいたまちなかの公園の整備や維持管理については、市町村と連携しながら、既存の制度を活用することで対応してまいりたいと考えています。
小さな公園や町はずれでは、枯れた木や手入れのされていない樹木が目立つので、森林税を活用した整備を検討すべき。	
本県の魅力を一層向上させ、付加価値と他県との差別化を図り、観光産業及び住みやすい環境のため、居住地域での緑化、公園整備について、森林税を活用して欲しい。	
森林整備の際に発生した木材を利用して、公園や遊具を整備してはどうか。	
市街地の緑化や公園整備の際に、事業者だけでなく地域住民などの意見を加えながら実施できるような仕組みがあるとよい。	
都市公園の中に、地域住民が地域の子育てに関われるような施設を森林税で整備すべき。	

#### ナ 森林づくり支援金が減額されることへの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
市町村への補助金の削減はあまり歓迎できないが、納得できる説明が必要。	森林づくり推進支援金は、財政調整を図るための制度として事業規模を縮減することとしていますが、新たに補助事業化した市町村向けの施策もあり、こうした施策と組み合わせで地域の課題に応えていきたいと考えています。
野生鳥獣対策のための緩衝帯の整備を行うことのできる森林づくり推進支援金について、現行の1.3億円の維持をお願いしたい。	
森林づくり推進支援金の削減は、業務に支障をきたす。	
市町村が独自に取り組む森林づくり事業に対して、十分な配慮がなされるように要望する。	
市町村が独自に取り組む森林づくり事業に対して、十分な配慮がなされるように要望する。	
通学路の日陰になる木を伐採する等、地域の森林で困っていることに対して森林税を使えるようにして欲しい。	森林づくり推進支援金は、地域課題に対応する取組を支援するもので、御指摘の点にも対応ができるものと考えています。
森林税活用事業は、地域住民の要望に沿った形での事業ができるように柔軟な制度設計をして欲しい。	
各地域の実情に沿った森林整備が促進されるような形にすべき。	



## ニ 松くい虫被害対策に森林税を活用すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
松くい虫被害木について、前年度以前の被害で完全に枯れてしまったマツは国庫補助の対象とならないため、伐採、処理できる新たな支援策を要望。	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様のご理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>また、個人宅の被害木については、被害の蔓延防止や公共性等の観点から市町村が必要と認める場合は、森林づくり推進支援金の対象となると考えています。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせることが重要と考えています。</p>
松くい虫対策も徹底的にやらないと意味がない。	
松くい虫による枯損木について、急傾斜地等では伐採ができない状況にある。森林内の景観を改善する観点から、有人へりを活用した対策を希望。	
松くい虫による松枯れは、国と連携のもと県が主導し、伐採—バイオマス利用の一貫システムをつくり、県から一掃する。また樹高の高いアカマツ林等は、強風時の倒木等よりしてライフラインや住居に被害を及ぼす可能性が高い。	
松くい虫の樹種転換、被害材の伐採・搬出補助、バイオマス発電への補助を希望。	
現在放置されている松くい虫の枯損木について、市町村に対する推進支援金で処理ができるようにしてほしい。	
松くい虫被害木の伐採、燻蒸などに活用して欲しい。	
松くい虫対策に森林税を有効に活用して欲しい。	
住民からの要望が大きい景観と危険防止の枯損木除去に森林税を使えるようにしてほしい。	
松くい虫被害地の再生には広葉樹林による単伐期林業が効果的。	
松林の整備による松茸の増産を促し、林業の経営安定と水源環境林等の整備を行ってはどうか。	
個人宅の松くい虫の被害木は、危険木になり人命にかかわる被害が発生する。部分的であっても森林税を活用できるようにしてほしい。	

## ヌ 松くい虫被害対策のための農薬空中散布は丁寧に説明をすべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
松くい虫の被害対策の農薬散布は、他の昆虫類にも影響が出ないか、またその昆虫類を餌としている鳥類などには影響はないか。生態系への影響を住民にはっきりと説明をすべき。	<p>生物多様性保全への御指摘については、重要な視点だと認識していますが、空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な検討を行っていくことが必要と考えています。</p>

## ネ 主伐・再造林の取組について森林税で支援すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
県内の豊かな森林をここまで育ててきたのは森林所有者。しかし、その投資に見合うだけの収益など現状では見込めない。他県の状況を見れば、立木を売り払い、伐採後にそのまま放置する森林が増加している。林業県として加速するためにも、森林の資源循環を確立するための支援が必要。	<p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象としてまいります。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組ですが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図ってまいります。</p>
森林の成長産業化を加速させるため、森林の資源循環を図り、毎年伐採した分を植林する持続可能な経営モデルをつくる。	
森林税を枝打ちや地拵え、植栽等にも使えるようにしてほしい。	

ノ 野生鳥獣被害対策のための緩衝帯整備等を進めるべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>鳥獣害防護柵の維持管理、緩衝帯整備を行う事業を認めて欲しい。                      山道では動物の飛び出し、遭遇が心配されており、10m程度で年2回の下刈りを希望。                      野生鳥獣対策として、電気柵等の予防をしているが、公道から30～50mを野獣防災帯として植樹、林床整備、景観整備を実施してはどうか。                      有害鳥獣捕獲への助成、捕獲鳥獣の活用のための施設や人件費に活用して欲しい。                      二次林を整備し、見通しをよくすることで、野生生物が人間界に容易に近づけないようにすべき。</p>	<p>野生鳥獣被害対策については、里山整備利用地域において、地域の特徴を活かし、緩衝帯整備にも資する多様な施業を支援対象としてまいります。                      また、市町村が必要と認める場合には、森林づくり推進支援金を緩衝帯の整備に活用いただきたいと思います。</p>

(4) 森林税活用事業の運用等の改善に対する御意見

ア 基金残について適正に活用すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
基金が余っているのは改善が必要。	森林税は里山の間伐を中心に活用することを県民の皆様にお示しして賦課徴収しているものであり、間伐が必要な里山の森林が依然として存在していることから、基金残については、こうした里山の整備に充当することを基本に活用してまいります。
基金残の取扱いについて、これからの5年間でどのような工夫をして有効に活用するのかと、より分かりやすく説明して欲しい。	
基金残となっている分の活用策を具体的に示して欲しい。	
森林税が基金に残ったまま使われていない。早期に活用すべき。	
地域の実情に応じた取組ができるよう、基金残高の有効な活用を図って欲しい。	

イ 広報活動や認知度向上を図る取組を強化すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
森林税を利用したことによる費用対効果の説明不足があるように思う。どのような効果が出ているのか、県民に対する説明が必要と思う。	森林税を御負担いただく県民の皆様に対して、使途や取組の結果等をお知らせすることは必要不可欠と考えています。 御指摘の点を踏まえ、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。 また、県民アンケートでは、特に若い世代での認知度が低いという結果が出ているため、世代を意識した広報活動に取り組んでまいります。 加えて、森林に対する県民の皆様の要請が多岐に及んでいることから、こうした期待に応えるため、これまでの「里山」以外にも支援対象を広げたもので、森林税の効果がより県民の皆様にも実感されやすいものになるよう取り組んでまいります。
市町村担当職員、森林組合職員を教育して、趣旨や目的等を森林所有者に説明し、事業が推進できるようにして欲しい。	
若い人に関心を持ってもらい里山整備の必要性の理解を深め、整備・利用して行くことが必要。	
森林の働きについて、もっとPRすべき。	
県民が様々なチャンネルで森林と繋がり、森林について考える機会が増えるようにして欲しい。	
自然や山々、森林が本来の役割やあるべき姿、機能を回復させてこそ、森林からの恵みや大切さを実感できるのではないかと。	
森林の持つ多面的機能と森林税の活用に対する理解を促すため、継続的かつ積極的な広報活動を求める。	
森林のCO2吸収量の役割を積極的に活用してゼロエミッション社会を目指す。環境アセスメントの対象項目である温室効果ガスは、CO2排出量だけでなく森林吸収量についても予測評価してはどうか。	
森林税を何に使われているかわからない。もっとよく説明すべき。	
全県の間伐面積を見ると森林税導入以前よりも減少していることから森林税が必要ないようにも見えてしまう。県の統計書で確認したところ、林分材積など、数値の不整合が感じられる箇所も見られ、数値の信頼性にも疑問を感じてしまう。しっかりとした説明を求めたい。	
森林税の使い道について、一目でわかるような表があるといい。	
森林税を活用した事業は、看板を設置するなど、PRを強化すべき。	
実施した取り組みは、目に見えるものでないと理解が得られない。引き続き、そうした視点で取り組むべき。	
里山の要間伐森林が具体的にどこなのか分かりにくい。見える化が必要。間伐実績に対する経費を表示して欲しい。	

### ウ 評価、検証機能を強化すべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>基金残が増加した要因として、国の施策の変化に対応できなかったことを挙げているが、第3期でも生じることも予想されるため、期間内にフレキシブルに制度を変更できるようにすべき。単年度で目標値が達成できなかった場合の対応を用意しておくべき。</p>	<p>森林税を活用した事業の効果・検証について、副知事を座長とした庁内推進組織を設置し、事業成果の検証や必要な整備・事業の見直しを行うとともに、県民会議等についても検証機能の一層の強化を図るよう取り組んでまいります。</p>
<p>事業を実施しながら、現場の実態をきちんと把握した上で、よりよい取り組みとなるよう見直しの仕組みもあわせて検討すべき。</p>	
<p>メニューごとに配分額を固定せずに要望や実施状況等により配分額の調整ができる制度にして欲しい。市町村の要望に十分な予算の措置を。</p>	
<p>地域に割り振られた予算を、地域会議において当初の用途から変更することを可能にすれば、余るといふこともなくなるのではないか。</p>	

### エ コンプライアンスの確立を図るべきとの御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>森林組合は重要な担い手であるが、不正が生じない制度的な仕組みを導入し、重要事項の事業評価を行うことによりコンプライアンスを図る。</p>	<p>森林税事業をはじめとする造林補助事業全体において、2人体制の現地調査や位置情報を持った写真添付の義務化など、事業を適正に執行するための取組を徹底してまいります。</p> <p>また、大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対処を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p>
<p>大北森林組合に対する補助金不正受給の原因の究明、透明性の確保に努めて欲しい。</p>	

### オ 国の森林環境税(仮称)が創設された場合の対応に関する御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>国の森林環境税(仮称)とどのように役割分担して森林整備や木材の利用を促進するか、両税を有効に使う方策を今後、明らかにしていただきたい。</p>	<p>国の森林環境税(仮称)の用途等が具体的に明らかになった段階で、必要な場合には森林税のあり方について再度検討を行うこととします。</p>
<p>国の森林環境税が創設された場合には、他事業への振り替えなど柔軟な対応が必要と考えられる。</p>	

## 2 継続に反対の意思を表明された方の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
<p>県民の多くは森林の恩恵を受けていない。恩恵を受けている人達で運用すべき。全県民からアンケート等を実施して県民の考え方を問うべき。</p> <p>県民にとっての直接的なメリットが感じられない。見返りはあるのか？目的の一つに温暖化対策があるが、なぜ長野県民だけが負担するのか？</p>	<p>県土の8割を占める森林は、災害の防止や水源の涵養など、多面的な機能を有する県民共通の貴重な財産であり、私たちは、常に森林の恩恵を享受して暮らしています。こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが必要であり、その仕組みとして、森林税への御負担をお願いしたいと考えています。</p> <p>また、本県の森林が抱える課題に対応するためには、本県独自の政策が必要であることから、県の独自課税として県民の皆様に御負担をお願いしたいと考えているものです。</p> <p>なお、御指摘の温暖化対策については、適切な森林整備の結果として得られる森林のCO2吸収機能の高まりを期待するもので、本県独自の政策として森林整備を進めていくことを主眼においているものですので、御理解をお願いします。</p>
<p>個人的には継続反対。</p> <p>基金残、不適正受給問題もある中で用途を増やすのは納得できない。</p> <p>未使用分が6億円になるというのになぜ続けるのか。全て使用して、無くなってから徴収する そうでなければ、未使用分が6億円にのぼるのに続ける理由を明確にすべき。</p> <p>森林税が活用できずに余っている状況や、松くい虫対策が十分に進んでいない状況を鑑みると、森林税は廃止すべき。</p>	<p>森林税は、標準税率を上回って県民の皆様に御負担いただく超過課税のため、その必要性については、森林税を継続しない場合や基金残を活用し休止する場合も含め、メリット、デメリット、基金残高の取扱い、継続する場合の運用上の改善事項等について、ゼロベースでの検討を行ってまいりました。</p> <p>その結果、御指摘にありました基金残を活用し、森林税を継続しない又は休止する場合は、「防災・減災」のための里山整備として概ね2,800ha程度の間伐を行うことは可能ですが、これは、緊急に対応しようとする面積の概ね半分に過ぎず、未整備の里山面積の1割にも満たないものであることから、里山整備は著しく遅れを取るようになります。</p> <p>また、多様な県民ニーズに応えるための教育、観光等の分野における森林の利活用といった新たな取組を進めることができないだけでなく、「住民等による利活用」のための里山等の整備、持続的・自立的な森林管理のための間伐材等の利活用など、最低限必要な事業についても実施できないこととなります。</p> <p>今後、喫緊の課題を抱える里山の整備を進めるとともに、多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用を進めるためには、森林税が必要であり、課税期間については平成30年度からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%の御負担をお願いしたいと考えています。</p>

御意見・御提案等	県の考え方
<p>大北森林組合への不適正支給の責任をはっきりさせ、賠償責任を確定のうえ、関係者からの県予算への返還を実施し予算終了後に、必要なら一般会計予算から支出するか、再度森林税を導入するのか改めて県民の意見を問うて判断すべき。</p>	<p>大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対応を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p>
<p>大北森林組合問題など、行政機関(職員)に問題があったにもかかわらず、原因や再発防止等納税者に対する説明や理解を求める姿勢がないのではないかと。500円くらい(少額だから)良いだろうという職員もいたが、この感覚も一連の不正や不正が行われていることに対する県庁内部の監督の目を曇らせているのではないかと。</p>	
<p>大北森林組合の金銭的な解決を全て県職員責任で返済してから、県民の長期計画を示して税金徴収を行ってください。</p>	
<p>税金の不必要徴収から大北森林組合の補助金不正受給などが起きるのではないかと。林務部の職員の予算消化も無駄遣いの事実。</p>	
<p>財源確保(税存続)のための事業内容拡大と考える。まちなか事業や観光など本来の目的、あるいは他の事業予算等で賄うべき事業が並んでいるのではないかと。もっと事業分野を限定すべきであり、まずは存続ありきの考え方に疑問を感じる。</p>	<p>対象事業については、県民の皆様への要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで活用事業(案)として決定いたしました。</p>
<p>費用対効果、目的と事業内容の整合性評価など、より謙虚にあたっていただきたい。今迄の説明では納得がいかない。</p>	<p>森林税の運用の透明性を高め、より効果的な活用を図るため、新たに副知事を座長とする庁内推進組織を設置し、森林税を活用した事業についての事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行うこととします。</p>
<p>森林行政では、単年や細切れの施策が多く担当も入れ替わり、継続性や長期にわたる展望について疑問。個人責任や長期ビジョンが薄く、森林税を徴収することの意味は今のところ疑問。森林税を行うのなら、金持ちからは数十万円で徴収するなど、累進課税にしてください。</p>	<p>また、森林税を活用した事業の評価・検証を行う県民会議等については、今後の森林づくりの方向性を踏まえ、より多様な分野の意見が反映される場となるよう改善を図るとともに、検証機能の一層の強化を図ってまいります。</p>
<p>整備された森林は何年後に何%の利用を予定しているのか？取り敢えず整備するだけで、利用されないまま放置されるのでは。</p>	<p>整備された森林については、森林所有者の特定や境界の明確化が行われ、健全な管理が行える条件が整うため、森林所有者又は森林所有者から管理委託を受けた林業事業者等により、利用段階に至るまで適切に管理が行われるものと考えています。</p>
<p>住民税の超過課税であるため、そこに住んでいなくても家屋敷があれば課税されてしまう。全県一区の森林税について、徴収の容易さで均等割によって徴収するのは納得できない。</p>	<p>家屋敷のみの場合においても災害の防止や水源の涵養など、森林の多面的な機能の受益を享受していると考えられますので、御理解をお願いします。</p>

### 3 御質問や御意見をお寄せいただいた方(賛成・反対の区分に分けられない内容)の御意見

御意見・御提案等	県の考え方
必要とする森林税であれば是非継続して欲しい。無駄に使われているなら廃止を。県民のために有効に使っていただきたい。	森林税を御負担いただく県民の皆様に森林の恩恵を享受いただけるよう、必要な事業に適切に活用してまいります。
過去の反省が今後改善できるか不安である。間伐と搬出、搬出木材の処理まで完全に行い、林床の整備を完ぺきにする計画はあるのか。	これまでの2期10年間にわたる反省点を重く受け止め、改善に向けて努力してまいります。また、御指摘のありました間伐及び間伐材の搬出等については、事業要件の見直しをするなど、実施方法を改善し、計画的かつ適正な実施を図ってまいります。
経済的に見合わない山の所有は今後増加し、高齢化も伴い、民間による管理が不可能になってきている。これから先の様子がかめない。森林は貴重な資源であり、資源を経済的に活用する方策を早急に研究しなければならない。	御指摘のとおり、山村地域における過疎化や高齢化等が急速に進行し、所有者の特定が困難な森林の増大など、森林管理の空洞化も深刻さを増していますが、一方で、森林資源の成熟化や林業の技術向上等により、森林を資源として活用し、経済活動として循環利用する動きも広がっていますので、こうした活動が一層広がるよう取り組んでまいります。
民間の里山は10%の所有者負担を強いて自主管理を任せることはできないであろう。公営の森林事業、民間企業に委託した事業への転換を図るべき。	効率的な森林整備や管理を行うために、森林組合等の林業事業体が一定の規模以上の森林を取りまとめる「施業の集約化」の取り組みが進んでいますので、こうした活動が一層広がるよう取り組んでまいります。
地域住民が生活の中で森を豊かに感じるという住民の生活の豊かさに貢献するために税金を使って欲しい。住民本位の政策とすべき。	今後の里山の整備については、単に間伐等の整備だけではなく、森林と地域との関係を再生し、自立的・持続的な本県独自の森林管理を構築していくことを目的としており、御指摘のとおり、地域住民が主体の森林づくりを推進したいと考えています。
子どもや若い人に里山の自然や歴史を伝えたい。	また、里山の自然や歴史もこうした活動の中で若い世代に伝えられ、地域で引き継がれていくことを期待しています。
自然の広葉樹をもっと植えて里山整備を充実させ、人間も動物も住みやすい長野県にしたい。	里山には、古くは薪炭林として利用されることで維持されてきた広葉樹林も多く、こうした広葉樹林を薪などの資源として活用することで里山の利整備及び利活用を推進してまいります。
地域主体の森林整備といっても人手はどう考えているのか。若い人の永続的な仕事して森づくりを進めないと里山は守れない。	今後整備が必要な場所は、規模の小さな森林が多くなっていることから、事業要件の見直し(1事業地0.1ha以上)を行い、税単独事業の割合を高めるとともに、多様な担い手の参画を促したいと考えています。
森林組合だけに任せるのではなく、森林整備をNPO法人など他の団体にも担えるようにすべき。	
森林や林業に携わる事業者が限られている状況では、どうしても限られた(特定の)事業体ばかり血税が注がれることになっていないか。	
林道の除草は、一律に刈るのではなく、生態学的な視点を持った施業を行うべき。	里山整備利用地域における活動においては、様々な立場の関係者が活動推進主体に参画する仕組みづくりを推進し、施業が行われる場合などは、生物多様性への配慮が行われるよう周知に努めてまいります。
観光のための景観整備など、どこを向いた森林整備かと疑問に思ってしまう内容も含まれている。	森林は長野県の景観を形成する資源でもあり、地域によっては、観光の観点で森林整備を進めることが、森林の適正な管理につながることを期待され、ひいては地域振興にも貢献できるものと考えています。

御意見・御提案等	県の考え方
県林務部の総予算160億の4%程の森林税財源を県税からなぜ捻出できないのか。	今後の県財政は、高齢化の進展等により社会保障関係費の増加が見込まれるなど引き続き厳しい状況が継続する見通しであり、また、林務部においては、毎年度、森林税導入前の水準を上回る一般財源を充当して事業を実施してきていることなどにより、森林整備等のために更に追加的に一般財源を充当していくことは現時点では困難な状況であることから、緊急に必要な森林整備等を行うためには、別途財源を確保することが必要と考えています。
総花的な机上の考えでしかないように思える。確実に実施できる方針を書くべき。	対象事業については、県民の皆様の要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで活用事業(案)としてお示しいたしました。 また、事業内容、事業規模等についても、担い手の状況等を踏まえた実行可能量を考慮しています。
森林・林業界は、努力にもかかわらずほとんどブラックボックス状態。本当に7割以上が継続に賛成しているのか、県民アンケートについて、より詳細な結果を見たい。徴収した森林税の収支報告は一般県民でも見られるのか。	森林税に関する県民アンケート、森林税の収入、活用実績等の情報については、県のホームページでご覧いただくことができます。
一年分の間伐補助金位を広報活動に充てるくらいの事をしてもよいのではないか。県民への徹底した周知は、いずれ信州の森林を掲げる目標へと近づけていくのではないか？	御指摘の点を踏まえ、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。
森林がどのような役割を果たしているのかわかりやすく説明して欲しい。	県公式HPトップページ → 組織で探す → 林務部 → 森林政策課 → 森林づくり県民税
里山整備について、県民がどの程度理解しているか、疑問。森林税の使い道、効果、課題を十分に県民に説明すべき。	県公式HPトップページ → 組織で探す → 林務部 → 森林政策課 → 森林づくり県民税
森林整備の必要性が伝わってこない。間伐の必要とされる面積についても、本当に必要なのか疑問。	
国の政策を見ると、市町村主体の公的管理と意欲ある者、能力ある者による森林の管理経営とに大きく分かれるが、県の森林税はどちらに主眼が置かれているのか。	今後の里山の森林管理については、意欲と技術を有する者が担うことが望ましいと考えていますが、併せて、地域が協働して森林づくりを支える仕組みが重要と考えています。
県内の森林に関し、優先種、林齢、林内環境など、森林に関するデータの詳細、植生図はできているのか。自然保護林、木材産業等の利用別の図面があれば公開して欲しい。	森林の現況等については、県の公式ホームページに統計情報として掲載しているほか、森林の所在する市町村森林整備計画において、森林の情報をご覧いただくことができます。 県公式HPトップページ → 組織で探す → 林務部 → 森林政策課 → 統計情報



御意見・御提案等	県の考え方
<p>県内のアカマツがこのままでは全滅してしまうのではないかと危惧している。早急に対策を講じるべきである。</p>	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>松枯れの最も大きな原因は林の手入れを怠ったからではないのか。松枯れの原因は本当に線虫によるものか。県独自のデータを公開すべき。林内のカミキリムシの個体数、腰下松の樹内の線虫個体数や材断面の資料は県にあるのか。松枯れの原因が他にあるなら、県は責任を取れるのか。松は陽樹であり、遷移が進めばいつかは陰樹に代わる。マツを守ろうとすれば人的に管理する必要があるが、森林の管理を個人に委ねるのは不可能ではないか。今後の環境整備の指導と実践をできるのか。</p>	<p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p> <p>松くい虫被害対策等に関する情報については、県の公式ホームページの「長野県松くい虫防除対策協議会」等の資料で長野県の防除対策やマツノザイセンチュウのメカニズム等について、また、県林業総合センターでマツ材線虫病についての研究報告等の公開を行っており、今後も県民の皆様の御理解をいただくための情報発信に努めてまいります。</p>
<p>松枯れ病の空中散布はやめるべき。</p>	<p>空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な検討を行っていくことが必要と考えています。</p>
<p>市街地の樹木の整備、管理も「育てる」という感覚で考えていただきたい。</p>	<p>長野県の人口集中地域区域内の都市公園面積の割合は全国で第36位と、市街地における緑は比較的少ないことから、「全国都市緑化信州フェア」を契機に、森林を身近に感じられる緑地整備等の支援が必要と考えています。</p> <p>なお、森林税を活用した事業については、民間団体等が市街地の空き地等で行う植栽・休憩施設整備等への支援を実施したいと考えています。</p>



## 【県民説明会】

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）」への御意見について

○ 佐久	平成 29 年 10 月 12 日（木）	・・・	82～84
○ 伊那	平成 29 年 10 月 13 日（金）	・・・	85～88
○ 松本	平成 29 年 10 月 16 日（月）	・・・	89～91
○ 長野	平成 29 年 10 月 18 日（水）	・・・	92～94

### ※留意事項

「県の考え方」欄に記載した内容については、説明会当日の回答を基本としていますが、御意見をもとに、説明会後に改めて検討を加え、県の考え方として記載しています。

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【佐久会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 12 日（木）18：30～20：00  
 2 場 所 佐久合同庁舎講堂  
 3 参加者 約 80 名  
 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>森林資源が利用期に移行している。主伐後の再造林を税の対象にできないか。</p>	<p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象としてまいります。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組ですが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図ってまいります。</p>
<p>間伐面積を0.1ヘクタール以上にするとあるが、森林所有者も活用できるのか。</p>	<p>第2期森林税では、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象となりにくくなり、その結果、条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積を従来の1.0ha以上から0.1ha以上に見直し、きめ細かな対応をしてまいります。</p> <p>また、森林所有者の皆様にも活用していただきたいと考えています。</p>
<p>間伐材を子どもの居場所の木質化に使用することは賛成。それ以外に、子どもに木のおもちゃをプレゼントする取組に活用することができないか。</p>	<p>子どもに木のおもちゃをプレゼントする取組については、市町村による森林づくり推進支援金を活用いただきたいと思いますと考えています。</p>
<p>基金残が生じたのは、税事業が使いにくいことが要因ではないか。集約化を実施しているが、現行の集約化事業は、翌年度に間伐事業を実施することが条件とされており、現実問題として活用することができない。</p>	<p>集約化事業実施後の翌年度に間伐を実施しなければならないという期限の条件を緩和してまいります。</p>
<p>松くい虫被害対策は、これまで森林づくり推進支援金で対策が講じられてきたが、樹種転換も対象として欲しい。</p>	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生（植栽含む）、被害木活用モデル（チップ化等）支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様のご理解を得られるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>ボランティア作業で間伐材の搬出をしたことがあったが、道に近いなどの条件のよい場所に限定されてしまい広がりが無い。</p>	<p>間伐材の搬出については、第2期において制度設計が現場の作業に十分に適合していなかったことから、搬出が進まなかった反省を踏まえ、今後は、搬出を前提として間伐作業と木材の搬出作業を同時・一体的に行うための支援を新たに行うこととしています。</p> <p>また、搬出に必要な路網整備についても支援対象とするとともに、地域住民が里山資源を利活用するための遊歩道の整備も支援対象にしたいと考えています。</p>
<p>森林税以外の事業では、国の補助金が民間事業体に十分に行き渡っていない。基金残は森林税活用事業のハードルを高くしすぎたのが要因であり、民間で活用希望があれば、希望に応じた活用をすべき。</p>	<p>今後整備が必要な場所は、規模の小さな森林など条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、小規模な事業者やNPO等の団体などの多様な担い手の参画を促していきたいと考えています。</p>
<p>森林整備の効果を訴えて、県民理解を深めて欲しい。</p>	<p>森林税を御負担いただく県民の皆様に対して、使途や取組の結果等をお知らせすることは必要不可欠と考えています。</p> <p>御指摘の点を踏まえ、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。</p> <p>また、県民アンケートでは、特に若い世代での認知度が低いという結果が出ているため、世代を意識した広報活動に取り組んでまいります。</p> <p>加えて、森林に対する県民の皆様の要請は多岐に及んでいることから、こうした期待に応えるため、これまでの「里山」以外にも支援対象を広げ、森林税の効果がより県民の皆様にも実感されやすいものになるよう取り組んでまいります。</p>
<p>高原野菜の栽培が地域の主力産業。カラマツの落ち葉や日照時間が不足する問題に悩まされている。優良農地周辺のカラマツ林は伐採して欲しい。</p>	<p>農業生産者側からそうした御要望があることは認識しています。一方で防風等の森林の効果もあるため、税の議論とは別に、市町村も含めて、森林の配置をどのように考えていくのか、整備をどのように進めていくのか等、地域の合意形成を図りながら検討を進めていくことが重要と考えています。</p>
<p>森林づくり推進支援金は、地域にとって貴重な事業であり充実を望む。また、森林税を活用した事業では、努力義務でも看板を設置するなど、現場でもPRした方がよいのではないかと。</p>	<p>森林づくり推進支援金は、財政調整を図るための制度として事業規模を縮減することとしていますが、新たに補助事業化した市町村向けの施策もあり、こうした施策と組み合わせることで地域の課題に応じていきたいと考えています。</p> <p>また、森林税の実施箇所での看板の設置を事業者にも要請するなど、森林税の効果の「見える化」に取り組んでまいります。</p>
<p>森林セラピーはどのような事業を実施するのか。観光面で森林の利用に関心を持っており、長野県らしい森林税の活用事業を実施して欲しい。</p>	<p>県内の森林セラピー基地のより一層の質の向上を図るため、ソフト・ハード両面での整備を支援してまいりたいと考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>森林県から林業県へと転換すると言っているが、林業が置かれている状況は深刻。一般財源を活用した取組に関する説明を聞きたい。森林税への期待が大きいことは理解できるが、1年は基金残高を活用してつないで、その間に慎重に考えるべき。</p>	<p>成熟しつつある森林資源をいかに使うかが、これからの重要な課題です。そのためには、より付加価値を高め、販路を開拓することが重要です。</p> <p>このため、①地産地消の視点で地域の材を地域で使う、②これまで外材が主流だった分野に進出する、③更には海外への販売にも目を向ける、といった出口対策にしっかりと取り組み、地域の資源が循環して森林づくりに還元されるような仕組みを構築してまいりたいと考えています。</p> <p>森林税は、標準税率を上回って県民の皆様に御負担いただく超過課税のため、その必要性については、森林税を継続しない場合や基金残を活用し休止する場合も含め、メリット、デメリット、基金残高の取扱い、継続する場合の運用上の改善事項等について、ゼロベースでの検討を行ってまいりました。</p> <p>一定期間課税を休止する方法としては、基金残高等を活用して事業を行いながら超過課税については1年間休止するという方法が考えられますが、この場合、第2期事業と同じ事業を実施することになるため、少なくとも県民の皆様の期待が大きい教育、観光等の新しい取組内容については実施できず、対応は先送りすることとなります。</p> <p>また、里山整備利用地域における地域住民等による主体的な里山の整備・利活用などについては、できるだけ早く事業の仕組み等を県民の皆様にお示しして、取組を進めることが重要ですが、1年間の単なる休止では、将来のビジョンも示すことができず、こうした新しい事業に着手することができません。</p> <p>今後、喫緊の課題を抱える里山の整備を進めるとともに、多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用を進めるためには、森林税が必要であり、課税期間については平成30年度からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%の御負担をお願いしたいと考えています。</p>
<p>松くい虫による被害木の倒木が原因で何らかの被害が発生した場合、責任はどこにあるのか。</p>	<p>一義的には管理者(森林所有者又は森林所有者から委託を受けた者等)の責任となると考えられます。</p>
<p>松くい虫の被害が急速に広がり、森林所有者だけでは管理しきれなくなっている。広域に及ぶ被害であり、所有者の責任にされることに困惑する。</p>	<p>所有者負担の問題から整備が進まないケースがあることも認識しています。税以外の防災事業(治山事業)等でライフライン周辺などの倒木による被害が懸念される重要な箇所については、できる限りの対応はしてまいりたいと考えています。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【伊那会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 13 日（金）18：30～20：00
- 2 場 所 伊那合同庁舎講堂
- 3 参加者 約 60 名
- 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>県民から集めた税金が使いきれていないのが問題。補助金不適正受給の問題では、職員の対応にも問題があったことが明らかになっており、まずは基金を使い切ってから徴収すればいい。好きで税金を納めている訳ではない。十分反省して次に進んで欲しい。</p>	<p>反省点は多々あり、重く受け止めています。</p> <p>職員に関しては、懲戒処分や損害賠償請求など、これまでになかった厳しさを向かってきたところですが、こうしたことが二度と起きないように、コンプライアンスの推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、森林税は、標準税率を上回って県民の皆様にご負担いただく超過課税のため、その必要性については、森林税を継続しない場合や基金残を活用し休止する場合も含め、メリット、デメリット、基金残高の取扱い、継続する場合の運用上の改善事項等について、ゼロベースでの検討を行ってまいりました。</p> <p>一定期間課税を休止する方法としては、基金残高等を活用して事業を行いながら超過課税については1年間休止するという方法が考えられますが、この場合、第2期事業と同じ事業を実施することになるため、少なくとも県民の皆様の期待が大きい教育、観光等の新しい取組内容については実施できず、対応は先送りすることとなります。</p> <p>また、里山整備利用地域における地域住民等による主体的な里山の整備・利活用などについては、できるだけ早く事業の仕組み等を県民の皆様にお示しして、取組を進めることが重要ですが、1年間の単なる休止では、将来のビジョンも示すことができず、こうした新しい事業に着手することができません。</p> <p>今後、喫緊の課題を抱える里山の整備を進めるとともに、多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用を進めるためには、森林税が必要であり、課税期間については平成 30 年度からの5年間、県民税均等割の超過課税方式により、これまで同様、個人県民税については年額 500 円、法人県民税については均等割額の5%の御負担をお願いしたいと考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>搬出間伐は特定な機械がないとできない。切捨て間伐を実施してから搬出間伐を進めればいい。更に作業をする人の確保が十分でない中で、山を全て整備することができるのか。</p>	<p>搬出間伐については、間伐材を可能な限り有効活用するという事を考えているもので、切捨て間伐と搬出間伐のどちらかに絞って進めている訳ではありませんので御理解ください。</p> <p>また、担い手については、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、小規模な事業者やNPO等の団体も事業を活用しやすくなることから、多様な担い手の参画が期待できるものと考えています。</p>
<p>なぜ10広域で開催しなかったのか、まずは苦言を呈しておきたい。搬出間伐を進めるということだが、需要と供給のバランスが崩れ、木材価格が下がっている状況では、搬出だけを進めても意味がない。需要拡大にしっかり取り組むべき。</p>	<p>木材需要の拡大については、県全体の産業政策として、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>林業は賃金が安く従事者が定着しない。零細な事業者が多く、社会保険料が大きな負担になっている。県が全額負担するくらいの施策を講じて欲しい。</p>	<p>40歳代の従事者が辞めてしまうケースもあると聞いており、御意見の趣旨を受け止め、労働環境の実態の把握に努めてまいります。</p>
<p>森林整備は通常で7/10、森林税で9/10で事業を実施しているが、所有者負担が生じた時点で理解を得ることが難しい。100%補助も検討すべきではないか。</p>	<p>補助率については、様々な意見があることも承知していますが、所有者負担も求めるべきとの考え方は、森林税を導入する際に様々な議論があつて決定されたものでありますので、従来の方針を維持したいと考えています。</p>
<p>森林整備事業には前払いや中間段階での支払いがなく、補助金の支払いまで申請から6~8ヶ月程度かかる。事業者の資金繰りが非常に厳しい。</p>	<p>中間段階で支払いをすることもできますが、その手続きの方が煩雑になってしまうという実態もありますので、事業者の賃金の支払いの問題とのバランスに考慮して問題意識を持って慎重に検討させていただきたいと考えています。当面は、申請の2ヶ月後までに補助金の交付ができるよう努力をしているところです。</p>
<p>森林税の継続には大賛成。森林の恩恵は下流域にも及ぶため、下流域から負担してもらってもいいのではないか。</p>	<p>国が検討を進めている森林環境税(仮称)では、都市部で享受している森林の恩恵を山側に配分しようとするのが背景にあると聞いています。</p> <p>国の動向も注視しながら、森林を持つ自治体にきちんと配分がされるよう、必要な取組を行ってまいります。</p>



御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>使い残しは使途の見通しの甘さだと思う。私たちの地域では、230ha の森林を集約化し、国庫補助を活用するなどして森林整備を行ってきた。現在、問題になっているのは松くい虫被害対策であり、樹種転換については、お金がなくて事業が実施できない状況である。</p>	<p>区全体の森林の整備を行ってきた取組は、これから県が目指すべき方向と一致すると考えますが、こうした取組は県全体にまでは広がっていないのが実情です。</p> <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせることが重要と考えています。</p>
<p>松くい虫の被害については、個人の庭の松の処理を頼まれることも多い。所有者負担も大きいので、森林税の対象となるようにしてほしい。特に庭の松は木に登って上部から伐採する特殊なもの。経費もかかるが、年数を経過すれば木に登ることさえもできなくなる。</p>	<p>個人宅の被害木については、被害の蔓延防止や公共性等の観点から市町村が必要と認める場合は、森林づくり推進支援金の対象となると考えています。</p>
<p>山を歩くと森林税を活用してきれいになったと実感することもある。しかし、部分的に手入れがされない山があり、様子を聞くと所有者が不明で承諾を得られないということのようで、こうした問題への解決策も検討してほしい。</p>	<p>所有権が法律で保護されていることから、現状では困難な問題ですが、将来的には公的な施業の実施や管理のあり方も含めて研究していく必要があると考えています。</p>
<p>何年か前に鳥獣被害の緩衝帯の整備を実施したことがある。その後の維持管理を地域で行っているが、広葉樹の成長が早くて地域の整備が追いつかない。森林税では、このような毎年の整備が対象になるのか。</p>	<p>地域住民が自発的に里山保全を図る「里山整備利用地域」制度を活用しつつ、住民協働による里山の整備を促進するとともに、木材利用をはじめとする多面的な里山の森林資源の利活用を進めることで、森林と地域との関係性を再生し、自立的・持続的な県独自の森林管理の仕組みを構築してまいります。</p>
<p>過去に国の支援を受けて区の山の整備を行ってきたが、経営計画の対象森林が支援対象から除かれてしまったために、現在は自力で取り組んでいる状況。こうした活動も森林税で支援してほしい。</p>	<p>こうした地域での取組は多岐に及ぶことが想定されるため、支援対象については、間伐を中心とした森林整備を中心としつつ、それと一体的に行う広葉樹や竹林の整備、森林内の除伐等の空間整備など、地域の特徴を活かした多様な施業が展開できるよう対応してまいります。</p>
<p>人材育成の重要性が軽視されている気がする。5年だけでは人材育成はできない。</p>	<p>森林税が5年を1期とする期間であるため、5年以上の取組はお約束できませんが、御指摘の点も踏まえ、森林の整備や多面的な利活用を促進するため、地域リーダーや多くの関係者をコーディネートする人材、森林を利用したツアーガイドの育成など、多様な人材の育成を図ってまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>里山を中心に伐採作業をやっているが、規模が小さく森林税が活用できなかった。今後、小規模の森林が対象となる方向ということで期待したい。</p> <p>また、これまでに整備を行った場所は、山のためというよりは、倒木で迷惑を掛けられないという事情によるものがほとんど。里山の林縁部は民家や道路、電線等に接し、伐採にも特殊な技術が必要なため経費も割高になる。こうした特殊要因も標準単価に反映させて欲しい。</p>	<p>第2期森林税では、国の制度変更により規模の小さな森林の整備が補助対象となりにくくなり、その結果、条件が困難な森林が未整備のまま残されていることから、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積を従来の 1.0ha 以上から 0.1ha 以上に見直し、きめ細かな対応をしてまいります。</p> <p>また、林縁部の民家や道路、電線等に接し、伐採経費が割高になる場所については、実態に合わせた適正な単価を設定するよう努めてまいります。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【松本会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 16 日（月） 18：30～20：25  
 2 場 所 松本合同庁舎講堂  
 3 参加者 約 80 名  
 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>困っているのは松くい虫被害。枯れた松が道路に倒れる危険も大きく、住民生活に影響が出てきている。市だけでは対応は困難。森林税を活用して早期に対応して欲しい。</p> <p>四賀地区の松枯れがひどい。森林税では所有者負担を 10%としているが、それが足かせになっており、所有者負担をゼロにして欲しい。</p> <p>森林税は自然環境の保全に有益であり評価している。しかし、農薬の空中散布は松くい虫による被害を抑制しきれない。人体への影響は少ないかもしれないが、昆虫は死んでしまう。空中散布には補助金を出さないで欲しい。</p>	<p>松本地域の松くい虫被害はここ数年で急速に拡大しており、県としても危機感を持っています。</p> <p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生（植栽含む）、被害木活用モデル（チップ化等）支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせていくことが重要と考えています。</p> <p>空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な対応に取り組んでまいります。</p>
<p>市町村に配分する事業については、市町村それぞれに事情があるため活用方法は市町村に任せて欲しい。</p>	<p>市町村に配分する森林づくり推進支援金については、地域における市町村の役割の大きさを認識した上での制度としているところであり、市町村が柔軟に活用できる仕組みとする一方で、目的、用途等を市町村に説明していただくこととしているものです。</p> <p>また、河畔林や学校林の整備など、特定の目的を持った補助事業の新設を想定しているものもあり、幅広い課題に対応できる仕組みとしたいと考えています。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>全体を通して種の多様性の視点が盛り込まれていない。農薬の空中散布では生物多様性への影響が生じることは避けられない。所有者負担が求められない状況では全てをきれいにするのは無理で、対応できる人がいるのかも問題。マツノザイセンチュウの媒介をしないカミキリムシの生態研究や被害への抵抗性のある松など、被害対策としての研究開発に森林税を出して欲しい。</p>	<p>空中散布については、地質や立地条件からマツの生育が優先する場所もあり、自然環境への影響も考えながら市町村とともに総合的な対応に取り組んでまいります。</p> <p>担い手については、税単独事業のウエイトを増やし、補助対象面積の要件を見直すことにより、小規模な事業者やNPO等の団体も事業を活用しやすくなることから、多様な担い手の参画が期待できるものと考えています。</p>
<p>被害木を売っても採算が合わず、所有者の負担も求められない。被害木は財産的な価値はゼロというくらいの前提で制度設計を行って欲しい。</p> <p>松枯れの問題は、進行の防止と枯損木への対応がある。地元の団体で倒れた木5本と枯れた木5本の処理を業者に依頼したところ 100 万円かかった。所有者の負担が生じないよう補助を考えて欲しい。また、枯れた木が倒れた後、災害の危険がないのか、山の保全をどうするのか住民が心配している。</p>	<p>森林税を活用した松くい虫対策としては、里山整備利用地域における被害木処理や里山再生(植栽含む)、被害木活用モデル(チップ化等)支援、森林づくり推進支援金による枯損木処理、樹種転換等の取組を想定しているところであり、市町村とも協力して、住民の皆様の御理解を得られるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、松くい虫被害対策全般については、危機感を持って対応しており、ライフライン周辺の森林所有者の負担を伴わない対応や、守るべき松林の整備、樹種転換、被害木の利活用などの取組を複合的・効果的に組み合わせることが重要と考えています。</p>
<p>子どもの遊び場として森は大切な場所。森林税を活用して整備ができるのであれば、専門家のアドバイスを聞きながら一緒にやりたい。枯れた松の枝が落ちてくる危険があり子どもの遊び場にも気を使う。長峰山への登山に行くこともあるが、子どもが安全に森を利用できるよう、枯れた松の処理をお願いしたい。</p> <p>森の中で学び育った子どもは、地域の里山を愛し、県の未来と森林を支える大人に成長する。県の未来のためにも子どもの学びの場である森の整備をお願いしたい。</p>	<p>本県の未来を担う子ども達が幼児期から豊かな自然に親しむことで、自然や地域に対する愛着を持った人材に育つよう、信州やまほいく(信州型自然保育)を推進しています。</p> <p>信州やまほいく認定園の活動フィールドを森林税を活用して整備し、子どもたちが安心して自然体験活動ができる森のフィールドを広げていきたいと考えています。</p>
<p>松くい虫で四賀地域の4割の松が枯れてしまった。国県道の沿線での被害木の処理が進んでいない。山全体が枯れてしまった場所もある。被害木を活用するとすればチップ化して燃料用にするくらいだが、利活用をするにも採算面が厳しいので、県で大型チップパーを購入し、貸出の仕組みをつくれればいいのではないかと。</p>	<p>チップパーについては、過去に県で保有して貸出していたこともあります。既に民間でチップパーの導入が進んでおり、これを活用することが有効と考えています。使用料についても補助対象になると考えているところです。</p> <p>また、御指摘のとおり国道、県道の松くい虫の対応に苦慮していることはお聞きしています。地域の御要望に添えるよう、緊急性の高い場所の整備に努めてまいります。</p>
<p>森林税では、木材生産だけでなく広い意味での生活環境としての森林や緑の維持を考えて欲しい。特に天然記念物の管理は所有者任せになっているのが現実。こうした天然記念物に指定された木の健康診断や樹勢の回復などにも活用して欲しい。</p>	<p>多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用に関する事業において、巨樹・古木などの天然記念物の保護活動についても、支援してまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>事業要件の緩和はありがたいこと。その一方で、里山整備を実施する際に所有者と協定を結ぶことになるが、長期間となっているため、所有者が躊躇するケースも多い。期間が妥当かどうか合理化を考えて欲しい。</p>	<p>協定の期間については、他事業の状況やこれまでの取組を検証し、適切なあり方について見直しをしてみたい。</p>
<p>やまほいくでは松くい虫による被害の更新跡地で安全に豊かな活動をさせてもらっている。今回示された4つの方向性はどれも大事だと思う。全てを対象にした場合 650 円が必要であるなら、500 円とどちらかを選択できる仕組みとしてはどうか。森の中での経験は、考えるだけでなく行動する人を育成する。森林税を活用して、森林を大事に守ってほしい。</p>	<p>税率に関しては、異なる税率を適用するのは現実的には難しいと思いますが、森林税の効果や森林の働きなどについて、様々な機会を通じて、より分かりやすく県民の皆様にお知らせするよう努めてまいります。</p> <p>また、定められた税率以上に御負担いただける場合は、「ふるさと信州寄附金」制度の活用が考えられますが、これまでもこの制度を活用いただいた事例もありますので、引き続き、森林税の趣旨に沿って御寄付いただいた寄附金については、関連する事業に活用させていただきたいと考えています。</p>
<p>地域の活性化という視点では、例えば自然を活用したアクティビティやアスレチックなどに森林を活用することも考えられる。10代、20代の若い世代は全く違う見方をするため、森林の利活用に関して、もっと若い人の力を借りてアイデアを集めてはどうか。</p>	<p>県民アンケートでは、特に若い世代での認知度が低いという結果が出ているため、世代を意識した広報活動や、若い世代のアイデアの活用にも取り組んでまいります。</p>
<p>県として、森林税とは別に、本来やらなければならない施策があるはずで、森林税を活用した施策はもっと絞るべきではないか。あまりに総花的のような気がする。</p>	<p>対象事業については、県民の皆様の要請も踏まえ、緊急に対応すべき事業や本県独自の事業として求められているもののうち、財源が必ずしも十分でないものについて精査し、厳選したうえで活用事業(案)としてお示ししています。</p>

長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）に係る県民説明会

【長野会場】

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 18 日（水）18：30～20：05  
 2 場 所 長野合同庁舎 501～503 号会議室  
 3 参加者 約 60 名  
 4 概 要

(1) 県からの説明

(2) 意見交換

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>森林税が始まった 10 年前は、京都議定書で温室効果ガス 6%削減を目指した頃だった。この 10 年間で長野県の森林は、どれくらいの二酸化炭素を吸収したのか。</p> <p>また、長野県は森林県から林業県へと飛躍をしようとしているところであるが、主伐が始まろうとしている中で大事なことは、誰が植えて育てるかということ。松くい虫に抵抗性のあるマツ、花粉の少ないスギ、ヒノキなどの苗木を育てることも大事なこと。</p>	<p>間伐による二酸化炭素の森林吸収効果については、おおよそ 4t-CO<sub>2</sub>/ha であるため、単純計算では 10 年間で約 80 万 t-CO<sub>2</sub> が吸収されたこととなります。</p> <p>また、松くい虫対策、花粉症の問題ともに深刻な問題として受け止めています。苗木の育成対策については、森林税ではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。</p>
<p>昭和 39 年の木材輸入自由化以降、林業の産業保護政策は行われてこなかった。結果として、主伐を行ったとしても所有者がこれまで育てた苦勞に見合うだけの回収ができない。このため伐採の後に放置される可能性が高い。他県では再造林に 9 割の補助を出している県もあるため、長野県でも森林税を活用して林業県への加速、資源の循環利用に取り組んで欲しい。</p>	<p>森林税では、里山整備利用地域内における里山を再生するための植樹作業など、地域が協働して取り組む活動を支援対象としてまいります。</p> <p>なお、主伐・再造林の取組は、本県が林業県へと飛躍するための大変重要な取組ですが、森林税を中心とするのではなく、県の林業政策の重要課題として取り組むべきと認識しています。本年度から、再造林コストの低減を図るため、伐採と再造林の一貫作業システムの実証試験を行っているところであり、今後、低コスト造林技術の普及・定着を図ってまいります。</p>
<p>森林整備の問題点は、地域に住んでいない人から同意がもらえないということ。所有者が誰か分からない森林もあり、信州新町では約 1/3 で必要な整備ができない状況。県条例で所有者の承諾がなくても手入れができるようにするなど、根本的な部分で問題を解決して欲しい。</p>	<p>不在村所有者や所有者不明の森林の同意取得の問題については、所有権が法律で保護されていることから、条例での対応は困難ですが、将来的には公的な施業の実施や管理のあり方も含めて研究していく必要があると考えています。</p>
<p>大北問題の県の指導・監督責任は大きい。二度とこのような事態が生じないようコンプライアンスの確立に取り組むべき。</p> <p>森林税については、基本的には賛成だが、より地域の期待に対応できるようにするため、市町村を通じて間伐や景観整備などに取り組んだ方が良い。森林組合を太らせるのではなく、所有者のためになるような政策を望む。</p>	<p>大北森林組合等の不適正受給事案に対して、厳正な対処を行うとともに、県組織全体としても県民起点の意識改革や風通しのよい組織づくりなどのコンプライアンスの推進に取り組み、県民の皆様からの信頼回復に全力で取り組んでまいります。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>自然保育を実施しているが、森林税を活用した取組については、基本的にありがたいことであり、是非進めて欲しい。</p> <p>一方、個々の取組も大事だが、いつもと違った環境の中での学びや、自然保育に取り組みたいとするきっかけ作りのための共同で利用できる体験センターのような拠点施設の設置やプログラムの開発を行ってほしい。</p> <p>今回の森林税では自然保育のフィールドに関し、森林所有者がわかれば整備をしてもらえるような観点があればありがたい。また、この活用事業の実施主体など、具体的にはどのような方法を想定しているか。</p>	<p>信州やまほいく認定園の活動フィールドを森林税を活用して整備し、子どもたちが安心して自然体験活動ができる森のフィールドを広げていきたいと考えています。</p> <p>また、自然保育のプログラム開発、人材育成については、教育委員会とも連携し、これまで行ってきた研修を更に発展させ充実を図ってまいります。</p> <p>御提案いただいた内容も参考にさせていただき、自然保育の普及推進のための事業に今後も取り組んでまいります。</p>
<p>整備の必要な里山が 68,000ha 存在するということが分かったが、今期と同様に、仮に年間 3000ha の間伐を実施するとした場合、20 年以上かかる見通しということか。また、多額の基金残の問題は大きな問題だと思う。間伐の実績と執行額とを比較すると、例えば H27 年度では執行額が大きすぎるのではないか。</p> <p>山からの収入が見込めない状況にあっては、所有者負担が足かせになってしまう。緩和政策をお願いしたい。</p>	<p>間伐面積については、森林の置かれている状況や労働力などの実効性を考慮して進めていくことが必要です。整備が進みにくいという里山の問題は、こうした取組を通じて地道に解決をしていくしかないと考えています。</p> <p>執行額と間伐面積との関係については、森林税が間伐以外にも様々な活動を支援していることもあり、単純に間伐面積に比例するものではないので御理解ください。</p> <p>所有者負担については、様々な意見があることも承知していますが、森林税を導入する際に様々な議論があつて決定されたものでありますので、従来の方針を維持したいと考えています。</p>
<p>森林の公益的機能に着目すれば、里山も奥山も同様の効果を発揮するものであり、一体的な整備ができるよう求めたい。また、森林づくり推進支援金から嵩上げ補助を外すこと理由は何か。</p>	<p>森林税は、これまでの財源では十分に対応できなかった里山の個人有林を対象とすることで、県民の皆様へ超過課税をお願いしているものです。奥山については、公的に管理する森林や林業振興に取り組む森林として、集約化や公的な管理を含め、通常事業を活用して整備を推進していきたいと考えています。</p> <p>森林づくり推進支援金による嵩上げ補助についても、同様に、通常事業として可能な事業への嵩上げは対象から除いたことによります。</p>
<p>つる草が山全体を覆い、植栽木を枯死させてしまうケースもある。つる草の除去など、ボランティアを募って実施することに森林税を活用したい。</p>	<p>ボランティアによる協働作業については、多様な者が参画できるよう柔軟な制度設計にしていきたいと考えています。</p>
<p>大北森林組合による不適正な補助金の返還額は、単純に平均すると年間 3 千万円にも及ぶ。結局これを県の補助金で賄うことになるのではないか。</p>	<p>大北森林組合の補助金返還に関しては、地域の特徴である広葉樹の活用を軸に想定しているものであり、県の補助金が返還金に充当される訳ではないので御理解をお願いします。</p>

御意見・御質問の要旨	県の考え方
<p>大北森林組合の問題がここまで大きくなってしまった背景は、不正への指摘を権力が押さえ付けてきたことにある。内部告発が組織を健全にするという点をよく考えて欲しい。</p>	<p>大北森林組合では、組合自身も自ら変わるということをめざし、外部の視点を導入してチェック体制を整えるとともに、ホームページで経営の全てを公開するなど体質改善に取り組むこととしています。県も森林組合も組織の健全化に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えています。</p>